

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月5日

【四半期会計期間】 2015年度第1四半期
(自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)

【会社名】 アフラック・インコーポレーテッド
(Aflac Incorporated)

【代表者の役職氏名】 会長兼最高経営責任者 ダニエル・P・エイモス
(Daniel P. Amos, Chairman and Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 31999 ジョージア州コロンバス
ウイントン・ロード1932
(1932 Wynnton Road, Columbus, Georgia 31999, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 門 田 正 行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 郁 乃

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 郁 乃

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- 注1. 別段の記載がある場合を除き、文脈に応じ、本報告書中の「当社」とは、アフラック・インコーポレーテッド又はアフラック・インコーポレーテッド及びその子会社を指し、「アフラック」とは、アフラック・インコーポレーテッドの完全子会社であるアメリカンファミリー生命保険会社(American Family Life Assurance Company of Columbus)を指す。
2. 別段の記載がある場合を除き、本報告書に記載の「ドル」又は「\$」は米ドルを指す。本報告書において日本の読者のために便宜上記載されている日本円への換算額は、1ドル=120.32円の換算率(株式会社三菱東京UFJ銀行が公表した2015年5月7日現在の対顧客電信売相場の値)を用いて算出されている。当該換算は、ドルが当該換算率又はその他の換算率で日本円に換算されること、換算されたこと、又は換算され得たことの表明であると解釈されるべきではない。
3. 本報告書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計の数値は計数の総和と一致しない場合がある。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

当四半期会計期間中、アメリカ合衆国、ジョージア州、ネブラスカ州、ニューヨーク州及びサウスカロライナ州における会社制度、当社の定款及び付属定款に規定する会社制度、当社に適用ある外国為替管理制度及び課税上の取扱いについて重要な異動はなかった。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(単位：百万ドル/百万円、株数及び1株当たり数値を除く。)

	2015年3月31日に 終了した3ヶ月間		2014年3月31日に 終了した3ヶ月間		2014年12月31日に 終了した1年間	
	ドル	円	ドル	円	ドル	円
収益合計	5,226	628,792	5,640	678,605	22,728	2,734,633
税引前当期純利益	1,013	121,884	1,104	132,833	4,491	540,357
当期純利益	663	79,772	732	88,074	2,951	355,064
包括(損)益合計	1,016	122,245	1,602	192,753	5,493	660,918
資本金	67	8,061	67	8,061	67	8,061
発行済社外普通株式総数(千株)	433,771		454,028		442,445	
純資産額(株主持分)	18,637	2,242,404	15,676	1,886,136	18,347	2,207,511
資産合計	121,401	14,606,968	123,292	14,834,493	119,767	14,410,365
自己資本比率(%)	15.4		12.7		15.3	
普通株式1株当たり配当額 (ドル/円)	0.39	47	0.37	45	1.50	180
普通株式1株当たり当期純利益 (基本)(ドル/円)	1.52	183	1.61	194	6.54	787
普通株式1株当たり当期純利益 (希薄化後)(ドル/円)	1.51	182	1.60	193	6.50	782
配当性向 (希薄化後ベース)(%)	25.8		23.1		23.1	
現金・預金及び現金等価物	4,363	524,956	1,994	239,918	4,658	560,451
営業活動により調達した(使用し た)純資金	1,460	175,667	1,615	194,317	6,550	788,096
投資活動により調達した(使用し た)純資金	2,078	250,025	2,123	255,439	4,241	510,277
財務活動により調達した(使用し た)純資金	322	38,743	32	3,850	147	17,687

後掲の連結財務諸表注記参照。

2【事業の内容】

当四半期連結累計期間中、当社及び関係会社の事業の内容に重要な変更はなかった。

第3【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当四半期連結累計期間中、当社が前事業年度にかかる有価証券報告書で述べた事業等のリスクに追加すべき新たな重要なリスク又は重要な変更はなかった。

2【経営上の重要な契約等】

該当なし。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績等の概要

経営陣による財政状態及び経営成績の解説と分析

予測情報について

1995年の私的証券訴訟改革法は、企業に対して、いわゆる「安全港」の規定を設けている。規定によれば、その記述が明らかに将来に向けたものであり、報告書に記載した内容と大きく異なる結果を引き起こす可能性がある重要な要素を記した、有意義な警告を伴うならば、自社の見通しに関する情報を積極的に提供するように奨励している。当社は、この条項を活用したいと考えている。本報告書には、将来の見通しと大きく異なる結果を引き起こす可能性がある重要な要素を記した警告を記載している。こうした将来の見通しは、本報告書の本章「当解説と分析」の中や、あるいはアナリストと当社役職員との議論、米国証券取引委員会（以下、「SEC」）に提出された文書の記述に含まれている。将来の見通しについての記述は、過去の情報に基づくものではなく、将来の事業、戦略、財務業績及びその他の進展事項に関するものである。更に、予測情報は、さまざまな仮定や、リスク、不確定要素から影響を受ける。特に、「予想する」「予測する」「確信している」「目標」「目的」「可能性がある」「すべきである」「推定する」「意図する」「見積もる」「するつもりである」「仮定する」「潜在的」「対象」、あるいはその他の類似した言葉を含む記述、また将来の結果についての特定の予測は一般に見通しを述べる部類に入る。当社は、見通しに関するこうした記述について、最新情報を提供する義務までは負っていない。

当社が常に言及している事項のほかに、予測と大きく異なる結果を引き起こす可能性がある事項は以下のとおりである。

- ・世界資本市場及び経済の困難な状況
- ・金融市場の安定化を目指す政府の行動
- ・当社の投資先の債務不履行及び信用格付けの引き下げ
- ・重要な金融及び資本市場リスクに対するエクスポージャー
- ・為替相場の変動
- ・運用利回りの大幅な変動
- ・当社保有の永久証券に関連する信用及びその他のリスク
- ・運用資産の評価に適用される異なる判断
- ・運用資産に係る減損金額の決定における重要な評価判断
- ・当社の条件に合致する円建て有価証券の限られた入手可能性
- ・特定の単一の発行体又はセクターに対する運用資産の集中
- ・日本に対する事業の集中
- ・その他の金融機関の信用力の低下
- ・保険料率の設定や責任準備金の算定に用いる仮定と実績の乖離
- ・子会社がアフラック・インコーポレーテッドに配当金を支払う能力
- ・不十分なりスク管理方針及び手続

- ・法律及び政府当局による規制の変化
- ・優秀な募集人と社員を引きつけ、維持する能力
- ・当社の財務力と発行体格付けの引き下げ
- ・情報システムの改善・開発に係る能力
- ・電気通信、情報技術及びその他の業務システムにおける障害、あるいはそのようなシステムに収録されているセンシティブなデータに関する安全性、機密性又はプライバシーの維持の失敗
- ・米国及び（又は）日本の会計基準の変更
- ・患者の個人情報及び情報セキュリティに関する規則の遵守の失敗
- ・訴訟の内容及び結果
- ・主要な経営陣メンバーの後継者を効果的に選出する能力
- ・伝染病、パンデミック、竜巻、ハリケーン、地震、津波、テロ行為を含む大惨事及びそれに付随して起こる被害
- ・保険業界における継続的な変化
- ・当社の評判に悪影響を及ぼす出来事
- ・年金及びその他退職給付プランに係る費用の増加
- ・内部統制やコーポレート・ガバナンス・ポリシー及び手続の失敗

「経営陣による財政状態及び経営成績の解説と分析」の概要

「経営陣による財政状態及び経営成績の解説と分析」（以下、「当解説と分析」）は、2014年及び2015年の3月31日に終了した3ヶ月間に、アフラック・インコーポレーテッド及びその子会社の財政状態と経営成績に影響を及ぼした事柄について知らせるものである。期中会計期間における経営成績は、必ずしも通年の経営成績を示唆するものではない。従って、以下の解説の閲読にあたっては、2014年12月31日に終了した事業年度の有価証券報告書における連結財務諸表及び注記を参照されたい。

当解説と分析は、以下の6つの部分から構成されている。

- 第1部：当社の事業
- 第2部：業績概要
- 第3部：重要な会計上の見積額
- 第4部：経営成績
- 第5部：財政状態の分析
- 第6部：資本及び流動性

第1部：当社の事業

アフラック・インコーポレーテッド（以下、「親会社」）とその子会社（第3「事業の状況」において総称して「当社」）は、日米両国で主に補完保険及び生命保険を販売している。当社の保険事業は、アフラックによって運営されており、米国においてはアフラック米国本社（以下、「米国社」）、日本においてはその支社であるアフラック日本社（以下、「日本社」）が事業を展開している。アフラックの保険契約の多くは個人保険で、独立代理店により販売されている。米国社は、アフラック団体保険というブランド名で営業しているコンチネンタル・アメリカン・インシュアランス・カンパニー（Continental American Insurance Company）（CAIC）を通じて団体保険を販売している。米国と日本は、当社保険事業の2大市場となっている。

第2部：業績概要

円建ての損益計算書の勘定は、期中の加重平均円／ドル為替レートを、貸借対照表の勘定は、期末の直物の円／ドル為替レートをそれぞれ用いてドルに換算されている。3月31日現在の直物の円／ドル為替レートは、2014年が1ドル＝102.92円であったのに対し、2015年は14.4%円安ドル高の1ドル＝120.17円であった。3月31日に終了した3ヶ月間の加重平均円／ドル為替レートは、2014年が1ドル＝102.70円であったのに対し、2015年は13.8%円安ドル高の1ドル＝119.16円であった。

円安ドル高を反映して、2015年第1四半期の収益は、2014年同期の56億ドルから52億ドルとなった。当期純利益は、2014年第1四半期の732百万ドル（希薄化後1株当たり1.60ドル）から663百万ドル（希薄化後1株当たり1.51ドル）となった。

2014年第1四半期の業績には、税引前資産運用実現損（純額）46百万ドル（税引後30百万ドル）が含まれていたのに対し、2015年第1四半期の業績には、税引前資産運用実現益（純額）13百万ドル（税引後8百万ドル）が含まれていた。2015年第1四半期の資産運用実現益（純額）には、一時的でない減損損失6百万ドル（税引後4百万ドル）、有価証券の売却及び償還から得た利益（純額）68百万ドル（税引後44百万ドル）及びデリバティブ評価による損失（純額）49百万ドル（税引後32百万ドル）が含まれていた。

株主持分に含まれていた投資有価証券及びデリバティブに係る未実現益（純額）は、2014年12月31日現在が47億ドルであったのに対し、2015年3月31日現在は50億ドルであった。

2015年3月、親会社は米国において公募により、10億ドルのシニア債を発行した。当社は、当社が発行したシニア債に係るドル建て元本及び利息を円建て債務に経済的に交換するために、クロス・カレンシー金利スワップ契約を締結した。2015年2月、親会社及びアフラックは共同で、50百万ドルの借入を可能とする銀行信用供与枠（アンコミテッド・ベース）を第三者との間で設定した。これらの取引についての詳細は、連結財務諸表注記7及び当解説と分析の第6部「資本及び流動性」の項を参照されたい。

2015年の当初3ヶ月間において、自己株式取得計画に基づき、当社は公開市場において、9.8百万株の当社の普通株式を600百万ドルで取得した。

第3部：重要な会計上の見積額

当社では、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下、「GAAP」）に沿って財務諸表を作成している。これらの原則は主に米国財務会計基準審議会（以下、「FASB」）により制定されたものである。当解説と分析において言及されているFASBにより制定されたGAAPとは、FASBの会計基準編纂書（ASC）を指している。GAAPに従って財務諸表を作成するため、経営陣は事業運営により生じる取引を記録するにあたり、最新の入手可能な情報に基づいて見積もりを行うことを求められている。当社の経営成績と財政状態を理解するうえで、当社が最も重要だと考えているのは運用資産及びデリバティブの評価額、繰延新契約費（DAC）、責任準備金、支払備金と法人税等に関する見積もりである。これらの重要な会計上の見積額の作成及び評価は、経営陣の分析や判断から導き出したさまざまな仮定をもとに算出したものである。それを適用することにより、2015年3月31日現在、財務諸表に計上する資産の93%及び負債の74%の価値が決定されるため、これらの見積額は当社の当期純利益や株主持分に直接影響を及ぼし、また、実際の経営成績や別の仮定をもとに算出した数字とは大きく異なる可能性がある。

2015年3月31日に終了した3ヶ月間において、重要な会計上の見積として当社が認識した項目における変更はなかった。詳細については、2014年12月31日に終了した事業年度の有価証券報告書における「経営陣による財政状態及び経営成績の解説と分析」の第3部「重要な会計上の見積額」を参照されたい。

新会計基準

新会計基準及び当社の財政状態と経営成績に与える影響の詳細については、連結財務諸表注記1を参照されたい。

第4部：経営成績

以下の解説は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下、「GAAP」）に基づかない当社の業績の評価方式、事業利益及び希薄化後1株当たり事業利益について言及したものである。事業利益は、当社が事業セグメントの業績を評価し、資源を配分するために用いるセグメント損益の評価方式である。事業利益

は、セグメント業績報告に関するGAAPの会計指針に一致し、当社のセグメントの業績の評価方式となっている。当社は、当社事業に収益をもたらす諸要素及び当社の保険事業の傾向について理解するために、事業利益の分析が極めて重要であると考えている。さらに、当社の事業全体に占める日本社の割合が非常に大きいいため、日本円から米ドルへの換算が与える影響を理解することも同様に重要であると考えている。

当社は事業利益（米国会計基準GAAP外の指標）を、当社事業から得られる利益と定義している。事業利益には、社債等に関連する支払利息を含み、予想不可能あるいは経営陣の力が及ばない要素、例えば、有価証券取引、減損、ならびにデリバティブ及びヘッジ活動から生じた資産運用実現損益、非経常的損益ならびにその他の非事業損益を当期純利益から除外する。アフラックのデリバティブ活動は、主として当社の投資ポートフォリオに関する為替及び金利リスクのヘッジならびに当社が発行する一部の社債に関する為替リスク及び円建ての予定キャッシュ・フローを管理するために用いられる。有価証券取引、減損、及びデリバティブ及びヘッジ活動から生じる実現損益ならびにその他及び非経常的損益は、全般的な経済情勢など外部環境が大きく影響すること、あるいは当社の保険事業に直接関係しない数少ない取引に関連するものであることから、アフラックの保険事業の基盤や傾向を必ずしも正確に反映していない可能性があるため、当社の経営陣はアフラックの保険事業の財務業績の評価にあたり、事業利益を使用している。

次の表は、当社の事業利益及び当期純利益ならびに希薄化後1株当たり事業利益及び当期純利益に影響を与えた調整項目を示している。

事業利益と当期純利益の調整

	単位：百万ドル	希薄化後1株当たり金額		
	3月31日に終了した3ヶ月間			
	2015年	2014年	2015年	2014年
事業利益	\$ 678	\$ 774	\$ 1.54	\$ 1.69
調整項目（税引後）：				
資産運用実現（損）益：				
有価証券取引及び減損	40	25	0.10	0.05
デリバティブ及びヘッジ活動の影響：				
外貨建投資に関連するヘッジ費用	(9)	(6)	(0.02)	(0.01)
その他のデリバティブ及びヘッジ活動	(34) ⁽¹⁾	(55) ⁽¹⁾	(0.08)	(0.12)
その他及び非経常的（損）益	(12)	(6)	(0.03)	(0.01)
当期純利益	\$ 663	\$ 732	\$ 1.51	\$ 1.60

(1) セグメント別業績を分析する際には、社債等に係る通貨スワップの公正価値変動のうち金利部分は営業利益として区分されるが、ここでは当該金利部分に関連した、2015年及び2014年の3月31日に終了した3ヶ月間のそれぞれ税引後利益11百万ドル及び6百万ドルが除外されている。

資産運用実現損益

当社の投資戦略は、会社の成長と収益性増加に重要な役割を果たす投資収益を安定的に確保するため、期限付証券に投資することである。この投資戦略には、当社の負債構造に由来するニーズに対して、ポートフォリオから生じる予想キャッシュ・フローを一致させるための資産と負債のマッチング（ALM）が含まれている。当社は、キャピタル・ゲイン又はロスを発生させる目的で有価証券を購入しないが、金融市場全般の状況及び特定の発行体の信用状況の変化、税務戦略ならびに（又は）全般的なポートフォリオの管理及びリバランスによって資産運用実現損益は発生する。また、資産運用実現損益は、当社の主な収益源である保険事業とは関係なく発生する。

有価証券取引及び減損

2015年3月31日に終了した3ヶ月間において、当社は、有価証券の売却及び償還により、税引前で68百万ドル（税引後で44百万ドル）の資産運用実現益（損失とのネット）を計上した。また当社は、一部の有価証券に対して一時的でない減損損失を認識した結果、税引前で6百万ドル（税引後で4百万ドル）の資産運用実現損を計上した。

2014年3月31日に終了した3ヶ月間において、当社は、有価証券の売却及び償還により、税引前で41百万ドル（税引後で27百万ドル）の資産運用実現益（損失とのネット）を計上した。また当社は、一部の有価証券に対して一時的でない減損損失を認識した結果、税引前で3百万ドル（税引後で2百万ドル）の資産運用実現損を計上した。

これらの投資活動のより詳細な内容については、連結財務諸表注記3を参照されたい。

運用資産種類別に見た税引前減損損失の詳細は以下のとおりであった。

3月31日に終了した3ヶ月間		
(単位：百万ドル)	2015年	2014年
社債	\$ 2	\$ 3
金融債	4	0
一時的でない実現減損合計 ⁽¹⁾	\$ 6	\$ 3

(1) 2015年及び2014年の3月31日に終了した3ヶ月間における有価証券を売却する意図の変更に伴う6百万ドル及び3百万ドルを含む。

デリバティブ及びヘッジ活動による影響

当社のデリバティブ活動には、連結VIEにおける通貨スワップ及びクレジット・デフォルト・スワップや、一部の期限付証券に対する為替先物取引及びオプション、金利スワップション及びフューチャー、円建ての予定キャッシュ・フローの一部をヘッジする為替先物取引及びオプション、ならびにシニア債及び当社が発行した劣後債の一部に関連する通貨スワップが含まれている。当社は、これらのデリバティブを、ヘッジ会計の効果を除いて評価した結果、3月31日に終了した3ヶ月間において、2014年及び2015年、それぞれ税引前で、84百万ドル（税引後で55百万ドル）及び49百万ドル（税引後で32百万ドル）の資産運用実現損（益金とのネット）を計上した。「デリバティブ及びヘッジ活動の影響」に含まれる可能性のあるその他の項目については、当解説と分析の第5部「財政状態の分析」の「ヘッジ活動」の項及び連結財務諸表注記4を参照されたい。

当社の資産運用実現損益の詳細については、連結財務諸表注記3及び4を参照されたい。

外貨換算表示

日本社は保険料の全額と投資収益の大半を円で受け取っている。また、保険金給付金と事業費は円で支払い、円建ての保険契約準備金に対応する円建て資産を保有している。これら及びその他の円建ての財務諸表勘定科目は、財務諸表を作成する際、ドルに換算される。当社は日本社の損益計算書の作成にあたっては当該期間の平均為替レートを、また日本社の貸借対照表の作成にあたっては期末の為替レートをそれぞれ使用している。

円を機能通貨とする日本社がアフラック全体に占める割合が大きいため、為替レートの変動が財務諸表上のドル表示の数値に大きな影響を及ぼすことがある。円安が進めば、財務諸表のドル表示の数値が結果的に小さくなる。逆に、円高が進んだ場合、財務諸表のドル表示の数値は結果的に大きくなる。すなわち、円安が進むと、当期の実績を前年同期と比較した場合の成長率は抑えられてしまうが、逆に円高が進むと、前年同期と比較した場合の当期の実績が大きく膨らむ。従って、当社は、外貨の換算は、当社や当社の株主にとって実際に経済的な意味を持つものというより、むしろアフラックの財務諸表作成に関連した事項であると考えている。

為替変動によって当社事業の成長率が歪められてしまうため、経営陣は外貨換算の影響を除外したうえでアフラックの財務業績を評価している。

法人税等

3月31日に終了した3ヶ月間における日米を合算した当社の税引前利益に係る法人税の実効税率は、2014年が33.7%であったのに対し、2015年は34.5%であった。

利益ガイダンス

当社の2015年の目標は、外貨換算による影響を除いた希薄化後1株当たり事業利益を対2014年比2%から7%増加させることである。日米両国において金利が歴史的な低水準にあるため、キャッシュ・フローを魅力的な利回りで運用することはさらに困難になっている。2015年4月、当社は連結ベースの資本ポジションを改善するため、社債の繰上償還を実行した（詳細については、当解説と分析の第6部「資本及び流動性」を参照されたい）。その結果、2015年第2四半期には希薄化後1株当たり事業利益に約0.34ドルの非事業ベースの繰上償還手数料の負担が発生するが、ネットの金利負担の軽減により、2015年通年では、希薄化後1株当たり事業利益は約0.07ドル増加する。当社が2015年の目標を達成した場合、為替変動の影響を含めた希薄化後1株当たり事業利益が為替レートの水準によってどのように変動するかを次の表にまとめた。

2015年希薄化後1株当たり事業利益予想 ⁽¹⁾

加重平均円 / ドル為替レート	希薄化後1株当たり 事業利益	対2014年増加率	為替の影響
100	\$ 6.47 - 6.77	5.0 - 9.9 %	\$ 0.18
105.46 ⁽²⁾	6.29 - 6.59	2.1 - 7.0	0.00
115	6.01 - 6.31	(2.4) - 2.4	(0.28)
125	5.77 - 6.07	(6.3) - (1.5)	(0.52)
135	5.56 - 5.86	(9.7) - (4.9)	(0.73)

(1) 2015年と2014年における資産運用実現損益（有価証券取引、減損、デリバティブ及びヘッジ活動の影響）、非経常的損益、ならびにその他の非事業（損）益を除く。

(2) 実際の2014年の年間加重平均為替レート

仮に当社が利益目標を達成し、平均円 / ドル為替レートが1ドル120円から125円で推移した場合、2015年通年の希薄化後1株当たり事業利益は5.74ドルから6.15ドルの間になるものと当社は見込んでいる。また、同様の為替レートを前提とすると、2015年第2四半期の希薄化後1株当たり事業利益は1.46ドルから1.57ドルの間になるものと当社は見込んでいる。

保険事業

アフラックの保険事業は、日本社と米国社の二つの事業セグメントから構成されている。日本社は、アフラックの支社として、当社の連結利益に最も大きく貢献している。GAAPは、各企業に対し、年間及び各中間期の財務諸表で事業セグメントについてその財務状況及び具体的な内容を報告するよう求めている。また、事業セグメント別の損益、特定の収益及び費用ならびに事業セグメント別の資産の評価方法についても報告するよう求めている。

当社では、新契約年換算保険料という指標で新規販売成績を評価している。新契約年換算保険料には、新規に販売した保険契約の保険料及び転換した保険契約の保険料増額分が含まれており、それらの契約が向こう12ヶ月有効に継続した場合に当社に納入される保険料を表している。日本社の新契約年換算保険料は当該期間に提出された契約申込書分の金額で集計されるが、米国社については、その期間に発行した保険証券分の金額

で集計される。一方、保険料収入又は経過保険料は財務業績を測る指標で、当該期間において有効に継続した契約について、期間比例で発生し、当社が収納した、もしくは収納予定の保険料を指している。

日本社

日本社の税引前事業利益

日本社の税引前事業利益と利益率は主に罹患率、死亡率、事業費、継続率及び運用利回りの状況によって影響を受ける。日本社の経営成績要約を次の表にまとめた。

日本社経営成績要約

(単位：百万ドル)	3月31日に終了した3ヶ月間	
	2015年	2014年
保険料収入（純額）	\$ 3,078	\$ 3,560
投資収益（純額）：		
円建て投資収益	319	361
ドル建て投資収益	294	302
投資収益（純額）	613	663
その他の（損）益	8	8
事業収益合計	3,699	4,231
保険金給付金（純額）	2,228	2,534
事業費：		
繰延新契約費償却	149	164
保険販売手数料	183	221
保険事業費他	320	379
事業費合計	652	764
保険金給付金及び事業費合計	2,880	3,298
税引前事業利益 ⁽¹⁾	\$ 819	\$ 933
加重平均円 / ドル為替レート	119.16	102.70

前年同期比増（減）率：	ドルベース		円ベース	
	3月31日に終了した3ヶ月間		3月31日に終了した3ヶ月間	
	2015年	2014年	2015年	2014年
保険料収入（純額）	(13.5) %	(8.8) %	0.2 %	1.4 %
投資収益（純額）	(7.5)	(1.7)	7.2	9.4
事業収益合計	(12.6)	(8.1)	1.3	2.2
税引前事業利益 ⁽¹⁾	(12.2)	(5.7)	1.8	4.6

(1) 当社の事業利益の定義については前掲「保険事業」の項を参照されたい。

3月31日現在の保有契約年換算保険料は、2014年が1兆5,800億円であったのに対し、2015年は1.4%増加し1兆6,000億円であった。保有契約年換算保険料の増加は、日本社における継続率の高さと新規販売の実績を反映している。保有契約年換算保険料を3月31日現在の為替レートでドルに換算した金額は、2014年が153億ドル、2015年が133億ドルであった。

日本社の投資ポートフォリオには、ドル建て有価証券やリバース・デュアル・カレンシー債（以下、「RDC証券」。元本償還が円、利払いがドルで行われる。）が含まれている。これらの資産からのドル建て投資収益が日本社投資収益全体に占める割合は、2014年の当初3ヶ月間は45%であったのに対し、2015年の当初3ヶ月間は約48%であった。ドルに対して円高が進んだ年に日本社のドル建て投資収益を円に換算すると、円ベースでの投資収益（純額）、事業収益合計と税引前事業利益の成長率が押し下げられる。一方、円安が進んだ年に日本社のドル建て投資収益を円に換算すると、円ベースでの投資収益（純額）、事業収益合計と税引前事業利益の成長率は押し上げられる。前年同期からの為替変動の影響を除いた場合、日本社の投資収益全体に占めるドル建て投資収益の割合は、2014年の当初3ヶ月間は43%であったのに対し、2015年の当初3ヶ月間は約44%であった。

次の表は、前年同期からの円／ドル為替レートの変動の影響を含めた場合と除いた場合を比較して、ドル建て投資収益及びその他関連項目が日本社の円ベースでの業績増加率に与えた影響を示している。

日本社経営成績対前年同期比増（減）率
（円ベース）
3月31日に終了した期間

	為替変動を含めた場合		為替変動を除いた場合 ⁽²⁾	
	3ヶ月間		3ヶ月間	
	2015年	2014年	2015年	2014年
投資収益（純額）	7.2 %	9.4 %	0.1 %	4.5 %
事業収益合計	1.3	2.2	0.2	1.5
税引前事業利益 ⁽¹⁾	1.8	4.6	(2.9)	1.5

(1) 当社の事業利益の定義については前掲「保険事業」の項を参照されたい。

(2) 当期のドル建て項目に係る為替変動を除いた場合の増（減）率は、前年同期と同一の円／ドル為替レートを用いて算出している。

日本社の円ベースの各種事業指標を次の表にまとめた。

事業収益合計に対する比率：	3月31日に終了した3ヶ月間	
	2015年	2014年
保険金給付金（純額）	60.2 %	59.9 %
事業費：		
繰延新契約費償却	4.0	3.9
保険販売手数料	5.0	5.2
保険事業費他	8.7	9.0
事業費合計	17.7	18.1
税引前事業利益 ⁽¹⁾	22.1	22.0

(1) 当社の事業利益の定義については前掲「保険事業」の項を参照されたい。

2015年3月31日に終了した3ヶ月間においては、再保険によって一部相殺されたものの、引き続き普通死亡保険に係る保険金給付金比率が上昇したことを反映し、保険金給付金比率は前年同期と比べて上昇した。2013年第3四半期末及び2014年第4四半期初に締結した再保険契約により、2015年3月31日に終了した3ヶ月間における保険金給付金比率は約68ベシス・ポイント低下している。また、2015年の当初3ヶ月間における事業費率は、主として消費税還付の増加により前年同期比で低下したが、この要因がなければ安定的であった。全体的に2015年3月31日に終了した3ヶ月間における税引前の事業利益率は前年同期と比べて引き続き安定していた。2015年通年については、税引前事業利益率は2014年通年とほぼ同水準になるものと当社は見ている。

日本社の販売

次の表は、3月31日に終了した期間における日本社の新契約年換算保険料の推移を示している。

	ドルベース		円ベース	
	3ヶ月間		3ヶ月間	
(単位：百万ドル/十億円)	2015年	2014年	2015年	2014年
新契約年換算保険料	\$ 226	\$ 269	27.0	27.6
前年同期比増(減)率	(15.7) %	(53.5) %	(2.2) %	(48.7) %

次の表は、3月31日に終了した期間において、日本社の新契約年換算保険料に占める割合を主要商品別で示している。

	3ヶ月間	
	2015年	2014年
医療保険	25.6 %	35.4 %
がん保険	41.5	18.6
普通生命保険：		
学資保険	10.3	11.0
WAYS	11.7	17.9
その他生命保険	7.2	9.2
その他	3.7	7.9
合計	100.0 %	100.0 %

日本社の商品ラインの基礎となっているのは、今までも、これからもがん保険と医療保険の第三分野商品である。2015年第1四半期の第三分野商品の販売額は、前年同期比で21.3%増加した。2013年4月の当社第一分野商品の料率改定以降、当社はがん保険及び医療保険商品の販売促進に一層力を入れている。2014年第3四半期末の日本郵政向けの専用商品を含む「新 生きるためのがん保険 Days」の発売を受けて、がん保険の販売は引き続き堅調であった。2014年第4四半期の「新 生きるためのがん保険 Days」の堅調な販売を受け、2015年第1四半期のがん保険の販売は、全ての販売網の合計で118%増となった。日本の医療制度の費用負担圧力が依然として高まるなか、第三分野保険商品へのニーズは将来も引き続き上昇すると当社は予想しており、日本社の医療保険及びがん保険商品は、今後も当社の商品ラインの重要な部分を占めるものと確信している。

2015年第1四半期における、WAYSと学資保険を含む日本社の第一分野保険商品の販売は、予想通り前年同期比で減少し、その減少幅は29.8%であった。この実績は日本社全体の契約年換算保険料の2.2%減につながった。当社は、第三分野商品の販売に注力を続けることから、2015年の第一分野商品の販売は、2014年に比べて減少するものと、引き続き見ている。

当社は、従来からの販売チャネルを通じた販売にも引き続き力を入れている。このチャネルは、企業系列法人代理店、独立法人代理店及び個人代理店で構成されており、2015年第1四半期の日本社の新契約年換算保険料合計の82.7%を占めている。2015年3月31日に終了した3ヶ月間において、当社は90店以上の新規代理店を開拓した。2015年3月31日現在、日本社の代理店数は約14,100店で、それら代理店に雇用されている当社商品の販売資格を持った登録募集人の数は116,100名以上であった。

2015年3月31日現在、日本社と販売契約を結んでいる金融機関数は371で、日本の全金融機関数の90%以上に上っている。金融機関チャネルでの販売は、日本社の2015年第1四半期の新契約年換算保険料全体の17.3%を占めていたが、2014年第1四半期は27.8%であった。

日本社及び日本郵政株式会社は、2013年7月、新たな提携契約を締結し、2008年に確立されたパートナーシップをさらに拡大させた（「日本の規制環境」の項を参照されたい。）。2014年6月末、株式会社かんぽ生命保険（以下、「かんぽ生命」）は、同社が直接運営している全79の支店を通じて、日本社のがん保険を販売する代理店委託契約を締結することについて、金融庁から承認を得た。また日本社は、日本郵政及びかんぽ生命専用のがん保険商品を開発し、2014年10月1日に発売した。2014年第4四半期、当社のがん保険を販売する郵便局数は約1万局に拡大したが、日本郵政はアフラックのがん保険を提供する郵便局を2016年第1四半期末までの間にさらに2万局まで拡大する方針である。当社は、日本郵政とのこの提携が、当社のがん保険の販売に一層の恩恵をもたらすものと確信している。

当社は、依然として日本において当社商品に対する継続的なニーズがあると確信している。2015年の当社の販売目標及び重点施策は、引き続き、がん保険及び医療保険を含む日本社の第三分野商品の販売が中心となる。従来からの販売チャネルは、これからも当社の成功の鍵となるが、全体の販売を増加させるために、当社は新たな販売チャネルとのパートナーシップを構築している。これらの販売チャネルには日本郵政を含んでおり、郵便局を通じた販売は着実に進展している。2015年、第三分野商品の販売については、最初の9ヶ月は平均で15%増となるものと確信している。しかしながら、2015年第4四半期の第三分野商品の販売については、前年との厳しい比較に直面するため、前年同期比で著しく減少し得ると確信している。

日本経済

日本銀行は、2015年4月の「金融経済月報」において、日本経済について次のような見解を述べている。日本の経済活動は、引き続き緩やかな回復を続けており、輸出は増加した。公共投資は高水準で横ばい圏内の動きとなっており、消費税増税を受けて住宅投資は減少を続けてきたが足もとでは下げ止まりつつある。個人消費は、雇用・所得環境が着実に改善するもとで、底堅く推移している。同報告書は、日本経済は緩やかに回復するものと予測している。輸出は、海外経済の回復に伴い、緩やかに増加することが期待されている。国内需要については、公共投資は高水準で横ばい圏内の動きの後、緩やかな減少傾向に転じていくものと見ている。個人消費は雇用・所得環境の着実な改善が続くもとで、引き続き底堅く推移するものとみている。住宅投資も、次第に底堅さを取り戻していくと予想されている。更なる情報は、2014年12月31日に終了した事業年度の有価証券報告書の「経営陣による財政状態及び経営成績の解説と分析」における「日本経済」の項を参照されたい。

日本の規制環境

2005年に、日本郵政の民営化を目的とする法案が成立した。この民営化に関する法律に基づき、2007年10月より、日本郵政が四つの事業体に分割され、それぞれ事業を開始した。2007年に、このうちの一つの事業体が郵便局を通じて販売するがん保険の商品提供会社として日本社を選定したのを受けて、当社では、2008年に郵便局におけるがん保険の販売を開始した。郵便局は従来から保険商品を購入する場所として人気があった。2012年4月に、郵政改革法案が国会を通過し、2012年10月1日に日本郵政グループの二つの事業体（郵便局株式会社と郵便事業株式会社）が統合した。2013年7月、日本社及び日本郵政株式会社は、新たな提携契約を締結し、2008年に確立されたパートナーシップをさらに拡大させた（「日本社の販売」の項を参照されたい。）。

2014年1月16日、日本の金融庁は保険業法により、日本社を含む日本の全ての保険会社に対して、「保険代理店使用人の適正化等について」と題する報告命令を発出した。各社に対し、販売代理店に関する条件の確認を求めるとともに、再委託の慣行（非従業員の契約募集人に販売代理店の立場で保険販売を行わせる場合）の中止を促進し、2015年4月30日までに報告するように命じている。当社の現在の販売チャネルの構成に照らせば、非従業員の契約募集人の利用は、日本社においては主力のチャネルではない。

2013年6月、金融商品取引法が改正され、金融機関の破綻による金融危機の発生を避止するため、業界の事後負担による金融機関の秩序ある処理の枠組みが確立された。この枠組みは、2014年3月に発効したが、日本における当社の業務に重要な影響を与えることはないと考えられる。

日本社の資産運用

円ベースの投資収益の水準は、営業活動から得られるキャッシュ・フロー、そのキャッシュ・フローの投資タイミング、新規運用資産の運用利回り、ドル建て投資収益に対する為替レートの変動及びその他の要因によって影響を受ける。

日本の低金利環境下で投資を行うという課題に取り組むため、日本社は利回りのより高い米ドル建ての市場で取引されている投資適格級の期限付社債への投資を実行し、これらの米ドル建て有価証券の公正価値に係る為替リスクをヘッジするため、為替先物取引及びオプション契約を締結した。当社はこのプログラムを、当社の投資ポートフォリオの配分に係る戦略的な見直しの一環として開始し、これを継続的なポートフォリオ配分の一環として維持しており、市況、全体的なポートフォリオ構成、代替投資対象、業務上の必要性及びその他の複数からなる要因に基づき、ニュー・マネーをこのプログラムに配分している。

2015年第1四半期、計画された運用ポートフォリオの多様化の実行にあたり、日本社は優先担保付バンク・ローン・プログラムに対する配分を約750百万ドル増加させ、全額ファンディングを実行するとともに、ハイ・イールド社債プログラムに500百万ドルを配分したが、これについては2015年3月31日現在で約373百万ドルのファンディングを実行した。これらのプログラムについては、当解説と分析の第5部「財政状態の分析」の項を参照されたい。

次の表は、3月31日に終了した期間の日本社の運用利回りを示している。

	3ヶ月間	
	2015年 ⁽¹⁾	2014年 ⁽¹⁾
ニュー・マネー利回り	1.13 %	1.99 %
運用資産平均残高に対する利回り（運用費用差引後）	2.86	2.76
ドル建て投資を含む期末ポートフォリオ簿価利回り	2.81 %	2.86 %

(1) 利回りは、市場で取引されている米ドル建て社債の為替リスクをヘッジする為替先物取引の費用差し引き前で報告されている。

上記の表のニュー・マネー利回りは優先担保付バンク・ローン及びハイ・イールド社債の購入に充当した運用資産の売却資金の再投資分を除いている。日本社のニュー・マネー利回りの低下は、主として2015年第1四半期のニュー・マネーが少額であり、その大半が相対的に低利回りの日本国債への投資に充当されたことによるものである。

当社の投資及びヘッジ戦略の詳細については、連結財務諸表注記3、4及び5ならびに当解説と分析の第5部「財政状態の分析」の項を参照されたい。

米国社

米国社の税引前事業利益

米国社の税引前事業利益と利益率は主に罹患率、死亡率、事業費、継続率及び運用利回りの状況によって影響を受ける。米国社の経営成績要約を次の表にまとめた。

米国社経営成績要約

	3月31日に終了した3ヶ月間	
(単位：百万ドル)	2015年	2014年
保険料収入（純額）	\$ 1,339	\$ 1,294
投資収益（純額）	166	161

その他の収益	3	0
事業収益合計	1,508	1,455
保険金給付金	710	686
事業費：		
繰延新契約費償却	128	130
保険販売手数料	147	145
保険事業費他	238	191
事業費合計	513	466
保険金給付金及び事業費合計	1,223	1,152
税引前事業利益 ⁽¹⁾	\$ 285	\$ 303

前年同期比増（減）率：

保険料収入（純額）	3.5 %	1.1 %
投資収益（純額）	3.3	2.5
事業収益合計	3.6	1.2
税引前事業利益 ⁽¹⁾	(6.1)	7.9

(1) 当社の事業利益の定義については前掲「保険事業」の項を参照されたい。

2015年3月31日現在の保有契約の年換算保険料は、2014年3月31日現在の55億ドルに比べて1.8%増加し、56億ドルとなった。

米国社の各種事業指標を次の表にまとめた。

	3月31日に終了した3ヶ月間	
事業収益合計に対する比率：	2015年	2014年
保険金給付金	47.1 %	47.1 %
事業費：		
繰延新契約費償却	8.5	8.9
保険販売手数料	9.7	10.0
保険事業費他	15.8	13.2
事業費合計	34.0	32.1
税引前事業利益 ⁽¹⁾	18.9	20.8

(1) 当社の事業利益の定義については前掲「保険事業」の項を参照されたい。

2015年3月31日に終了した3ヶ月間において、保険金給付金比率は前年同期比で安定した数値となった。事業費率は、米国社の販売体制の改編に伴う経費増を主たる要因として、上昇した。この変動の結果、2015年3月31日に終了した3ヶ月間における税引前事業利益率は、前年同期比で、全般的に低下した。2015年の残りの期間においては、前年との比較で、保険金給付金比率は比較的安定的な数値になり、事業費率は第2及び第3四半期に上昇するものの、第4四半期には低下するものと当社は予測している。

米国社の販売

次の表は、3月31日に終了した期間における米国社の新契約年換算保険料を示したものである。

	3ヶ月間	
(単位：百万ドル)	2015年	2014年
新契約年換算保険料	\$ 316	\$ 318
前年同期比増（減）率	(0.5) %	(4.4) %

次の表は、3月31日に終了した期間における米国社の新契約年換算保険料に占める割合を主要商品別で示している。

	3ヶ月間	
	2015年	2014年
将来の収入に備える保険：		
短期所得保障保険	23.6 %	21.6 %
普通生命保険	6.0	6.2
大きな出費に備える保険：		
事故・重度障害保障保険	29.0	27.9
重大疾病保険 ⁽¹⁾	21.1	21.1
日々の医療を支援する保険：		
入院保障保険	14.6	16.8
歯科／眼科医療保険	5.7	6.4
合計	100.0 %	100.0 %

(1) がん保険、重大疾病保険及び入院集中治療保険を含む。

2015年第1四半期の新契約年換算保険料は、前年同期比で、米国社の主力商品である事故・重度障害保障保険が3.6%増加、短期所得保障保険が8.8%増加、重大疾病保険（がん保険を含む。）が0.5%減少、入院保障保険が14.1%減少した。

2015年第1四半期、当社の従来からの販売部隊は、週次で活発な業績のある米国登録募集人8,900名以上を含んでいた。当社は、平均的に週次で業績のある登録募集人を計測することは、当社の販売責任者が進捗状況やニーズを適時かつ能動的に把握することを可能にするものと確信している。当社は、従来の販売部隊の規模及び能力を拡大させるだけでなく、引き続き、主として大口市場を扱う保険ブローカーとの関係を構築し、発展させている。

団体保険商品を加えたことで、当社の販売網が広がり、より大きな企業、ブローカー、及び当社の従来からの募集人との間で販売の機会が増加している。団体保険商品が訴求することにより、引き続きより大きな企業とその従業員にアクセスできる機会が増加すると当社は期待している。当社の団体及び個人保険の商品ポートフォリオは、企業に対して、その従業員がより価値が高く包括的な保障内容を選択する機会を与えている。

2014年第3四半期に始まり、同年第4四半期も継続実施されているが、米国社は、販売の組織階層に対するより競争力のある報酬の提供や、販売戦略を全米にわたってより効率的かつ一貫性を持って実行するよう当社を位置づけることを軸とする、戦略的な取り組みを展開している。これらの取り組みは販売統括の成功とアフラックの成功がより密接にリンクするよう策定されている。例えば、主としてアフラックの商品の販売と新たな募集人の教育に責任を持つ、当社の販売統括の第一階層に属する地区のセールス・コーディネーターについては、インセンティブ・ボーナスを通じて報酬の改善を図った。さらに、歩合制の州のセールス・コーディネーターを廃止し、州の業務をよりよく運営するため、2014年10月1日付でマーケット・ディレクターのポジションを新たに導入した。マーケット・ディレクターには、固定給のほか、販売実績に応じてボーナスを得ることのできる制度が適用された。当社は、これらの変更によって業績管理の改善が図られ、今後も改善が続くとともに、報酬を新しい営業成績によりよく連携させることができるものと確信している。

変化を続けるビジネス市場と、米国の医療制度改革の結果としてもたらされるであろう保障の標準化により、当社は、アフラックの任意加入保険がこれまで以上に求められる商品になるものと確信している。当社の商品は、増加する医療費に係る自己負担分や家計費、あるいは収入や資産の毀損に備え、それらの一助となるよう現金給付を行うものである。より大口の企業への販売を拡大しようとしている当社にとって、団体保険及び大口市場を扱う保険ブローカーとの関係は販売促進に有効である。最も適切で費用対効果が大きな商品を顧客に提供する機会を特定するために、当社は常に市場を評価している。当社商品に対するニーズは依然として大変強いものと確信しており、全ての規模の企業にアクセスできるよう当社の販売力の向上に引き続き努めている。その中には、当社の販売部隊とブローカーの業界双方の利益となるような施策が含まれている。同時に当社は、変化を続ける医療環境の中で、当社のブランド力と魅力的な商品ポートフォリオを活用するための機会を追求している。米国社の2015年の目標は、新契約年換算保険料を前年比で3%から7%増加させることである。

米国経済

米国経済において事業を展開することは、依然として困難である。医療制度改革の実行について不確実な状況が長引いていることから、多くの企業や消費者が、医療保障に関する決定を先延ばしにしているが、当社は、当社商品に対するニーズは依然として強く、米国は引き続き当社商品にとって広大で魅力的な市場であると確信している。

米国の規制環境

医療費負担適正化法は、あらゆる年齢と所得水準の米国国民が包括的な高額医療費保険に加入することを指すものである。この法律の主な部分は、2014年1月1日に有効となった。この法律の主要な対象は、高額医療費保険であるため、当社の保険商品の設計への大きな影響はない。しかし、この法律及び規制の間接的な影響は、実行に関する不確実性を含め、当社の販売モデル、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性のある試験及び（又は）機会を当社にもたらす可能性がある。日本における国民皆保険制度での当社の経験に基づき、当社は、今後数年のうちに、補完保険商品に対するニーズは大きくなっていくと確信している。

ドッド・フランク法がもたらしたもののの中に、「金融安定化及び監督評議会」（以下、「評議会」）の創設がある。2012年4月、評議会は、連邦準備制度理事会（以下、「理事会」）の監督対象となるノンバンクの金融会社に指定するかどうかの決定に関する一般的なプロセスについて、その最終規則を公表した。一定の保険会社あるいは保険持株会社を含むノンバンクの金融会社が米国の金融安定化に対して脅威となり得るかどうかは、評議会における三分の二の議決をもって決定できることとなった。もし脅威となり得ると議決された場合は、理事会の厳しい規制下に置かれる。2013年4月3日、理事会はノンバンクの金融会社が「専ら金融業務に従事している」と決定するための要件、すなわち、評議会による指定の必要条件を定める最終的な規則を公表した。理事会の厳しい規制には、必要自己資本の管理、レバレッジの制限、流動性の確保と検査が含まれる。理事会は、当該会社の合併、買収及びその他の事業統合取引を行う能力を制限し、金融商品の提供を制限し、一つあるいは複数の事業を終結させ、または事業の運営方法に関する条件を課すことができる。2013年、評議会は、保険会社二社をシステム上重要な金融機関に指定し、2014年には追加でさらに保険会社一社を指定した。2014年12月18日、オバマ大統領は保険資本基準明確化法に署名し法律として成立させた。この法律は、連邦政府の監督対象となる保険会社に係る保険自己資本基準の適用についての理事会の権限を明確化するものである。アフラックは、ドッド・フランク法による定義では、専ら金融業務に従事しているノンバンクの金融会社であるが、アフラックが米国の金融安定化に対して脅威となり得る会社と見なされることはない、当社は確信している。

ドッド・フランク法第7章及びそれに基づく規制は、日本社のために行われているものを含む、アフラックのデリバティブ活動に影響し得る。一定の種類のデリバティブについて、集中決済と担保を求める規則や規則案は、特に影響を与え得る。五つの米国の銀行規制当局及び米国商品先物取引委員会(CFTC)は、最近、未決済のスワップに関する担保についての規則を再び公衆からのコメントに付した。この提案通りとなった場合、これ

らの規則により、アフラックによる担保の差し入れ増が必要となるか又は当社が差し入れることが認められる担保の種類に制限が課される可能性がある。

またドッド・フランク法は、財務省内に「連邦保険事務所」（以下、「FIO」）を設立し、保険業界を包括的に監督すると同時に、特定の医療保険、特定の長期介護保険及び農作物保険以外の保険事業を監督する。米国の保険会社は、伝統的には、主に各州の保険局による規制を受けてきた。2013年12月、FIOは、「米国における保険の規制システムをいかに現代化し改善するか」と題するレポートを公表した。このレポートは、ドッド・フランク法により求められたもので、近い将来に州が改革すべき状態について、18の推奨領域を挙げている。その中には、適正自己資本、安全性/健全性、保険会社の意思決定慣行の改革、市場規制の改革が含まれている。このレポートは保険規制に関して連邦政府が直接関与すべき九つの推奨領域についても取り上げている。2013年12月に公開されたFIOのレポートで概要が示されていた推奨の一部は既に実行に移されている。アフラックが適用対象となる、連邦政府が直接関与する保険規制の九つの推奨領域のうち、オバマ大統領は2015年1月、全米登録エージェント・ブローカー協会改革法に署名し法律として成立させた。これによりエージェント及びブローカーの州際的な免許取得手続きが簡略化された。FIOはまた、国内大手及び国際的に業務を展開する保険会社についての財務の安定性の監視及び規制のギャップを特定するため、監督カレッジとも連携している。

2013年12月10日、五つの米国金融規制当局が、ドッド・フランク法第619条により創設された「ボルカー・ルール」の実行に関する最終規則を適用した。ボルカー・ルールは、一般的に「銀行業を営む主体」の自己勘定取引を禁じており、その他にも、「プライベート・エクイティ・ファンド及びヘッジ・ファンド」との投資活動や、その他の特定の活動を禁じている。最終規則は2014年4月1日に有効となったが、規制当局がボルカー・ルールの最終版を公表した時点で、連邦準備制度は、銀行業を営む全ての主体に適合させる期間を2015年7月21日まで延長することについて公表した。ボルカー・ルールの最終版に対する業界からの質問に対して、通貨監督庁、連邦準備制度、連邦預金保険公社、SEC、及び米国商品先物取引委員会を含む五つの米国金融規制当局は、2014年1月14日、質問に明確に答える形で中間的な最終規則を発表した。これによると、信託優先証券を裏付けとする債務担保証券（CDO）が一定の基準を満たしている場合、銀行業を営む主体は、同証券に対する持分を有することができる。

2014年12月18日、連邦準備制度はボルカー・ルールへの適合期間について、二度目の延長を公表した。これにより、銀行業を営む主体に対して、2013年12月31日以前に存在していた規制対象ファンド及び外国ファンド（従前対象ファンド）に対する投資及び関与に係る適合期間を2016年7月21日まで延長した。連邦準備制度はまた、銀行業を営む主体に対して、これらの従前対象ファンドに対する持分及び関与についての適合期間を将来さらに1年延長し、2017年7月21日までとする用意があることについても公表した。連邦準備制度は、自己勘定取引に関する適合期間の延長を行わなかった。

預金保険の対象となる業務を行う企業と関係がない、あるいは、「銀行業を営む主体」との定義に該当しない、アフラックのようなノンバンクの金融会社は、一般的にはボルカー・ルールにおける禁止事項の対象とはならない。しかしながら、適合期間の終了が近づくと、一部の市場の流動性の低下や銀行業を営む主体によるポジションの終了等を通じて、ボルカー・ルールにおける禁止事項が全般的な金融市場に影響を及ぼすことはあり得る。

ドッド・フランク法の施行プロセスは継続しており、随時、追加のルール作りが続いている。現時点において、ドッド・フランク法による当社の米国事業、当社の財政状態及び経営成績への影響について、いかなるレベルの確実性をもってしても予測できない。

米国社の資産運用

投資収益の水準は、営業キャッシュ・フロー、キャッシュ・フローの投資タイミング、新規運用資産の運用利回り及びその他の要因によって影響を受ける。米国社は主として投資適格級の社債に投資している。

次の表は、3月31日に終了した期間における米国社の運用利回りを示している。

3ヶ月間			
	2015年	2014年	
ニュー・マネー利回り	3.79 %	4.33 %	
運用資産平均残高に対する利回り（運用費用差引後）	5.21	5.54	
期末ポートフォリオ簿価利回り	5.85 %	5.96 %	

2015年3月31日に終了した3ヶ月間における米国社のニュー・マネー利回りの低下は、主として前年同期比で全般的な金利水準が低下したことによるものである。当社の資産運用の詳細については、連結財務諸表注記3及び5ならびに当解説と分析の第5部「財政状態の分析」の項を参照されたい。

第5部：財政状態の分析

機能通貨における当社の財政状態は好調に推移している。財務諸表の作成にあたり、円建ての貸借対照表の各項目は、各期の期末日現在の円／ドル為替レートを用いてドルに換算されている。

貸借対照表の一部項目について、実際に報告された2015年3月31日現在の数値と、仮に2014年12月31日現在と円／ドル為替レートが変わらなかったと想定した報告数値の比較及び為替変動による影響は次の表のとおりである。

貸借対照表の一部項目に対する為替の影響

(単位：百万ドル)	報告された金額	為替の影響	為替の影響を除いた金額
円／ドル為替レート ⁽¹⁾	120.17		120.55
運用資産及び現金・預金	\$ 108,711	\$ 209	\$ 108,502
繰延新契約費	8,319	17	8,302
資産合計	121,401	234	121,167
保険契約準備金	85,564	239	85,325
負債合計	102,764	263	102,501

(1) 2015年3月31日現在の円／ドル為替レートは1ドル＝120.17円で、2014年12月31日現在の円／ドル為替レート 1ドル＝120.55円に比べ0.3%の円高であった。

金融商品の市場リスク

当社の資産運用方針は、現在及び将来において、保険契約者に対する当社の契約義務が果たせるよう、堅実な方法で資産を運用するという受託者としての責務を全うすることである。それは同時に、一定のリスク許容量や制限を守り、適切な流動性を保ちつつ、長期的な株主価値を最大化させるという目標に則り、資産運用によってもたらされる長期的な財務収益を最大化させることでもある。

次の表は、事業セグメント別の保有有価証券の内訳を示している。

事業セグメント別保有有価証券

(単位：百万ドル)	日本社		米国社	
	2015年3月31日 現在	2014年12月31日 現在	2015年3月31日 現在	2014年12月31日 現在
売却可能有価証券（公正価値）：				
期限付証券	\$ 53,458	\$ 52,196	\$ 13,363 ⁽¹⁾	\$ 12,940 ⁽¹⁾
永久証券	2,499	2,609	61	60

持分証券	23	23	5	5
売却可能有価証券合計	55,980	54,828	13,429	13,005
満期保有有価証券（償却原価）：				
期限付証券	34,262	34,242	0	0
満期保有有価証券合計	34,262	34,242	0	0
保有有価証券合計	\$ 90,242	\$ 89,070	\$ 13,429	\$ 13,005

(1) 親会社が保有していた投資適格級売却可能期限付証券（2015年は498百万ドル、2014年は437百万ドル）を除く。

当社が期限付証券に投資しているため、当社保有の金融商品は主に為替リスク、金利リスク及び信用リスクの3種類の市場リスクを負っている。

為替リスク

日本社の保険事業の機能通貨は円である。日本社の保険料、保険金給付金及び保険販売手数料は全て円で受け取るか、または支払う。その他の事業費の大半も同様である。日本社の現金・預金及び負債は大部分が円建てである。2015年3月31日現在、日本社の運用資産は、主として、償却原価で628億ドルの円建て有価証券である。一方、日本社は2015年3月31日現在、償却原価で136億ドルのドル建ての有価証券を保有しており、これに関する公正価値の為替リスクはヘッジされている。また2015年3月31日現在、この他に、償却原価で77億ドルの有価証券を保有しているが、為替リスクはヘッジされていない。こうした運用資産の配分により、2015年3月31日に終了した3ヶ月間における日本社の投資収益の52%は円建てで、残りは米ドル建てであった。これに加えて、親会社は円建て社債を発行している。

当社では、円資金を実際にドルに換金する際にのみ経済事象としての為替リスクに晒される。これは、日本社から米国社への円建ての利益送金の際に発生する。送金時点の為替レートは、円建ての利益を実現した時点の為替レートと異なるためである。送金された円資金の一部は円のまま親会社の円建て社債の利息支払いに充てられ、残額は実際にドルに換金される。2015年2月の日本社からの円建て利益送金の一部に係る為替リスクをヘッジするために、当社は300億円相当分について、ヘッジ戦略の一環として、為替先物取引契約を有していた。2015年3月31日現在、当社は日本社からの将来の利益送金1,575億円についての為替リスクをヘッジするため、為替先物取引契約を有していた。

利益送金に加えて、日本社の一部の投資活動において、円がドルに換金された場合に、当社は経済的な為替リスクに晒される。上述のとおり、当社は一部の円建てキャッシュ・フローをドル建て資産に投資している。この場合、当社は投資を実行する前に、円建てキャッシュ・フローを米ドルに転換する必要がある。前述のとおり、当社は一部のドル建て有価証券の公正価値に係る為替リスクをヘッジするために、為替先物取引契約及びオプション契約を締結する。これらの投資で得たドル建てクーポンの支払いは、ヘッジされておらず、為替変動の影響を受け、かかる為替変動の影響は当期純利益に計上される。また、日本社はリバース・デュアル債（RDC証券。元本償還が円、利払いがドルで行われる。）に投資しているため、アフラックは為替リスクに晒されている。ドル建てクーポンに対する為替変動の影響が当期純利益に計上される一方で、円建て有価証券に関する為替変動の影響は、売却可能有価証券に係る未実現損益の一部としてその他の包括利益累計額に計上される。RDC証券は、購入時点では当社の投資基準を堅持しており、購入時点で日本国債又は他の公社債よりも高い利回りを確保していた。円がドルに対して、1ドル＝約40円の円高になってはじめて、これらのRDC証券の利回りが比較可能な日本国債の利回りと同等のレベルになる。

上記の活動を除いて、当社では通常、円貨をドル貨に実際に換金しないが、財務諸表の作成にあたり、円をドルに換算する。従って、財務諸表上の数値は為替レートの変動の影響を受ける。外貨換算未実現損益はその他の包括利益累計額に計上されている。為替レートが円安ドル高で推移した期間に円をドルに換算すると、財務諸表上の換算額は小さくなる。逆に、為替レートが円高ドル安で推移した期間に円からドルに換算すると、財務諸表上の換算額は大きくなる。一般的に、円安ドル高は、円建ての運用資産をドルに換算した場合に、その価値にマイナスの影響を与える。当社は、株主持分に与える為替変動の影響を最小限に抑えるように努力している。その方法として、日本社は投資ポートフォリオの一部をドル建て有価証券で保有し、一方、親会社は

円建て社債を発行している（詳細については、当解説と分析の第5部「財政状態の分析」の「ヘッジ活動」の項を参照されたい。）。このため、当社の純資産に及ぼす為替変動の影響は軽減されている。

次の表は、当社の円建て資産・負債及び連結円建て純資産のドル表示額に与える為替変動の影響を示している。

為替変動による円建て資産及び負債のドル表示額への影響

(単位：百万ドル)	2015年3月31日現在			2014年12月31日現在		
円/ドル為替レート	105.17	120.17 ⁽¹⁾	135.17	105.55	120.55 ⁽¹⁾	135.55
円建て金融商品：						
資産：						
売却可能有価証券：						
期限付証券 ⁽²⁾	\$ 32,203	\$ 28,184	\$ 25,056	\$ 32,178	\$ 28,174	\$ 25,056
期限付証券—連結VIE ⁽³⁾	1,026	898	798	1,273	1,114	992
永久証券	2,346	2,054	1,826	2,458	2,153	1,914
永久証券—連結VIE ⁽³⁾	393	344	306	390	341	304
持分証券	19	17	15	19	17	15
満期保有有価証券：						
期限付証券	39,054	34,179	30,386	39,013	34,159	30,379
期限付証券—連結VIE ⁽³⁾	95	83	74	95	83	74
現金・預金及び現金等価物	258	225	200	370	324	288
デリバティブ	2,177	705	1,113	596	802	1,266
その他金融商品	164	144	128	159	139	124
小計	77,735	66,833	59,902	76,551	67,306	60,412
負債：						
社債等	375	328	292	372	325	290
デリバティブ	569	599	2,217	992	2,423	3,881
小計	944	927	2,509	1,364	2,748	4,171
円建て純金融資産	76,791	65,906	57,393	75,187	64,558	56,241
その他円建て資産	8,637	7,559	6,720	8,212	7,190	6,394
その他円建て負債	94,898	83,052	73,836	92,902	81,342	72,341
為替変動の影響を受ける円建て連結純資産（負債） ⁽²⁾						
	\$ (9,470)	\$ (9,587)	\$ (9,723)	\$ (9,503)	\$ (9,594)	\$ (9,706)

(1) 実際の期末為替レート

(2) 「日本社の資産運用」の項で述べた、当社がそのために為替先物取引契約を締結した米ドル建て社債は含まれていない。

(3) 連結VIEにおいて対応する通貨スワップを有する米ドル建て債券は含まれていない。

当社は一部の変動持分事業体（「VIE」）の連結を求められている。キャッシュ・フローの変動を最小限に抑える目的で、外貨建てキャッシュ・フローを日本社の機能通貨である円に転換するために、日本社のポートフォリオにおける連結VIEのいくつかに対して通貨スワップを設定している。通貨スワップは、二つの通貨の元本金額を交換し、合意による為替レートで将来の決められた期日に再度通貨を交換するものである。また、合

意による為替レート及び名目元本に基づいて、一定の間隔で定期的に支払の交換を行うこともある。連結前、これらのVIEに対する当社の受益持分は売却可能債券に区分される円建ての期限付証券であった。連結にあたり、当初のこの円建ての投資について認識が中止される一方、裏付けとなる期限付証券又は永久証券及び通貨スワップが認識された。米ドル建て投資と通貨スワップの組み合わせにより経済的に円建て投資が組成され、当社の純投資ヘッジのポジションに影響を与えない。

同様に、当解説と分析の「日本社の資産運用」の項で述べた、米国社債と当社が締結した為替先物取引契約及びオプション契約の組み合わせは、経済的に円建て投資を組成することとなる。この投資は、純投資ヘッジの目的で、日本社に対する当社の投資の一部に含められることの適格性を有している。

当社の日本社の純投資ヘッジの詳細については、当解説と分析の「ヘッジ活動」の項を参照されたい。

金利リスク

当社の主な金利リスクは金利の変動が債券及び永久証券の公正価値に及ぼす影響である。当社は、2014年12月31日現在及び2015年3月31日現在の当社の運用ポートフォリオに基づいて、市場金利が100ベース・ポイント上昇することによって生じる当社保有の債券及び永久証券の公正価値の下落を次の表のように評価している。

(単位：百万ドル)	2015年3月31日現在	2014年12月31日現在
円建て債券及び永久証券への影響額	\$ (9,196)	\$ (9,379)
ドル建て債券及び永久証券への影響額	(3,524)	(3,427)
債券及び永久証券全体への影響額	\$ (12,720)	\$ (12,806)

当社の保有する債券及び永久証券の公正価値に影響を与える要素は多様である。その一つは金利環境の変化である。金利環境の変化によって、ある期間にそれらの債券及び永久証券に発生する未実現損益がそれより前の期間に比べて増減する。一般的に、市場金利の低下が債券及び永久証券に未実現益をもたらし、また市場金利の上昇が未実現損を発生させるが、当社は概してそれらの有価証券を価値の回復、場合によっては満期まで保有する意図及び能力があるため、未実現損益の大部分については実現する予定はない。債券及び永久証券の未実現損失に関する詳細については、連結財務諸表注記3を参照されたい。

当社は、デュレーションあるいは当社の資産及び負債についての詳細な分析を行っている。現状では、債券及び永久証券の満期償還金を再投資する際、その利回りは以前に販売された保険契約の責任準備金の予定利率を下回る場合がある。しかし、当社の既存の契約にさまざまな特約を付加することで、これらの保険契約の逆ざやの回避に努めている。このため、全般的に、商品構成が変化したことや、死亡率、罹患率及び事業費がいずれも順調に推移していることから、日本社の事業全体としては十分な利益率を確保している。

金利スワップションは、金利スワップに関するオプションである。当社は、日本社で保有している一部のドル建て売却可能有価証券をヘッジするために、二つのスワップション・ポジションの組み合わせである金利カラー取引を行った。当社は、カラー取引を、金利変動に伴うドル建て売却可能有価証券の公正価値の著しい変動からこれを保護する目的で利用している。当社は、コストを最小限に抑えるため、「キャップの買い」による支払オプション料が「フロアの売り」によって受取るオプション料により相殺される水準で各カラーに行使価格を設定する。

全般的な経済情勢に応じ、当社は金利リスクをヘッジするために一定期間他のデリバティブ取引を行う可能性がある。

当社の金利デリバティブの詳細については、連結財務諸表注記4ならびに2014年12月31日に終了した事業年度の有価証券報告書における連結財務諸表注記9及び「経営陣による財政状態及び経営成績の解説と分析」第5部「財政状態の分析」中の「金利リスク」の項を参照されたい。

信用リスク

当社の投資ポートフォリオの大部分は債券又は永久証券で構成されており、当社はこれらに内在する発行体に対する信用リスクに晒されている。当社は、新規投資については個別に注意深くこのリスクを評価し、既存の投資ポートフォリオの信用リスクについては、綿密にモニタリングする。当社は、ポートフォリオにおけるそれぞれの投資に関する信用リスクを受容することの是非に加え、当社商品及び負債からのニーズ、全体的な事業要件ならびにその他の要因を考慮している。

当社の信用ポートフォリオに内在するリスクの評価には、発行体の事業活動、資産、製品、市場ポジション、財政状況及び将来の見通しに対する評価など、いくつもの要素が含まれている。当社はまた、特定の投資に対する信用格付の付与にあたっては、全米公認格付機関（以下、「NRSRO」）の評価を取り入れなければならない。当社が保有する全てのポートフォリオ及び見込みのある投資先に対する信用リスクの社内評価を大規模に行うために、経験豊富な信用投資の専門家で構成されたチームを設けている。

以下の二つの表で引用されている当社が保有する有価証券の格付けは、主要なNRSRO（ムーディーズ、S&P及びフィッチ）によるものであるが、格付けが付与されていない場合は、当社の分析により付与された格付けに基づき、決定されたものである。投資適格級の有価証券で主要な格付け会社による格付けが等しくない場合は、2番目に低い格付けを用いることとしている。評価が投資適格級と非投資適格級に分かれている有価証券に対して当社が採用している格付け方法については、当解説と分析の「金融商品の市場リスク」の「非投資適格級証券及び格付け不一致証券」の項を参照されたい。

当社が購入した債券の信用格付けは取得原価で以下のような分布になっている。

購入有価証券の信用格付け別分布

	2015年3月31日に 終了した3ヶ月間	2014年12月31日に 終了した12ヶ月間	2014年3月31日に 終了した3ヶ月間
AAA	2.7 %	7.6 %	1.3 %
AA	5.0	74.5	72.6
A	11.7	8.0	11.8
BBB	15.3	8.3	13.0
BB又はそれ以下	65.3	1.6	1.3
合計	100.0 %	100.0 %	100.0 %

当社は、当社の運用指針を遵守しながら、適切なポートフォリオの分散、潜在的な投資案件の相対的価値、投資機会のアベイラビリティ、流動性、信用力及びその他のリスク要因を含む様々な検討対象に基づき、各期の有価証券の購入を決定している。上記の表に示される期間において、当社は永久証券を購入していない。購入総額は、ニュー・マネーによる運用分と、運用資産の売却によって得た資金の再運用分から構成されている。2014年にAA格の有価証券の購入が相対的に大きいのは、主として日本国債の購入によるものである。2015年にBB格以下の有価証券の購入が大幅に増加しているのは、大半が非投資適格級である米国及びカナダの法人向け優先担保付バンク・ローンへの投資及びハイ・イールド社債に対する投資の増加によるものである。バンク・ローンへの投資プログラムは、当社ではなく、この資産クラスに特化した第三者企業によって社外で運営されており、その委託条件として、最低平均信用度はBB-又はBa3であること、ローンはB又はB2以上であること、及び個々の信用エクスポージャーはプログラムの資産の3%を超えないことを要求している。このプログラムの目的は、投資資産の利回りを高めること、信用リスクを更に分散させること、及び変動金利資産の取得によって金利上昇リスクを軽減すること等である。ハイ・イールド社債への投資の目的は、日本社の運用ポートフォリオの利回り改善と、当社の信用リスクのさらなる分散にある。全ての投資は、上記の当社の格付け手法に基づき、最低でもBBの格付けを有していることが求められ、社内の信用ポートフォリオ管理部門によって管理されている。

信用格付け別に見た当社保有債券及び永久証券の償却原価と公正価値の割合は以下のとおりであった。

信用格付け別保有証券分布

	2015年3月31日現在		2014年12月31日現在	
	償却原価	公正価値	償却原価	公正価値
AAA	1.3 %	1.3 %	1.3 %	1.3 %
AA	5.7	5.8	5.7	5.8
A	63.2	63.9	64.1	65.1
BBB	24.9	24.2	25.0	23.9
BB又はそれ以下	4.9	4.8	3.9	3.9
合計	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %

2015年3月31日現在、当社投資ポートフォリオにある第三者による保証を受けている証券への直接的及び間接的なエクスポージャーは、個別銘柄で見ても、全体で見ても、重要なものはなかった。

劣後の状況

2014年12月31日現在と2015年3月31日現在の当社の債券及び永久証券の大半はシニア債であった。当社はまた劣後金融商品にも投資している。これらの投資は主に、債務返済順位の高いほうから、Lower Tier、Upper Tier とTier 証券で構成されている。Lower Tier（以下、「LT」）証券は期限付債券であるが、当社保有のUpper Tier（以下、「UT」）とTier 証券は期限付債券と永久証券の2種類で構成されている。永久証券は、決められた満期ではなく、経済的な満期がある。

次の表は、当社の債券及び永久証券の劣後の状況を示している。

債券及び永久証券の劣後の状況

(単位：百万ドル)	2015年3月31日現在		2014年12月31日現在	
	償却原価	全体に占める割合	償却原価	全体に占める割合
シニア債	\$ 90,542	94.1 %	\$ 89,308	93.9 %
劣後証券：				
期限付証券（契約に満期日が設定されている）：				
Lower Tier	2,760	2.9	2,751	2.9
Tier ⁽¹⁾	131	0.1	131	0.1
サープラス・ノート	302	0.3	301	0.3
トラスト型優先証券（ノンバンク）	85	0.1	85	0.1
その他劣後証券（ノンバンク）	51	0.1	51	0.1
期限付証券合計	3,329	3.5	3,319	3.5
永久証券（経済的な満期日がある）：				
Upper Tier	1,434	1.5	1,554	1.6
Tier	692	0.7	703	0.8
その他劣後証券（ノンバンク）	183	0.2	183	0.2
永久証券合計	2,309	2.4	2,440	2.6

債券及び永久証券の合計	\$ 96,180	100.0 %	\$ 95,067	100.0 %
-------------	-----------	---------	-----------	---------

(1) トラスト型優先証券を含む。

ポートフォリオの構成

当社保有の債券及び永久証券の償却原価、持分証券の取得原価ならびにこれらの証券の公正価値の詳細については、連結財務諸表注記3を参照されたい。

運用資産の集中

2015年3月31日現在、当社の投資が最も集中していたものの一つは銀行及び金融機関であった。償却原価ベースで2014年12月31日現在及び2015年3月31日現在の銀行及び金融機関セクターに対する投資が、債券及び永久証券の全体のポートフォリオに占めた割合は、それぞれ、約14%と約13%であった。当社が投資先として承認した国において、それぞれの国の経済にとって戦略的な重要性を持つ金融機関に主に投資する。銀行及び金融機関セクターは、当局による規制が強く、また世界経済にとって戦略的な役割を果たしている。2015年3月31日現在、このセクターにおいて、投資先を国又は地域別で見ると、信用リスクは、償却原価で、英国を除く欧州が29%、米国が28%、オーストラリアが8%、日本が8%、英国が8%、その他が19%となっている。

2015年3月31日現在、当社の投資金額が大きな証券発行体上位15社は以下のとおりであった。

投資金額上位発行体						
(単位：百万ドル)	償却原価	全体に占める割合	債務返済順位	格付け		
				ムーディーズ	S&P	フィッチ
日本国 ⁽¹⁾	\$ 36,984	38.45 %	Senior	A1	AA-	A+
南アフリカ共和国	499	0.52	Senior	Baa2	BBB-	BBB
バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ	378	0.39				
バンク・オブ・アメリカ	208	0.22	Senior	Baa2	A-	A
バンク・オブ・アメリカ	166	0.17	LT	Baa3	BBB+	BBB+
バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ	4	0.00	Senior	A2	A	A
三菱東京UFJ銀行	374	0.39				
BTMU キュラソー・ホールディングス NV	374	0.39	LT	A2	-	A-
インベストコープ	358	0.37				
インベストコープ・キャピタル	358	0.37	Senior	Ba2	-	BB
JP モルガン・チェース	334	0.35				
JP モルガン・チェース (ベア・スターンズ・カンパニーズを含む)	296	0.31	Senior	A3	A	A+
JP モルガン・チェース (バンク・ワン)	17	0.02	LT	Baa1	A-	A
JP モルガン・チェース (NBD銀行)	11	0.01	LT	A2	A	A
JP モルガン・チェース (FNBC)	10	0.01	Senior	Aa1	A+	-
三井住友フィナンシャルグループ	333	0.35				
三井住友銀行 (SMBC インターナショナル・ファイナンスを含む)	208	0.22	UT	A3	BBB+	-
三井住友銀行	83	0.09	LT	A2	A	-
三井住友銀行	42	0.04	UT	A3	BBB+	-
ナショナル・グリッド	333	0.35				
ナショナル・グリッド・ガス	167	0.18	Senior	A3	A-	A
ナショナル・グリッド・エレクトリシティ・						
トランスミッション	166	0.17	Senior	A3	A-	A
テレコム・イタリア	333	0.35				
テレコム・イタリア・ファイナンス	167	0.18	Senior	Ba1	BB+	BBB-
オリベッティ・ファイナンス	166	0.17	Senior	Ba1	BB+	BBB-
ドイツ銀行	320	0.33				

ドイツポスト銀行	200	0.21	LT	Ba1	-	A-
ドイツ銀行キャピタル・トラスト (2)	120	0.12	Tier I	Ba3	BB	BBB-
シティグループ	312	0.32				
シティグループ (シティグループ・グローバル・						
マーケッツ・ホールディングスを含む)	250	0.26	Senior	Baa2	A-	A
シティグループ (シティコープ)	61	0.06	Senior	Baa2	A-	A
シティグループ (シティコープ)	1	0.00	LT	Baa3	BBB+	A-
バノプラス	308	0.32	Senior	A3	BBB+	BBB+
ペトロレオス・メキシカノス (ペメックス)	297	0.31				
ペメックス・Proj・FDG・マスター・TR	249	0.26	Senior	A3	BBB+	BBB+
ペメックス・ファイナンス	48	0.05	Senior	A3	A	A+
オマーン国	291	0.30	Senior	A1	A-	-
コーニンクレッカ・アホールド	289	0.30				
コーニンクレッカ・アホールド	274	0.29	Senior	Baa3	BBB	BBB
アホールド・USA・リース	15	0.01	Senior	Baa3	BBB	-
小計	\$ 41,743	43.40 %				
債券及び永久証券の合計	\$ 96,180	100.00 %				

(1) 日本国債又は日本国債を裏づけとした有価証券

(2) 当社持分は2015年4月に全てコールされたものです。

* パークシャー・ハサウェイ関連会社についての当社のエクスポージャーを合計すると上位15社に入る規模となる。しかし、当社はパークシャー・ハサウェイ・エナジー・カンパニーとバーリントン・ノーザン・サンタフェ・エルエルシーに対する投資をその親会社に対する投資とは区別しており、それぞれを区別して報告することが適切な方法であると考えている。

前述のとおり、当社は、デュレーションの長い保険契約債務に備えて、デュレーションの長い債券を保有している。投資金額が大きな上記発行体の一部は何年も前に投資したものであり、発行体間の合併・統合により、規模が大きくなっている。さらに、金額が上位の投資の多くが円建てであるため、円高ドル安になるとドル建ての投資金額が増加し、逆に円安ドル高になると、ドル建ての投資金額が減少する。当社のグローバル投資ガイドラインは、当社の投資ポートフォリオの集中に関する上限を設定している。

地域別エクスポージャー

次の表は、投資ポートフォリオの地域別エクスポージャーを示している。

(単位：百万ドル)	2015年3月31日現在		2014年12月31日現在	
	償却原価	全体に占める割合	償却原価	全体に占める割合
日本	\$ 39,788	41.4 %	\$ 39,804	41.9 %
米国及びカナダ	30,225	31.4	28,884	30.4
英国	2,923	3.0	3,121	3.3
ドイツ	2,652	2.8	2,657	2.8
フランス	1,754	1.8	1,747	1.8
ユーロ圏周辺	2,935	3.0	2,925	3.1
ポルトガル	200	0.2	200	0.2
イタリア	1,681	1.7	1,674	1.8
アイルランド	333	0.4	332	0.3
スペイン	721	0.7	719	0.8
北欧地方	2,204	2.3	2,198	2.2
スウェーデン	976	1.0	973	1.0
ノルウェー	514	0.5	513	0.5
デンマーク	333	0.3	332	0.3

フィンランド	381	0.5	380	0.4
その他の欧州	2,651	2.8	2,711	2.8
オランダ	1,502	1.6	1,497	1.6
スイス	227	0.2	225	0.2
チェコ	416	0.5	415	0.4
オーストリア	116	0.1	184	0.2
ベルギー	224	0.2	224	0.2
ポーランド	166	0.2	166	0.2
日本を除くアジア	3,587	3.7	3,575	3.8
アフリカ及び中東	2,128	2.2	2,121	2.2
ラテン・アメリカ	2,627	2.7	2,622	2.8
オーストラリア	2,267	2.4	2,262	2.4
その他	439	0.5	440	0.5
債券及び永久証券の合計	\$ 96,180	100.0 %	\$ 95,067	100.0 %

特定の欧州諸国への投資

2008年以降、欧州の多くの国、特にギリシャ、アイルランド、イタリア、ポルトガル及びスペイン（総称して、「ユーロ圏周辺国」）が債務危機を経験している。欧州中央銀行（ECB）、国際通貨基金（IMF）、欧州理事会及びそれぞれの加盟国の政府を含む複数の関連団体による共同の活動により、債務危機に関する市場の認識は、欧州全土にわたって既に大幅に改善されている。しかしながら、ギリシャにおけるここ2-3ヶ月の政治情勢の変化は、今後期限が到来する債務の弁済あるいは借り換えが不能となる可能性を増大させ、最終的には欧州通貨統合からの脱退につながり得ると多くの人々が感じるような状況をもたらしている。ギリシャ情勢の問題はあるものの、大半の欧州国家は、欧州通貨統合全体の崩壊につながるリスクは大幅に低減したことから、自国の信用力が安定しつつあると見ている。昨今の経済指標には、危機の深みからは改善の兆しを見せているが、全般的な経済活動は地域全体を通して依然として不振である。ユーロ圏の多くの経済が、近年の地域の国家財政及び金融危機を受けて、持続可能な経済成長に向けた模索を続ける中、ECBは量的緩和による景気刺激策を発動した。これらの危機を通じて、当社はユーロ圏周辺国を含む欧州全体の運用資産の一部を売却し、ポートフォリオの信用状況を改善するための手順を踏んで来た。

投資エクスポージャーが所在する場所を決定するにあたり、考慮すべき第一の要素は発行体の法定住所である。しかし、親会社（保証人）の所在地、その会社の本社の所在地あるいは大半の事業を運営している地域（大半の資産を保有している地域を含む。）、主要な市場がある地域（収益をあげている地域を含む。）及び格付け会社によって一般に認識されている特定の国の信用リスクなどの他の要素が、リスクの所在国（あるいは地域）の決定に影響を与え得る。発行体が特別目的会社あるいは世界的企業の支店又は子会社である場合、カントリーリスクを適切に決定するにあたり、最終親会社による発行体への保証及び（又は）最終親会社と発行体の法律上の関係、規制上の関係及び企業間関係を考慮する。

欧州ソブリン債危機—エクスポージャーのモニタリング及び軽減

2011年は、ほぼ年間を通して欧州ソブリン危機が継続し、かつ高まった。2011年及び2012年の危機の間、当社はリスク低減プログラムを遂行し、当社の投資ポートフォリオの著しい集中を低減させたが、特に金融機関が発行した永久証券とその他のユーロ圏周辺国の発行体の金融商品について、集中の低減は顕著であった。当社は、引き続き投資ポートフォリオのモニタリングを厳格に行い、ポートフォリオのリスクを管理する機会を引き続き評価していく。

経験豊富な信用調査の専門家で構成された当社内部のチームが、引き続き当社の個々の投資の全般的な信用状況に対する危機の影響をモニタリングしている。当社の分析には、発行体の資産、業務、財務諸表及び当社

が保有している金融商品をプラス評価する可能性のある信用調査情報の基礎評価を超える要因も含まれている。特に、欧州の銀行及び金融機関への投資については、当社は現地の金融システムに対する発行体の重要性、政府支援の可能性、発行体の資本構成における当社の投資の位置付けをモニタリングする。欧州の公益事業への投資については、当社は、現地経済において必要なインフラの提供者としての発行体の役割をモニタリングし、発行体が保有する基礎となる資産の価値もモニタリングする。欧州の企業、事業会社、その他の営利企業への投資については、当社は発行体の一般的な信用状況、顧客の地理的分布（国内あるいは海外など）、資産の地理的構成（国内あるいは海外など）、発行体が保有する基礎となる資産の価値、発行体の資本構成、ならびに発行体の全般的な収益性及びキャッシュ・フローの創出能力をモニタリングする。当社は市況全般に加え、当社の投資エクスポージャーに対するNRSROの動向をモニタリングする。これらの分析によって、当社は投資先の発行体が元利を適時に支払うことが可能か判断する。

当社が保有するユーロ圏周辺国向けの期限付債券の一部は、発行体に対するリスクを軽減することができる。当社が考える契約条項を含んでいる。これらの条項には、発行体が格付会社によって非投資適格級に格下げされた場合に、あらかじめ決められた金額（通常は額面価額）で債券を償還せしめることができるプット・オプションと、追加の負債の計上、資産売却、又は負債に対する新たな担保の提供への制限事項が含まれ得る。2015年3月31日現在、当社の投資に係るユーロ圏周辺国の全ての発行体は、当社に対する債務を履行しており、当社としては、それらの発行体が当社に対する債務を履行する能力があるものと確信している。

ユーロ圏周辺国のソブリン債への直接的な投資計263百万ドルとは別に、2015年3月31日現在の当社の欧州ソブリン債務危機に関連する他のエクスポージャーとしては、全て償却原価で、ユーロ圏周辺国の銀行及び金融機関への投資が493百万ドル、同ノンバンク（政府関係を除く。）への投資が22億ドル、主要なユーロ圏¹の銀行及び金融機関への投資が19億ドル、同ノンバンク（政府関係を除く。）への投資が42億ドル、同ソブリン債への投資が487百万ドル及びユーロ圏以外の欧州²への投資が56億ドルであった。欧州ソブリン債危機から発生したその他の投資リスクは測定不可能であり、それらには欧州全体の経済活動の減速の影響、世界経済成長の影響、投資家の懸念の高まりと信頼の喪失による流動性の枯渇及び価値の減耗を含む市場崩壊が含まれる。

¹ 主要なユーロ圏は、ドイツ、フランス、オランダ、オーストリア、ベルギー及びフィンランドを含む。

² ユーロ圏以外の欧州は、英国、スイス、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、チェコ及びポーランドを含む。

欧州全土における状況は概ね安定しているが、ギリシャ危機は、この地域が経済基盤の建て直しに継続して取り組んでいる間は、一定のリスクが残っていることを示している。当社は、政治・金融・財政・経済力の各面の間で高まる相互関係、内在する構造改革の進捗速度、ソブリン及びその他の事業体への持続的な悪影響の可能性、域内全域の銀行システムへの更なるストレス、ならびにユーロ圏全体に内在する経済基盤への影響を含む情勢を引き続き緊密にモニタリングしている。

発行形式別有価証券

当社は、公募形式による有価証券及び私募形式による有価証券の双方に投資している。当社がいずれかの発行形式による有価証券を売却することができるのは、とりわけ、特定の発行体又は銘柄の残高、銘柄又は発行体の過去の取引実績、市況全般ならびに特定の銘柄又は発行体に影響する特異な事象によって影響を受ける市場全体の流動性によるものである。

次の表は、当社保有有価証券の発行形式別内訳を示している。

発行形式別保有有価証券				
2015年3月31日現在		2014年12月31日現在		
(単位：百万ドル)	償却原価	公正価値	償却原価	公正価値

公募有価証券：

期限付証券	\$ 67,009	\$ 75,342	\$ 65,830	\$ 74,190
永久証券	106	158	107	154
持分証券	12	19	12	19
公募有価証券合計	67,127	75,519	65,949	74,363

私募有価証券：

期限付証券	26,862	30,079	26,797	29,880
永久証券	2,203	2,402	2,333	2,515
持分証券	7	9	7	9
私募有価証券合計	29,072	32,490	29,137	32,404
保有有価証券合計	\$ 96,199	\$ 108,009	\$ 95,086	\$ 106,767

次の表は、当社保有の私募証券の詳細を示している。

私募証券

(償却原価、単位：百万ドル)	2015年3月31日現在	2014年12月31日現在
債券及び永久証券合計に占める私募証券の割合	30.2 %	30.6 %
日本社が保有する私募証券	\$ 26,398	\$ 26,468
債券及び永久証券合計に占める日本社が保有する私募証券の割合	27.4 %	27.8 %

リバース・デュアル・カレンシー証券（RDC）⁽¹⁾

(償却原価、単位：百万ドル)	2015年3月31日現在	2014年12月31日現在
私募RDC	\$ 6,216	\$ 6,196
RDCの形をとる公募担保証券	1,309	1,470
RDC合計	\$ 7,525	\$ 7,666
債券及び永久証券合計に占めるRDCの割合	7.8 %	8.1 %

(1) 元本償還は円、利息はドルで支払われる。

日本社では、私募証券に投資して、保険債務の特性により合致させ、かつ日本国債及び他の公社債よりも高い利回りを確保している。当社が購入した全ての私募証券は、購入時には投資適格級であった。日本社の円建て私募証券は主として日本以外の発行体によるものであり、償還期限がより長期なので、当社の資産・負債のデュレーションを近づけ、投資収益全体を改善するのに貢献する。これらの証券は、一般的に個別に交渉された合意により発行されたか、あるいは内部の信用分析により更なる保護条項及び（又は）イベントリスク・コベナントが必要となった場合以外は、それぞれの発行体の信用格付けに応じた標準的条項によるミディアム・ターム・ノート・プログラムの形式で発行された。これらの投資の多くは、その特有の投資に適合する保護条項を有している。これらの中には、借入人の一定の行為の禁止、一定の財務指標の維持及び当社の社債の支払に影響を与える特定の条件を含むことがある。

非投資適格級証券及び格付け不一致証券

当社は、既存及び将来の投資の信用力を判断するための固有の区分を用いている。次の表にある格付けは、大手格付け機関（ムーディーズ、S&P及びフィッチ）により提供されている格付けに基づき、決定されたものであり、これらによる格付けが付与されていない場合は、当社の分析により付与された格付けに基づき、決定されたものである。格付け機関により異なる格付けが付与されている場合は、これらの三つの格付け会社から付与された格付けの数に拘わらず、2番目に低い格付けを用いる。格付け不一致証券は、複数の格付けが一致して

おらず、かつ、一つ以上の投資適格級の格付けが付与され、同時に一つ以上の非投資適格級の格付けが付与されているものである。これらの格付け不一致証券について、もし二つの格付け機関しか格付けを付与していない場合は、低い方の非投資適格級の格付けを用いる。もし三つの格付け機関が格付けを付与しており、うち二つが非投資適格級である場合は、当社はこの有価証券を非投資適格級と見なす。もし三つの格付け機関が格付けを付与しており、うち二つが投資適格級である場合は、当社はこの有価証券を投資適格級と見なすが、二つの格付け機関が投資適格級の格付けを付与している場合でも、当社による評価及び査定が非投資適格級が妥当であるとした場合は、非投資適格級と見なす。

当社の保有する非投資適格級の運用ポートフォリオは、購入時には発行体が投資適格級であった債券に加えて、その他のローンや債券で、その市場セグメントに対する配分の一環として購入されたものを含んでいる。次の表は、上記の格付け手法によって非投資適格級とされたものである。

非投資適格級の証券								
(単位：百万ドル)	2015年3月31日現在				2014年12月31日現在			
	額面 金額	償却 原価	公正 価値	未実現 (損)益	額面 金額	償却 原価	公正 価値	未実現 (損)益
インベストコープ・キャピタル	\$ 358	\$ 358	\$ 321	\$ (37)	\$ 357	\$ 357	\$ 332	\$ (25)
テレコム・イタリア	333	333	377	44	332	332	352	20
ドイツ銀行 ⁽¹⁾	366	320	343	23	378	332	354	22
ナビエント	280	279	179	(100)	278	278	178	(100)
UPMキュンメネ	258	258	260	2	257	257	251	(6)
コメルツ銀行 (ドレスナー銀行を含む)	333	214	333	119	332	213	327	114
チュニジア共和国	308	186	267	81	307	185	219	34
KLMオランダ航空 ⁽¹⁾	250	183	219	36	249	183	231	48
アイルランド銀行	166	166	132	(34)	166	166	125	(41)
パークレイズ銀行 ⁽¹⁾	231	149	223	74	228	148	225	77
アルコア	100	78	105	27	76	77	102	25
トランスオーシャン	68	71	51	(20)	*	*	*	*
ソシエテ・ジェネラル ⁽¹⁾	83	61	77	16	83	61	67	6
カタール・ニヤ自治政府	150	55	134	79	149	55	129	74
エスコム・ホールディングス	50	50	48	(2)	*	*	*	*
IKB ドイツ産業銀行	108	46	71	25	108	46	70	24
コミュナルクレジット・オーストリ ア	25	16	16	0	108	84	88	4
ポルトガル電力公社 (EDP)	*	*	*	*	118	116	124	8
その他の発行体 (額面金額50万ドル未 満) ⁽²⁾	430	410	446	36	361	378	394	16
小計 ⁽³⁾	3,897	3,233	3,602	369	3,887	3,268	3,568	300
優先担保付バンク・ローン ⁽⁴⁾	1,133	1,124	1,214	90	504	501	579	78
ハイ・イールド社債 ⁽⁵⁾	314	322	323	1	0	0	0	0
合計	\$ 5,344	\$ 4,679	\$ 5,139	\$ 460	\$ 4,391	\$ 3,769	\$ 4,147	\$ 378

* 当該報告日においては投資適格級証券であった。

- (1) 永久証券を含む。
 (2) 2015年は19、2014年は18の発行体を含む。
 (3) 購入当初は投資適格級証券だったものの、その後非投資適格級に格下げされた証券
 (4) 2015年は204、2014年は196の発行体を含む。全ての発行体の額面金額は25百万ドル未満である。
 (5) 2015年は47の発行体を含む。全ての発行体の額面金額は15百万ドル未満である。

次の表は格付け不一致証券のうち、残高の大きい10銘柄を示したものである。表の中には、上記の手法に基づき、投資適格級あるいは非投資適格級の区分も含まれている。

格付け不一致証券

(単位：百万ドル)	償却原価	投資適格ステータス
テレコム・イタリア	\$ 333	非投資適格級
ドイツ銀行 ⁽¹⁾	320	非投資適格級
コメルツ銀行（ドレスナー銀行を含む）	214	非投資適格級
アイルランド銀行	166	非投資適格級
ポルトガル電力公社（EDP）	117	投資適格級
ゴールドマン・サックス・キャピタルI	105	投資適格級
パークレイズ銀行 ⁽¹⁾	103	非投資適格級
ペトロプラス・インターナショナル・ファイナンス	88	投資適格級
BNPパリバ・フォルティス ⁽¹⁾	83	投資適格級
ヘジス・エネルジェティカス・ナシオナリス(REN)	83	投資適格級

(1) 永久証券を含む。

当社は大半が非投資適格級である米国及びカナダの法人向け優先担保付バンク・ローンへの投資を行っている。このプログラムは、当社ではなく、この資産クラスに特化した第三者企業によって社外で運営されており、その委託条件として、最低平均信用度はBB-又はBa3であること、ローンはB又はB2以上であること、及び個々の信用エクスポージャーはプログラムの資産の3%を超えないことを要求している。このプログラムの目的は、投資資産の利回りを高めること、信用リスクを更に分散させること、及び変動金利資産の取得により金利上昇リスクを軽減すること等である。このプログラムへの当社の投資の合計は償却原価で、2014年12月31日現在が501百万ドルであったのに対し、2015年3月31日現在は12億ドルであった。

2015年第1四半期、通常のポートフォリオ管理及び資産配分プロセスの一環として、当社は日本社のポートフォリオにおけるハイ・イールド社債への配分を500百万ドル増枠した。この中で、2015年3月31日現在、非投資適格級及び投資適格級の有価証券に対して、373百万ドルの資金が投資されていた。ハイ・イールド社債への投資の目的は、日本社の運用ポートフォリオの利回り改善と、信用リスクのさらなる分散にある。全ての投資は、上記の当社の格付け手法に基づき、最低でもBBの格付けを有していることが求められ、社内の信用ポートフォリオ管理部門によって管理されている。

購入当初、非投資適格級であった上記の優先担保付バンク・ローン及び特定のハイ・イールド社債を除いた、非投資適格級の債券及び永久証券が、債券及び永久証券合計に占める割合は、償却原価で2014年12月31日現在及び2015年3月31日現在においてともに3.4%であった。2014年12月31日現在及び2015年3月31日現在において、非投資適格級に分類されている債券及び永久証券は、概ね売却可能有価証券として報告され、公正価値で計上されていた。

上記の優先担保付バンク・ローン及びハイ・イールド社債を除いた、格付け不一致証券の総額は、2014年12月31日現在及び2015年3月31日現在で、ともに22億ドルで、償却原価で債券及び永久証券全体に占める割合は、ともに2.3%であった。

当社が主たる受益者となっているVIEに対する投資に関連する通貨スワップ及びクレジット・デフォルト・スワップについては、当社がこれらの契約の直接の当事者ではなくとも、カウンターパーティーの債務不履行による為替及び（又は）信用損失のリスクを負っている。当社は、当社が発行しているシニア債及び劣後債の一部に係る通貨スワップ、為替先物取引、通貨オプションならびに金利スワップションの直接の当事者である。そのため、当社はこれらの契約のカウンターパーティーの債務不履行による信用リスクに晒されている。当社のVIE、シニア債及び劣後債のスワップ、為替先物取引及びオプション、及びスワップションのカウンターパーティーの債務不履行に関するリスクは、カウンターパーティーが満たさなければならない担保差入条項によって軽減される。もし、担保差入合意がない場合は、為替先物取引及び通貨オプションに関連するカウンターパーティーリスクは、契約満了時に、カウンターパーティーが同意した金額及び期日に円建てでその額を支払うことができないリスクである。そのため、当社は、日本社の投資ポートフォリオにおいて米ドルに対する更なる非ヘッジのエクスポージャーに晒されている。詳細については、連結財務諸表注記4を参照されたい。

一時的でない減損損失

当社の減損方針に関する説明については、連結財務諸表注記3を参照されたい。

資産運用未実現損益

次の表は、2015年3月31日現在における当社保有の債券及び永久証券の投資適格級別の償却原価、公正価値及び未実現損益の詳細を示している。

(単位：百万ドル)	償却原価合計	公正価値合計	公正価値合計に		未実現利益合計	未実現損失合計
			占める割合			
売却可能有価証券：						
投資適格級	\$ 57,239	\$ 64,738	60.0 %	\$ 7,841	\$ 342	
非投資適格級	4,679	5,141	4.8	701		239
満期保有有価証券：						
投資適格級	34,262	38,102	35.2	3,978		138
合計	\$ 96,180	\$ 107,981	100.0 %	\$ 12,520	\$ 719	

2015年3月31日現在における当社保有の債券及び永久証券の未実現損失発生継続期間別の分布は以下のとおりであった。

未実現損失発生継続期間								
(単位：百万ドル)	償却原価 合計	未実現損失 合計	6ヶ月未満		6ヶ月以上12ヶ月未満		12ヶ月以上	
			償却原価	未実現 損失	償却原価	未実現 損失	償却原価	未実現 損失
売却可能有価証券：								
投資適格級	\$ 6,839	\$ 342	\$ 2,621	\$ 65	\$ 283	\$ 20	\$ 3,935	\$ 257
非投資適格級	1,634	239	341	12	40	13	1,253	214
満期保有有価証券：								
投資適格級	3,104	138	1,539	25	100	3	1,465	110
合計	\$ 11,577	\$ 719	\$ 4,501	\$ 102	\$ 423	\$ 36	\$ 6,653	\$ 581

2015年3月31日現在における当社保有の債券及び永久証券の償却原価からの価格下落率分布は以下のとおりであった。

償却原価からの価格下落率

(単位：百万ドル)	償却原価 合計	未実現損失 合計	20%未満		20%から50%		50%超	
			償却原価	未実現 損失	償却原価	未実現 損失	償却原価	未実現 損失
売却可能有価証券：								
投資適格級	\$ 6,839	\$ 342	\$ 6,684	\$ 300	\$ 155	\$ 42	\$ 0	\$ 0
非投資適格級	1,634	239	1,244	104	390	135	0	0
満期保有有価証券：								
投資適格級	3,104	138	2,938	97	166	41	0	0
合計	\$ 11,577	\$ 719	\$ 10,866	\$ 501	\$ 711	\$ 218	\$ 0	\$ 0

2015年3月31日現在、当社のポートフォリオにおいて、未実現損失が最も多く発生している有価証券発行体上位10社を次の表にまとめた。

(単位：百万ドル)	信用格付け	償却原価	公正価値	未実現損失
ナビエント	BB	\$ 279	\$ 179	\$ (100)
デプファ銀行	BBB	166	125	(41)
インベストコープ・キャピタル	BB	358	321	(37)
アイルランド銀行	BB	166	132	(34)
バンク・オブ・アメリカ	A	378	348	(30)
ダイヤモンド・オフショア・ドリリング	A	144	118	(26)
トランスオーシャン	BB	71	51	(20)
アクサ ⁽¹⁾	BBB	276	257	(19)
コミュナル・ランデスペンションカッセ ⁽¹⁾	BBB	204	189	(15)
ノーベル・ホールディングス・インターナショナル	BBB	104	91	(13)

(1) 永久証券を含む。

上記の有価証券の公正価値の下落は金利の変動、円／ドル為替レートの動き及び（又は）発行体に内在する信用状況による信用スプレッドの変化によるものであった。当社は、これらの発行体が期限における元利弁済を引き続き履行する能力を有しているものと確信していることから、これらの公正価値の変動は一時的であると認識し、これらの有価証券について減損として損失を計上する必要はないと考えている。永久証券を含む金融機関及びその他の企業への投資に関連する未実現損失に対する解説については、連結財務諸表注記3の「資産運用未実現損益」の項を参照されたい。

運用資産の評価及び現金・預金

当社は、有価証券の公正価値を毎月見積もっている。当社は、カストディアン、値付業者及び価格情報仲介業者から得た見積公正価値の一貫性を月単位で検証し、その時点の市場環境も考慮に入れる。当社はまた、定期的にカストディアン、価格情報仲介業者及び値付業者とその価格算定技法について意見を交換することで、その一貫性についてモニタリングしている。同時に、提供された価格に応じて決められた評価レベルの妥当性についても検証している。公正価値が妥当でないように見える場合には、それらのインプットを再検討し、値付業者から入手した価格データの妥当性を評価する。更に、入手したデータを関連する市場インデックス及びその他のパフォーマンス指標と比較することもある。この分析の結果は、当社の「評価・分類サブコミッティー」（以下、「VCS」）に提出される。VCSに提出された分析内容に基づいて、評価は確定されるが、入手可能な市場データによる公正価値の見積もりがより妥当だという証拠がある場合には修正される可能性も

ある。当社は全ての価格算定モデルで使用されるインプット及び計算の検証を行い、評価結果が公正価値を妥当に見積もっていることを確認している。

現金・預金及び現金等価物は、2014年12月31日現在が47億ドル（運用資産及び現金・預金全体の4.3％）であったのに対し、2015年3月31日現在は44億ドル（運用資産及び現金・預金全体の4.0％）であった。現金・預金残高に影響を及ぼす要因については、当解説と分析の「営業活動」、「投資活動」及び「財務活動」の各項を参照されたい。

当社運用資産の詳細については、連結財務諸表注記3、4及び5を参照されたい。

繰延新契約費

次の表は、繰延新契約費を事業セグメント別に示している。

(単位：百万ドル)	2015年3月31日現在	2014年12月31日現在	増（減）率
日本社	\$ 5,250	\$ 5,211	0.7 % ⁽¹⁾
米国社	3,069	3,062	0.2
合計	\$ 8,319	\$ 8,273	0.6 %

(1) 2015年3月31日に終了した3ヶ月間において日本社の繰延新契約費は円ベースで0.4％増加した。

2012年1月1日付で発効した繰延新契約費に関する会計基準の変更については、2014年12月31日に終了した事業年度の有価証券報告書における連結財務諸表注記1を参照されたい。

保険契約準備金

次の表は、保険契約準備金を事業セグメント別に示している。

(単位：百万ドル)	2015年3月31日現在	2014年12月31日現在	増（減）率
日本社	\$ 76,211	\$ 74,575	2.2 % ⁽¹⁾
米国社	9,487	9,356	1.4
その他	8	2	100.0
内部取引の消去 ⁽²⁾	(142)	0	(100.0) %
合計	\$ 85,564	\$ 83,933	1.9 %

(1) 2015年3月31日に終了した3ヶ月間において日本社の保険契約準備金は円ベースで1.9％増加した。

(2) 内部取引の消去の記載は連結財務諸表注記6に記載された再々保険の結果、保険契約準備金のうち外部に出再された部分を出再保険約したため必要である。

社債等

社債等の総額は、2014年12月31日現在が53億ドルであったのに対し、2015年3月31日現在では63億ドルであった。2015年3月、親会社は米国において公募により、2本のシニア債合計10億ドルを発行した。1本目は、5年満期固定利付型(年利2.40％、半年払い)で総額550百万ドル、2本目は、10年満期固定利付型(年利3.25％、半年払い)で総額450百万ドルあった。当社は、クロス・カレンシー・スワップ契約を締結し、これらのシニア債のドル建て元本及び利息を円建て債務に転換した結果、名目金利(純額)は低下した。これらのクロス・カレンシー・スワップ契約を締結することで、当社は経済的な価値として、550百万ドルのドル建て債務を670億円の円建て債務に転換し、支払金利をドル建ての年2.40％から円建ての年0.24％に低減させ、450百万ドルのドル建て債務を550億円の円建て債務に転換し、支払金利をドル建ての年3.25％から円建ての年0.82％に低減させた。

2015年4月、親会社は、2015年3月に発行した固定利付型シニア債による資金を、2019年5月満期の8.50%固定利付型シニア債850百万ドルの繰上償還及びこれに伴い発生した同社債保有者に対する230百万ドルの繰上償還プレミアムの一部の支払いに充当した。

社債等の詳細については、連結財務諸表注記7を参照されたい。

福利厚生制度

米国社と日本社はさまざまな福利厚生制度を設けている。米国と日本の制度の詳細については、連結財務諸表注記10及び2014年12月31日に終了した事業年度の有価証券報告書における連結財務諸表注記14を参照されたい。

生命保険契約者保護機構

日本には、日本の保険業界において破綻保険会社の契約者を保護するための資金を拠出する生命保険契約者保護制度がある。生命保険契約者保護機構の枠組みに関して成立した法案には、同機構への支援を行うための日本政府の財政措置が含まれていた。2011年12月27日、日本の金融庁は、同機構への財政支援を2017年3月まで延長することによって、その安定性を強化する計画を発表した。これに伴い、金融庁は、2012年1月27日、通常国会において、財務支援の枠組みを延長させる法案を提出し、その法案は2012年3月30日に可決された。2014年4月より、同機構からの生命保険業界に対する年間の積立額は400億円から330億円に引き下げられた。

ヘッジ活動

純投資ヘッジ

ヘッジの対象となっているのは、主に、円／ドル為替レートの影響を受ける当社の日本社に対する投資である。そのエクスポージャーを低減するため、当社では次のような対策を取っている。まず、日本社は一部の未ヘッジのドル建て証券を保有し、これらの証券は日本社に対する投資の一部の経済的通貨ヘッジとしての役割を果たしている。次に、当社は親会社の円建て負債の大半（サムライ債、ユーロ円債及び円建て借入金）を、当社の日本社への純投資に対する非デリバティブ・ヘッジとして指定し、一部の為替先物取引とオプションをデリバティブ・ヘッジとして指定している。毎四半期の初めに、当社は純投資へのヘッジの指定を実施する。もし指定された親会社の非デリバティブ及びデリバティブ・ヘッジの想定元本の総額が、日本社への純投資額と同額もしくはそれを下回る場合は、このヘッジは有効であるとみなされ、外貨換算による円建て負債及びデリバティブの見積公正価値の変動への影響は、その他の包括利益の中の外貨換算未実現損益として計上される。指定された純投資に対するヘッジのポジションが、日本社への純投資額を100億円上回った場合、期末において円がドルに対して1%円安になれば、約1百万ドルの外貨換算利益が、逆に1%円高になれば、約1百万ドルの外貨換算損失がそれぞれ計上されると予想している。また、2014年及び2015年の3月31日に終了した3ヶ月間において当社の純投資ヘッジはそれぞれ有効であった。

ヘッジを目的として計算した円建て純資産の計数は、当解説と分析の「為替リスク」の項で述べている円建て純資産の計数と異なっている。「為替リスク」の項で開示しているように、一部VIEの裏づけ資産の連結にあたり、当社は、VIEへの円建て投資を除外する一方、裏づけとなる期限付証券又は永久証券及び通貨スワップを認識するよう求められる。これらのドル建て投資により為替の変動が生じるが、ドル建て投資及び通貨スワップの組み合わせにより、経済的に円建て投資が組成される。この投資は日本社に対する当社の投資の一部としての要件を満たしている。同様に、当解説と分析の「日本社の資産運用」の項で述べた、米国社債と当社が締結した為替先物取引契約の組み合わせは、経済的に円建ての投資を組成する。この投資は、日本社に対する当社の投資の一部としての要件を満たしている。

当社の上記の純投資ヘッジの目的で保有している経済的に円建ての投資を含む円建ての純資産のドルベースの価値（それぞれの期末円／ドル為替レートで換算）は次のとおりであった。

(単位：百万ドル)	2015年3月31日現在	2014年12月31日現在
日本社の純資産	\$ 15,162	\$ 14,665
日本社の未ヘッジのドル建て純資産	(8,467)	(8,672)
円建て連結純資産（負債）	\$ 6,695	\$ 5,993

日本社への純投資をヘッジするために、当社は一部の親会社の円建て負債、一部の未ヘッジのドル建ての投資及び為替先物取引及びオプションを日本社への純投資ヘッジとして指定している。当社の連結の円建ての純資産ポジションは、部分的にヘッジされており、その金額は、2014年12月31日現在及び2015年3月31日現在ともに16億ドルであった。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

当社は、連結貸借対照表上のその他の資産及びその他の負債に公正価値で報告されている当社の連結VIEに対する投資に関連する単品のデリバティブ商品を保有していた。2015年3月31日現在、為替変動に起因するリスクを回避するためVIEで利用されている二つの単品のスワップはヘッジ会計の要件を満たしていた。

公正価値ヘッジ

当社は、日本社の円建て負債に対応する米ドル建て期限付証券への新規投資に関連する為替変動リスクを軽減するために為替先物取引及びオプション取引契約を締結した。

当社は、日本社の円建て負債に対応する米ドル建て期限付証券に係る金利リスクを軽減するため、金利スワップ契約を締結した。

ヘッジ活動の詳細については、連結財務諸表注記4を参照されたい。

貸借対照表に計上されない項目

2015年3月31日現在、信用状、スタンバイ信用状、保証又はスタンバイ買戻義務に関しては重要なものはなかった。貸借対照表に計上されていない重要な無条件購入債務については、2014年12月31日に終了した事業年度の有価証券報告書における連結財務諸表注記15を参照されたい。

第6部：資本及び流動性

アフラックは、配当金及び経営管理報酬の支払いを通じて、親会社に対して主要な流動資金源を提供している。3月31日に終了した3ヶ月間においてアフラックが親会社に提供した流動性の詳細は以下のとおりであった。

アフラックから親会社に提供された流動性

(単位：百万ドル)	2015年	2014年
宣言された又は支払われた配当	\$ 369	\$ 269
経営管理報酬	93	75

親会社における資金の主な用途は配当金の支払い、自己株式取得及び社債の利息支払いである。また、親会社にとって資金の収入及び支出は合理的に見積もることができ、将来においても大きく変動することは想定していない。詳細については、当解説と分析の「財務活動」の項を参照されたい。

親会社は債券市場で資金調達を行っている。当社は2012年5月にSECに発行登録書を提出し、2015年5月までの間に、金額無制限のシニア債及び劣後債を随時1本以上発行することが許可されている。2014年3月、当社は日

本の規制当局に対して、2016年3月までの間、総額1,000億円を上限とするサムライ債の発行登録書を提出した。これに基づき発行されるサムライ債は、米国国籍の主体が取得することはできない。必要に応じて、社債及び自己資本を外部から追加調達することは引き続き可能であると当社は確信している。詳細については、連結財務諸表注記7を参照されたい。

当社の保険事業の主な資金源は、保険料収入と投資収益である。当社の保険事業の主な資金使途は、投資、保険金給付金、保険販売手数料、事業費、法人税等、親会社への経営管理報酬と配当金の支払いである。こうした資金の収入と支出は合理的に見積もることができる。

投資する際に当社が最初に考慮に入れているのは投資商品のニーズである。当社の投資目標は、投資適格級の有価証券を購入することで流動性を維持することである。また、資産・負債のデュレーションを一致させることも投資目標に含まれている。当社商品が長期契約であるという特性を持っているため、当社は変化するキャッシュ・フローのニーズに対応するための十分な時間がある。

保険契約者の加齢が進む結果、保険期間にわたって保険金給付金の支払いが徐々に増えることが予想される。従って、保険契約の初期において責任準備金の積立が行われ、将来の保険金給付金支払いの増加に備えるようにしている。当社では、将来においても、保険料収入及び投資ポートフォリオからもたらされる当社のキャッシュ・フローは保険金給付金支払い及び事業費に使うキャッシュ・フローを十分確保できると予想している。

2015年2月、親会社とアフラックは共同で総額50万ドルの借入を可能とする銀行信用供与枠（アンコミットテッド・ベース）を、第三者との間で設定した。借入れには、当該銀行によって提示され、借入実行時に双方が合意した金利が適用され、3ヶ月満期となる。この信用供与枠に係る設定手数料、当初経費及び財務制限条項はない。この信用供与枠による借入金は、一般事業資金として使用することができる。2015年3月31日現在、この50万ドルの信用供与枠による借入残高はなかった。

親会社とアフラックは1億ドルの借入を可能とする双務的な信用供与枠（アンコミットテッド・ベース）を有している。借入れは、銀行によって提示され、借入実行時に双方が合意した金利が適用され、3ヶ月満期となる。この信用供与枠に係る設定手数料、当初経費及び財務制限条項はない。この信用供与枠による借入金は、一般事業資金として使用することができる。2015年3月31日現在、この1億ドルの信用供与枠による借入残高はなかった。信用供与枠による最終借入可能日は2015年10月15日であり、ここから起算して3ヶ月を超えることなく借入期限が到来する。

親会社及びアフラックは、金融機関のシンジケート団との間で、総額500億円のシニア無担保リボルビング・クレジット・ファシリティ契約を有している。この契約により、日本円での借入れ又は日本円と同等の米ドルでの借入れを極度取引として行うことができる。借入は、LIBORに1.125%の適用マージンを加えた金利で実行される。更に、親会社とアフラックは信用供与枠に対して年0.125%の設定手数料を支払うことを求められている。本与信契約における借入れは、日本社における事業のための資本に関するコンティンジェンシー・プランなど一般事業資金として使用することができ、契約終了日に満期となる。本契約は、四半期ベースで一定の財務制限条項を順守することを要求している。この契約は、2018年3月29日又は契約で定義されている債務不履行事由が発生した場合の契約の終了日のいずれか早い日に満了する。2015年3月31日現在、この500億円のリボルビング・クレジット契約による当社の借入残高はなかった。

当社の財務諸表は、当該報告期間における資金調達の情報を開示している。当該報告期間中、当社は、もし取引を行っていても貸借対照表には記載されない重要な期中短期資金調達を行っていない。2015年3月31日現在、当社は社債及び信用枠に関する契約条項を全て満たしている。当社は、会計基準上は売却とされる取引において買い戻し義務を負う金融資産の移転取引（有価証券貸付を含む。）を行っていない。当社の有価証券貸付及びデリバティブ活動の詳細については、連結財務諸表注記3及び4ならびに2014年12月31日に終了した事業年度の有価証券報告書における連結財務諸表注記1を参照されたい。なお、これらの注記で開示されたものを除き、当社の流動性の大幅な増減を合理的に生じさせる傾向、要求、確約、事象、又は不確定要素は認識されていない。当社の現金・預金及び現金等価物には、制限の無い手許現金、短期金融資産、及び購入時点で満期日

が90日以内であるその他の債券が含まれているが、これらが負っている市場リスク、決済リスク、又はその他のリスク・エクスポージャーは軽微である。

連結キャッシュ・フロー

日本社の円建てキャッシュ・フローの各項目は、期中の加重平均為替レートを使ってドルに換算している。円安が進めば、財務諸表を円ベースからドルベースにすると、ドル表示の数値は小さくなる。逆に、円高になると、ドル表示の数値が大きくなる。

次の表に、3月31日に終了した3ヶ月間における連結キャッシュ・フローを活動別にまとめた。

(単位：百万ドル)	2015年	2014年
営業活動	\$ 1,460	\$ 1,615
投資活動	(2,078)	(2,123)
財務活動	322	(32)
現金・預金及び現金等価物に対する為替変動の影響額	1	(9)
現金・預金及び現金等価物純変動額	\$ (295)	\$ (549)

営業活動

次の表に、3月31日に終了した3ヶ月間における営業活動によるキャッシュ・フローをまとめた。

(単位：百万ドル)	2015年	2014年
日本社	\$ 982	\$ 1,340
米国社及びその他事業セグメント	478	275
合計	\$ 1,460	\$ 1,615

投資活動

営業活動によるキャッシュ・フローは、将来の保険契約債務に備えるため、主に債券に投資している。次の表に、3月31日に終了した3ヶ月間における投資活動に使用したキャッシュ・フローをまとめた。

(単位：百万ドル)	2015年	2014年
日本社	\$ (1,925)	\$ (2,033)
米国社及びその他事業セグメント	(153)	(90)
合計	\$ (2,078)	\$ (2,123)

堅実な資産運用方針に基づき、当社は、資産と負債のデュレーションを一致させるよう努めている。現状では、期限付証券及び永久証券の満期償還金を再投資する際、その運用利回りが以前に販売された保険契約の責任準備金の予定利率を下回る場合がある。しかし、当社商品が長期契約であること及び当社の潤沢なキャッシュ・フローにより、各種資産適正分析で指摘されたデュレーションの不一致及び（又は）利回りの乖離による影響を最小限に抑えることができる。当社にとっての必要が生じた時あるいは有利な状況が市場に生じた場合、当社は、資産と負債のデュレーションのマッチングを改善させるため、将来の運用利回りを高めるため及び（又は）ポートフォリオのリバランスを実施するために、売却可能有価証券に分類される期限付証券及び永久証券を選別して売却する。このため、償還期限前の売却取引は毎年大きく変動することがある。償還期限前売却が売却可能有価証券に分類される期限付証券及び永久証券の投資ポートフォリオの年初来平均残高に占める割合は、3月31日に終了した3ヶ月間において、2014年及び2015年ともに約1%であった。

財務活動

2014年の当初3ヶ月間において財務活動に用いられた連結ベースのキャッシュが32百万ドルであったのに対し、2015年の当初3ヶ月間において財務活動により提供された連結ベースのキャッシュは322百万ドルであった。

2015年3月、親会社は米国において公募により、2本のシニア債合計10億ドルを発行した。1本目は、5年満期固定利付型(年利2.40%、半年払い)で総額550百万ドル、2本目は、10年満期固定利付型(年利3.25%、半年払い)で総額450百万ドルあった。当社は、クロス・カレンシー・スワップ契約を締結し、これらのシニア債のドル建て元本及び利息を円建て債務に転換した結果、名目金利(純額)は低下した。これらのクロス・カレンシー・スワップ契約を締結することで、当社は経済的な価値として、550百万ドルのドル建て債務を670億円の円建て債務に転換し、支払金利をドル建ての年2.40%から円建ての年0.24%に低減させ、450百万ドルのドル建て債務を550億円の円建て債務に転換し、支払金利をドル建ての年3.25%から円建ての年0.82%に低減させた。

2015年4月、親会社は、2015年3月に発行した固定利付型シニア債による資金10億ドルを、2019年5月満期の8.50%固定利付型シニア債850百万ドルの繰上償還及びこれに伴い発生した同社債保有者に対する230百万ドルの繰上償還プレミアムの一部の支払いに充当した。当社は、このプレミアムの支払いは非経常的な取引と見なしており、2015年第2四半期の事業利益からこの費用を除外する。

3月31日に終了する3ヶ月間において当社が配当及び自己株式取得により株主へ返還したキャッシュは、2014年が584百万ドル、2015年が775百万ドルであった。

2015年3月31日現在、当社は当社社債及び信用枠の全ての契約条項を遵守していた。

次の二つの表は、3月31日に終了した3ヶ月間における自己株式に関する活動の概要を示している。

自己株式取得明細

(単位：百万ドル/千株)	2015年	2014年
自己株式の取得	\$ 610	\$ 421
取得株式数：		
公開市場	9,827	6,535
その他	162	110
取得株式数合計	9,989	6,645

自己株式発行明細

(単位：百万ドル/千株)	2015年	2014年
自己株式からの発行：		
現金による調達	\$ 13	\$ 16
現金以外による調達	18	18
自己株式からの発行合計	\$ 31	\$ 34
発行株式数	593	686

2015年の当初3ヶ月間において、当社は自己株式取得計画に基づき、9.8百万株の普通株式を600百万ドルで取得した。2015年3月31日現在、取締役会によって承認された取得可能枠の残枠は19.7百万株であった。当社は現時点で、2015年に13億ドル相当の普通株式を取得する予定である。

第1四半期に株主に対して支払われた現金配当は、2014年が1株当たり0.37ドルであったのに対し、2015年は1株当たり0.39ドルであった。次の表は3月31日に終了した3ヶ月間における株主配当金の内訳を示している。

(単位：百万ドル)	2015年	2014年
現金により支払われた配当	\$ 165	\$ 163
自己株式発行による配当	6	7
株主に対する配当合計	\$ 171	\$ 170

2015年4月に、取締役会は2015年第2四半期の現金配当を、前年同期比で5.4%増の1株当たり0.39ドルと決定した。この配当は2015年5月20日営業終了時点の登録株主に対して、2015年6月1日に支払われる。

行政上の規制

アフラックは会社設立準拠法地をネブラスカ州においており、ネブラスカ州の規制に準拠している。生命保険会社の法定資本及び剰余金は、基本的には全米保険監督官協会（以下、「NAIC」）の規定に準拠して計算されているが、生命保険会社の会社設立準拠法地の州当局によって修正されることもある。こうした法定会計原則はGAAPとは異なり、保険契約者の保護と保険会社の支払余力を重視している。当社の事業が長期的に成長を続けていくには、保険事業における法定資本及び剰余金の強化が必要になることも考えられる。アフラックの保険事業では、事業自体が生み出す利益や、親会社が社債や株式の発行で調達した資金からの資本拠出など、さまざまな資金源を通じて法定資本の拡充を図ることができる。保険監督当局はNAICのリスクベースの自己資本（RBC比率）算定法を用いて、自己資本比率の不十分な保険会社を把握している。この算定法では、各社の保険事業に固有のリスクの種類と内容を勘案して、保険引受、経営、資産、金利の各リスクを測定する。2015年3月31日現在、アフラックのRBC比率は引き続き高い水準にあり、その強い資本力と剰余金を反映している。ネブラスカ州保険局からの事前の承認を得ることなくアフラックから親会社に対して配当が可能な最大の金額は、法定会計原則に基づいて算出された前年度の事業による純収益（資産運用実現益（純額）を除く。）、又は前年度末における法定資本及び剰余金の10%のいずれか大きい金額である。2015年にアフラックが決定する配当が24億ドルを超える場合には、このような事前承認が必要となる。

米国の保険監督当局による制限や規制とは別に、日本の金融庁が保険契約者を保護するのに十分な財務内容を維持できないと判断すれば、日本社からの利益送金を許可しないこともある。金融庁はソルベンシー・マージン比率という独自の基準を設定している。日本社のソルベンシー・マージン比率は、金利及び為替レートの変動に対して感応度が高く、当社は、金利の変動及び為替変動に対するソルベンシー・マージン比率の金利感応度を低減させるための代替案を引き続き評価していく。金利が急激に変化した際の、資本に関する非常時対応策として、当社は500億円のシニア無担保リボルビング・クレジット・ファシリティを設定している。当社はすでに日本社のソルベンシー・マージン比率（SMR）の感応度を緩和する様々な手段を講じている。例えば、当社は責任準備金対応債券の投資区分を採用している。責任準備金対応債券は、日本独自の区分であり、対応する保険債務との関係により、償却原価で計上されることから、ソルベンシー・マージン比率への金利感応度を低減できる。GAAPにおいては、責任準備金対応債券は売却可能債券として分類される。当社は他にも、米国金利の上昇やこれに関連する日本社の保有する売却可能債券に分類される投資ポートフォリオへの影響を軽減するために、金利スワップションを採用している。2015年第1四半期、日本社は追加の比例再保険契約を締結し、売り止めとなった既契約商品のうちの一商品の入院保障の一部を出再した。この共同再保険の形態をとる再保険により、日本社は約1,300億円の責任準備金を減少させた（当社の資産運用戦略及びヘッジ活動の詳細については、それぞれ2014年12月31日に終了した事業年度の有価証券報告書における連結財務諸表注記3、4及び8を参照されたい。）。日本社のソルベンシー・マージン比率は、2015年3月31日現在、強い自己資本を反映し、引き続き高い水準にある。

日本社は親会社に対して経営管理報酬を支払い、米国社に対しては配賦経費及び利益を送金している。3月31日に終了した3ヶ月間における日本社による送金の詳細は以下のとおりであった。

日本社の送金

(単位：百万ドル/十億円)	2015年	2014年
親会社に対して支払われた日本社の経営管理報酬	\$ 12	\$ 12
日本社に対する配賦経費	28	26
日本社から米国社へのドルベースの利益送金	250	0
日本社から米国社への円ベース利益送金	30.0	0.0

当社は、2015年2月に受領した利益送金300億円についての為替リスクの経済的なヘッジの一環として、為替先物取引契約を締結した。その結果、実際に円貨がドル貨に換金された際、7百万ドルの追加的な資金を得ることとなった。当社は現時点で、2015年通年の日本社からの利益送金を総額で2,000億円予定している。

株主配当、利益送金及びその他資金移動に関する行政上の規制の詳細については、2014年12月31日に終了した事業年度の有価証券報告書における連結財務諸表注記13及び「経営陣による財政状態及び経営成績の解説と分析」の「行政上の規制」の項を参照されたい。

その他

契約債務及び偶発債務の詳細については、連結財務諸表注記11を参照されたい。

将来に関するすべての事項は、当四半期連結会計期間末日現在における経営陣の判断に基づいている。当社は、これらの事項について最新情報を提供する義務を負っていない。

(2) 対処すべき課題

該当なし。

(3) 研究開発活動

該当なし。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】(2015年3月31日現在)

【株式の総数】

授権株数	発行済株式総数	未発行株式数
1,900,000千株	668,854千株(注1)	1,231,146千株(注2)

(注1) 2015年3月31日現在の発行済株式総数668,854千株には、自己株式235,083千株が含まれている。

(注2) 未発行普通株式数1,231,146千株には、新株予約権(ストックオプション)の行使により発行される予定の普通株式9,388千株が含まれている。

【発行済株式】

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名式額面株式 (額面0.10ドル)	普通株式	668,854千株	ニューヨーク証券取引所 株式会社東京証券取引所	(注)

(注)() 普通株式

当社の定款上、普通株式の株主は原則として各決議事項につき1株当たり1議決権を有し、その取得時期及び保有期間に応じて、1株当たり10議決権を有する。詳細については前事業年度にかかる当社の有価証券報告書の「第1 本国における法制等の概要 1 会社制度等の概要 (2) 提出会社の定款等に規定する制度」を参照されたい。

なお、1株当たり10議決権を定めているのは、当社の株式を当初購入した個人株主に報い、株主との長期の関係を維持するため、また、当社の株式を購入した金融機関に対して当社の株式の短期売買ではなく保有を奨励するためである。

() 優先株式

当社の定款には、当社が、普通株式の他に、1株の額面金額12.75ドルの議決権のない累積優先株式を、2,300,000株を限度として発行する権限を有することが定められている。議決権のない累積優先株式は、当社に柔軟な資金調達の選択肢を与えるものである。現在、優先株式を発行する計画はない。

定款上の優先株式の定めは以下のとおりである。

- (a) 発行する場合、ここで授権された当社の優先株式は、同一日(以下、「発行日」)に、同一シリーズとしてのみ発行することができる。そのシリーズの株式は、タイトルに発行の年を挿入して、「議決権のない累積優先株式、1980シリーズ」(以下、「優先株式」)と表示する。発行日後は、優先株式の追加株式は発行されない。
- (b) 優先株式の所有者は、当社の取締役会が宣言した場合またその場合にのみ、現金配当の支払いが法的に可能な当社の利益及びその他の原資及び資産から、最初の5年間は1株当たり0.90ドル、6年目は1株当たり2.20ドル、7年目は1株当たり2.60ドル、8年目は1株当たり3.69ドル、9年目は1株当たり4.36ドル、10年目以降は1株当たり5.18ドルの年率で、現金配当を受領する権利を有する。上述の配当率が適用される年度は優先株式の発行日及び各年のその応当日に開始する。配当は、(3月、6月、9月及び12月のそれぞれ最後の日で終わる)各四半期につき、当該四半期中の3月、6月、9月及び12月の初日(あるいは当日ニューヨーク証券取引所の取引が行われていない場合には、その翌取引日)に、前月15日の終了時における優先株式の登録株主に対し支払われる。但し、最初の配当は、発行日以降に開始する最初の四半期内の支払日に支払われ、発行日からその第1四半期の末日までの期間に最初の年率0.90ドルを適用して定められた額とする。優先株式の現金配当は発行日から発生し、累積される。優先株式が流通に置かれている限り、最後の四半期支払日に支払われる配当を含み、発行済の全ての優先株式につき全ての現金配当が支払われるか、あるいはその額の配当が宣言されその支払いのための十分な原資が準備されるのでなければ、当社の額面0.10ドルの普通株式(以下、「普通株式」)もしくは、配当の支払いにつき、優先株式に劣後する当社のその他の株式に対し、いかなる配当も宣言され、支払われあるいは準備されてはならない。また、いかなる普通株式、配当の支払いにつき、優先株式と同位もしくはこれに劣後する当社のその他の株式も、当社もしくは当社の子会社により償還もしくは買取られてはならない。また、いかなる資金も、かかる株式の償還もしくは買取の

ための準備金として積み立てられあるいはかかる償還もしくは買取にその他の方法で充当され、又は利用されてはならない。但し、上記の制限にかかわらず、準備金の条件に従って積み立てられた資金（積み立て時に上記制限に違反してはならない。）は、準備金の条件に従い、株式の買取もしくは償還に充当することができる。また、上記の制限にかかわらず、普通株式にのみ支払われるべき配当は普通株式に支払うことができる。本(b)項のために、優先株式が当社によって所有され、又は当社の勘定による時は、優先株式は発行されているとは看做されない。但し、当社の子会社が所有し、又は子会社の勘定になっている場合は発行されていると看做す。優先株式の累積配当金には金利を付さない。

- (c) 当社は、発行日から5年経過後は、発行日から5年経過後の一定日（以下、「償還日」）に効力を生じるものとして随時発行済優先株式の全部もしくは一部を償還することができる。当該償還は、取締役会の決議により行うものとし、優先株式の全部が償還されない場合は、償還対象となる株式は、取締役会の決議により定められる方法に従い優先株式の所有者に対しその持株数に比例又は実質的に比例するように割当てられるものとする。但し、当社は当社の取締役会の決議により定める限度で、当社もしくは当社の子会社が所有するか、それらの勘定になっている優先株式の一部もしくは全部を償還の対象から除外することができる。償還、償還されるべき株式の変更もしくは所有者間の割当に関する書面による通知は、料金前払いの第一級郵便で、償還日に先立つ30日以上90日以内に、優先株式の各登録所有者に対し、当社の株主名簿に記載された所有者の住所に宛ててなされる。上記に従い郵送された通知は、実際の受領の有無にかかわらず、正当になされたものと看做される。償還価額は、1株当たり14.00ドル、各場合に償還日の前に支払い可能であるが未宣言又は未払いとなっている配当金の合計額及び（3月、6月、9月もしくは12月の最後の日で終わる）最後の四半期の最終日から償還日までの期間について、償還日現在で支払い可能となっていないが、発生している優先株式についての配当額（月は30日、年は360日で計算）があれば、これらを合算する。償還日として償還通知に記載された日以降、当該株式を償還するに足る資金が、取消不能な形で積み立てられた場合、償還されるべき優先株式の所有者が当社の株主として有する全ての権利は、ここに規定する金利の付されない償還価額を受領する権利を除き消滅し終了する。又は、当社が選択すれば、償還日もしくはその前であっても、発行日から5年以降の日でかつ（ ）上記に従い優先株式の所有者に書面による償還通知が郵送された日及び（ ）償還日に支払うべき額として（償還日現在で上記に従い決定された）償還価額全額に足る資金が、取締役会の決議により当社の支払代理人として正当に指定された合衆国の商業銀行に預託された日（但し、償還通知には支払代理人の名称、住所、その支払代理人に償還日以前に原資を預託する旨の当社の決定及びその預託の事実を記載しなければならない。）のいずれか遅い日以後は、償還されるべき優先株式の所有者が当社の株主として有する全ての権利は、ここに規定する金利の付されない償還価額を受領する権利を除き消滅し終了する。取締役会の決議により、当社が定める償還日より1年を超える期間満了時まで、償還の対象となった優先株式の所有者によって請求されなかった支払代理人への預託金は、支払代理人により当社に支払われる。その後は償還の対象となった優先株式の所有者は、その金利の付されない支払いを、当社に対してのみ請求できる。償還日として通知に記載された日以後、優先株式の登録株主は、当社もしくは正当に指定された支払代理人に対し、償還されるべき株式の株券（当社が要求した場合は白地裏書もしくは白地の移転・譲渡証書を付すものとする。）を現に提示することにより金利の付されない償還価額を受領することができる。当社が（支払代理人への預託その他の方法で）取消不能な形式で、償還日以前に、償還対象となる優先株式の償還の支払いをするに足る資金を積み立てず又は償還の支払いを怠った場合、かかる不履行又は遅滞が、（支払代理人への預託その他による）取消不能の準備金の積み立てもしくは償還の対象となる優先株式の未払いの全ての所有者に対する償還価額（その価額は、不履行もしくは遅滞の場合、支払い可能であるが未宣言又は未払いの配当、もしくは当該不履行もしくは遅滞を治癒する取消不能の準備金の積み立て、支払いもしくは支払いの提供の日までに発生した配当の額を含む。）の支払いもしくは支払いの提供によって治癒されるまで、普通株式もしくは配当の支払いにつき優先株式に劣後する当社のその他の株式に対し、いかなる配当も宣言され、支払われあるいは積み立てられてはならない。また、いかなる普通株式、優先株式もしくは配当の支払いにつき、当該優先株式と同位もしくはこれに劣後する当社のその他の株式は、当社もしくは当社の子会社により償還もしくは買取られてはならない。また、いかなる資金も、かかる株式の償還もしくは買取のための準備金として積み立てられあるいはかかる償還もしくは買取にその他の方法で充当され又は利用されてはならない。但し、上記の制限にかかわらず、ある準備金の条件に従って積み立てられた資金（積み立て時に上記制限に違反してはならない。）は、準備金の条件に従い株式の買取もしくは償還に充当することができる。また、上記の制限にかかわらず、普通株式にのみ支払われるべき配当は普通株式に支払うことができる。優先株式の所有者は、優先株式の償還を当社に請求することはできない。

- (d) 任意もしくは非任意の当社の清算、解散もしくは整理の場合、その時点で流通に置かれている優先株式の所有者は、株式所有者への分配が可能な当社の資産（資本金、剰余金もしくはいかなる種類の利益であると問わず）から、普通株式もしくは清算の際の分配につき、優先株式に劣後するその他の当社の株式の所有者に支払いがなされる前に、1株当たり12.75ドル及び各場合に支払い可能であるが未宣言又は未払いとなっている配当金の合計額及び（3月、6月、9月、もしくは12月の最後の日で終わる）最後の四半期の最終日から支払日までの期間について、支払日現在で、支払い可能となっていないが発生している優先株式についての配当額（月は30日、年は360日で計算）があれば、これらを合算した額を受領することができる。当社の清算、解散もしくは整理時の分配可能な当社資産が、優先株式及び清算時の分配につき優先株式と同位の当社のその他の株式の所有者がかかる場合において権利を有する総額を支払うに不充分である場合は、当該所有者に対し分配可能な資産をその所有比率に応じて分配する。優先株式の所有者は当社の清算、解散もしくは整理に際し、その資産の分配に更に配当加入することはできない。本(d)項に定める当社の任意もしくは非任意の清算、解散もしくは整理、分配額が支払われる支払日と場所の通知は、料金前払いの第一級郵便で、記載の支払日に先立つ30日以上90日以内に、優先株式の各登録株主に対し、当社の株主名簿に記載された所有者の住所宛になされる。上記に従い郵送された通知は実際の受領の有無にかかわらず、正当になされたものと看做される。当社の資産の全てもしくは実質的に全ての売却、譲渡もしくは交換、又は他の会社との（への）当社の合併（吸収）、当社の清算及び当社の株式所有者に対する他の会社の株式の分配を伴う株式の交換による当社の資産の全てもしくは実質的に全ての売却、譲渡もしくは交換はいずれも本(d)項にいう当社の清算、解散もしくは整理とは看做されない。
- (e) ジョージア州法で要求されている場合及び(h)項所定の場合を除き、優先株式の所有者は当社の諸事項に関し、いかなる議決権も有さない。
- (f) 優先株式の所有者は、それらの優先株式を普通株式もしくは当社のその他の株式もしくはその他の証券に転換するいかなる権利も有さない。
- (g) 当社により償還・購入もしくはその他の方法で取得された優先株式は、再発行もしくはその他の方法で処分されない。上記は、当社の子会社が購入もしくはその他の方法で取得した優先株式には適用されない。当社は、随時当社が償還・購入もしくはその他の方法で取得した優先株式の一部もしくは全部を法律の規定に従い消却することができる。
- (h) 流通に置かれる優先株式の種類別投票で過半数の所有者が承認した当社の改正定款に定める場合を除き、普通株式もしくは当社のその他の普通もしくは優先株式は、(b)項及び(d)項に定めるとおり配当及び当社の清算、解散もしくは整理時の分配額について、優先株式に劣後する。また、優先株式の所有者は、全ての配当の支払い（累積配当の未払分を含む。）もしくは、優先株式に関連する清算時の全ての分配額を、当社のその他の株式についての支払いに先立ち優先して受領することができる。優先株式は、消却もしくは準備金の対象とならない。優先株式はここに規定する以外に他の株式に対し相対的な、又は参加的もしくは選択的な権利、その他の特別の権利及び権限を有するものではない。(b)、(c)及び(g)項において「子会社」とは、当社が直接的もしくは間接的に50%以上を所有する会社を言う。

（２）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当なし。

（３）【発行済株式総数及び資本金の推移】

年 月 日	発行済株式総数（千株）		資本金（百万ドル）	
	増減数	残高	増減額	残高
2014年12月31日現在		668,132		67 (8,061百万円)
2015年第1四半期中の増加（注）	722		0	
2015年3月31日現在		668,854		67 (8,061百万円)

（注）当四半期中の発行済株式総数の増加は、新株予約権（ストックオプション）の行使により発行された株式及び制限付株式の発行によるものである。

当社が発行した未行使の新株予約権（ストックオプション）の2015年3月31日現在における状況は以下のとおりである。

残高（千株）	行使により発行する株式の発行価格 （1株当たりの加重平均行使価格）（ドル）	資本組入額（千ドル）
9,388	50.04	939（注）

（注）新株予約権（ストックオプション）が行使された場合に受け取る発行価格合計約469,776,000ドル（1株当たりの加重平均行使価格に基づく。）のうち、939,000ドルが資本に組み入れられる。

（４）【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において、当社の取締役及び業務執行役員に異動はなかった。

但し、本報告書提出日までに、以下のとおり当社の取締役に異動があった。その他当社の取締役及び業務執行役員に異動はなかった。

（1）新任取締役

氏名	ジョセフ・L・モスコウィッツ
生年月日	1953年7月28日
役職名	取締役
主要略歴	プリメリカ・インクの元エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント
所有株式の数	3,256株（2015年5月11日現在）
就任年月日	2015年5月4日
任期	当社取締役は、一般的に、次の株主総会で再度指名を受けて選任されるまで、又は、後任者がその株主総会で選任され資格を取得するまで、1年の任期を有する。

（2）退任取締役

氏名	デイビッド・ゲイリー・トンブソン
役職名	取締役
退任年月日	2015年5月4日

第5【経理の状況】

以下に記載されている四半期財務書類は、以下のものを邦文に翻訳したものである。

- ・ 2015年及び2014年3月31日に終了した3ヶ月間の連結損益計算書
- ・ 2015年及び2014年3月31日に終了した3ヶ月間の連結包括(損)益計算書
- ・ 2015年3月31日及び2014年3月31日並びに2014年12月31日現在の連結貸借対照表
- ・ 2015年及び2014年3月31日に終了した3ヶ月間の連結株主持分計算書
- ・ 2015年及び2014年3月31日に終了した3ヶ月間の連結キャッシュ・フロー計算書
- ・ 連結財務諸表注記

これらは2015年及び2014年の第1四半期の報告書様式10-Q及び2014年12月31日に終了した1年間の報告書様式10-Kに基づき記載され、米国証券取引委員会に提出されている。

これらの無監査四半期連結財務情報は、米国において一般に認められた会計原則に準拠して作成されている。当社は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という)第85条第1項の規定に基づき、これらの財務計算に関する書類を四半期財務書類として提出することを認められている。

当社の連結財務諸表は米ドルで作成されている。邦文翻訳を作成するにあたって、主要な計数についての円換算額は、2015年5月7日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売相場である1米ドル=120.32円の換算レートで換算したものである。換算上、端数は四捨五入したため、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

上記主要な計数の邦貨への換算は、四半期財務諸表等規則第88条の規定に従うものであり、本項末尾の「米国と日本における会計原則及び会計慣行の差異」に関する記載は、四半期財務諸表等規則第86条及び第87条第2項の規定に従うものである。

1【四半期財務書類】

(1) 連結損益計算書

	3月31日に終了した3ヶ月間(無監査)			
	2015年		2014年	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
収益：				
保険料収入(主として補完保険)	4,432	533,258	4,854	584,033
投資収益(純額)	782	94,090	827	99,505
資産運用実現(損)益：				
一時的でない減損による実現損失	(6)	(722)	(3)	(361)
売却及び償還	68	8,182	41	4,933
デリバティブ及びその他の(損)益	(49)	(5,896)	(84)	(10,107)
資産運用実現(損)益合計	13	1,564	(46)	(5,535)
その他の収益	(1)	(120)	5	602
収益合計	5,226	628,792	5,640	678,605
保険金給付金及び事業費：				
保険金給付金(純額)	2,952	355,185	3,220	387,430
新契約費及び事業費：				
繰延新契約費償却	277	33,329	294	35,374
保険販売手数料	330	39,706	366	44,037
保険事業費	530	63,770	534	64,251
支払利息	83	9,987	80	9,626
その他の事業費	41	4,933	42	5,053
新契約費及び事業費合計	1,261	151,724	1,316	158,341
保険金給付金及び事業費合計	4,213	506,908	4,536	545,772
税引前当期純利益	1,013	121,884	1,104	132,833
法人税等	350	42,112	372	44,759
当期純利益	663	79,772	732	88,074
1株当たり当期純利益(単位：ドル、円)：				
基本	1.52	183	1.61	194
希薄化後	1.51	182	1.60	193
1株当たり当期純利益計算に用いた 加重平均発行済普通株式数(千株)：				
基本	437,306		454,731	
希薄化後	439,927		457,699	
1株当たり現金配当(単位：ドル、円)：	0.39	47	0.37	45

添付の連結財務諸表注記を参照のこと。

(2) 連結包括(損)益計算書

	3月31日に終了した3ヶ月間(無監査)			
	2015年		2014年	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
当期純利益	663	79,772	732	88,074
その他の包括(損)益(法人税等控除前)：				
当期外貨換算未実現(損)益	9	1,083	(57)	(6,858)
保有有価証券未実現(損)益：				
当期保有有価証券未実現(損)益	593	71,350	1,399	168,328
当期純利益に含まれる保有有価証券実現損(益)の 組替修正額	(50)	(6,016)	(2)	(241)
当期デリバティブ未実現(損)益	(4)	(481)	(1)	(120)
年金債務当期調整額	-	-	(1)	(120)
その他の包括(損)益合計(法人税等控除前)	548	65,935	1,338	160,988
その他の包括(損)益項目に係る法人税費用(軽減効果)	195	23,462	468	56,310
その他の包括(損)益(法人税等控除後)	353	42,473	870	104,678
包括(損)益合計	1,016	122,245	1,602	192,753

添付の連結財務諸表注記を参照のこと。

(3) 連結貸借対照表

	2015年3月31日現在 (無監査)		2014年3月31日現在 (無監査)		2014年12月31日現在	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
資産：						
運用資産及び現金・預金：						
売却可能有価証券(公正価値)：						
期限付証券(償却原価：						
2015年3月31日56,098百万ドル、2014年3月31日57,429百万ドル、2014年12月31日55,365百万ドル)	62,652	7,538,289	59,619	7,173,358	61,407	7,388,490
期限付証券—連結変動持分事業体(償却原価：2015年3月31日3,511百万ドル、2014年3月31日3,896百万ドル、2014年12月31日3,020百万ドル)	4,667	561,533	4,662	560,932	4,166	501,253
永久証券(償却原価：2015年3月31日1,903百万ドル、2014年3月31日2,582百万ドル、2014年12月31日2,035百万ドル)	2,128	256,041	2,538	305,372	2,240	269,517
永久証券—連結変動持分事業体(償却原価：2015年3月31日406百万ドル、2014年3月31日475百万ドル、2014年12月31日405百万ドル)	432	51,978	478	57,513	429	51,617
持分証券(取得原価：2015年3月31日19百万ドル、2014年3月31日17百万ドル、2014年12月31日19百万ドル)	28	3,369	21	2,527	28	3,369
満期保有有価証券(償却原価)：						
期限付証券(公正価値：						
2015年3月31日38,019百万ドル、2014年3月31日42,576百万ドル、2014年12月31日38,413百万ドル)	34,179	4,112,417	40,615	4,886,797	34,159	4,110,011
期限付証券—連結変動持分事業体(公正価値：2015年3月31日83百万ドル、2014年3月31日240百万ドル、2014年12月31日84百万ドル)	83	9,987	243	29,238	83	9,987
その他運用資産	179	21,537	323	38,863	171	20,575
現金・預金及び現金等価物	4,363	524,956	1,994	239,918	4,658	560,451
運用資産及び現金・預金						
合計	108,711	13,080,108	110,493	13,294,518	107,341	12,915,269
未収金	700	84,224	732	88,074	842	101,309
未収投資収益	728	87,593	774	93,128	762	91,684
繰延新契約費	8,319	1,000,942	8,965	1,078,669	8,273	995,407

有形固定資産 (減価償却累計額控除後原価)	428	51,497	481	57,874	429	51,617
その他の資産 ⁽¹⁾	<u>2,515</u>	<u>302,605</u>	<u>1,847</u>	<u>222,231</u>	<u>2,120</u>	<u>255,078</u>
資産合計	<u>121,401</u>	<u>14,606,968</u>	<u>123,292</u>	<u>14,834,493</u>	<u>119,767</u>	<u>14,410,365</u>

⁽¹⁾ 2015年3月31日は110百万ドル、2014年3月31日は107百万ドル、2014年12月31日は106百万ドルの連結変動持分事業体からのデリバティブを含む。

添付の連結財務諸表注記を参照のこと。

	2015年3月31日現在 (無監査)		2014年3月31日現在 (無監査)		2014年12月31日現在	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
負債及び株主持分:						
負債:						
保険契約準備金:						
責任準備金	67,292	8,096,573	71,689	8,625,620	65,646	7,898,527
支払備金	3,673	441,935	3,875	466,240	3,630	436,762
未経過保険料	8,460	1,017,907	10,779	1,296,929	8,626	1,037,880
その他保険契約準備金	6,139	738,644	6,547	787,735	6,031	725,650
保険契約準備金合計	85,564	10,295,060	92,890	11,176,525	83,933	10,098,819
法人税等	5,322	640,343	4,258	512,323	5,293	636,854
貸付有価証券の現金担保返 済義務	2,615	314,637	3,313	398,620	2,193	263,862
社債等	6,282	755,850	4,913	591,132	5,282	635,530
その他の負債 ⁽²⁾	2,981	358,674	2,242	269,757	4,719	567,790
契約債務及び偶発債務 (注記11を参照)						
負債合計	102,764	12,364,564	107,616	12,948,357	101,420	12,202,854
株主持分:						
普通株式、額面0.10ドル; 授權株式数: 2015年3月31 日1,900,000千株、2014年 3月31日1,900,000千株、 2014年12月31日1,900,000 千株; 発行済株式数: 2015年3月31日668,854千 株、2014年3月31日 667,620千株、2014年12月 31日668,132千株	67	8,061	67	8,061	67	8,061
株式払込剰余金	1,745	209,958	1,667	200,573	1,711	205,868
利益剰余金	22,648	2,725,007	20,447	2,460,183	22,156	2,665,810
その他の包括(損)益累計 額:						
外貨換算未実現(損)益	(2,540)	(305,613)	(1,542)	(185,533)	(2,541)	(305,733)
保有有価証券未実現(損)						
益	5,026	604,728	1,944	233,902	4,672	562,135
デリバティブに係る未実 現						
(損)益	(28)	(3,369)	(13)	(1,564)	(26)	(3,128)
年金債務当期調整額	(126)	(15,160)	(82)	(9,866)	(126)	(15,160)
自己株式(平均取得原価)	(8,155)	(981,210)	(6,812)	(819,620)	(7,566)	(910,341)
株主持分合計	18,637	2,242,404	15,676	1,886,136	18,347	2,207,511
負債及び株主持分合 計	121,401	14,606,968	123,292	14,834,493	119,767	14,410,365

⁽²⁾ 2015年3月31日は392百万ドル、2014年3月31日は194百万ドル、2014年12月31日は318百万ドルの連結変動持分事業体からのデリバティブを含む。

添付の連結財務諸表注記を参照のこと。

(4) 連結株主持分計算書

3月31日に終了した3ヶ月間(無監査)				
	2015年		2014年	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
普通株式：				
期首残高	67	8,061	67	8,061
期末残高	67	8,061	67	8,061
株式払込剰余金：				
期首残高	1,711	205,868	1,644	197,806
ストック・オプションの行使	17	2,045	6	722
株式に基づく報酬	7	842	5	602
自己株式再発行に係る(損)益	10	1,203	12	1,444
期末残高	1,745	209,958	1,667	200,573
利益剰余金：				
期首残高	22,156	2,665,810	19,885	2,392,563
当期純利益	663	79,772	732	88,074
株主への配当	(171)	(20,575)	(170)	(20,454)
期末残高	22,648	2,725,007	20,447	2,460,183
その他の包括(損)益累計額：				
期首残高	1,979	238,113	(563)	(67,740)
外貨換算未実現(損)益の当期増減 (法人税等控除後)：	1	120	(37)	(4,452)
保有有価証券未実現(損)益の当期増減 (法人税等控除後及び組替修正後)	354	42,593	909	109,371
デリバティブに係る未実現(損)益の当期増減 (法人税等控除後)	(2)	(241)	(1)	(120)
年金債務当期調整額(法人税等控除後)	-	-	(1)	(120)
期末残高	2,332	280,586	307	36,938
自己株式：				
期首残高	(7,566)	(910,341)	(6,413)	(771,612)
自己株式の取得	(610)	(73,395)	(421)	(50,655)
発行自己株式の原価	21	2,527	22	2,647
期末残高	(8,155)	(981,210)	(6,812)	(819,620)
株主持分合計	18,637	2,242,404	15,676	1,886,136

添付の連結財務諸表注記を参照のこと。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書

3月31日に終了した3ヶ月間(無監査)				
	2015年		2014年	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー：				
当期純利益	663	79,772	732	88,074
当期純利益と営業活動により調達した 純キャッシュ・フロー額の調整：				
未収及び前払保険料の増減	141	16,965	171	20,575
繰延新契約費の増加	(29)	(3,489)	(26)	(3,128)
保険契約準備金の増加	835	100,467	978	117,673
法人税等負債の増減	(156)	(18,770)	(320)	(38,502)
資産運用実現損(益)	(13)	(1,564)	46	5,535
その他(純額)	19	2,286	34	4,091
営業活動により調達した純資金	1,460	175,667	1,615	194,317
投資活動によるキャッシュ・フロー：				
運用資産の売却又は償還：				
売却可能有価証券：				
期限付証券の売却	484	58,235	677	81,457
期限付証券の満期償還及び期限前償還	66	7,941	222	26,711
永久証券の満期償還及び期限前償還	156	18,770	-	-
満期保有有価証券：				
期限付証券の満期償還及び期限前償還	85	10,227	4,450	535,424
運用資産の取得原価：				
売却可能期限付証券の取得	(1,442)	(173,501)	(4,597)	(553,111)
その他運用資産(純額)	(7)	(842)	143	17,206
デリバティブの決済(純額)	(1,983)	(238,595)	(320)	(38,502)
受入れ(差入又は返却)現金担保(純額)	503	60,521	(2,677)	(322,097)
その他(純額)	60	7,219	(21)	(2,527)
投資活動に使用した純資金	(2,078)	(250,025)	(2,123)	(255,439)

添付の連結財務諸表注記を参照のこと。

3月31日に終了した3ヶ月間(無監査)

	2015年		2014年	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
財務活動によるキャッシュ・フロー：				
自己株式の取得	(610)	(73,395)	(421)	(50,655)
新規借入	989	118,996	-	-
株主への支払配当金	(165)	(19,853)	(163)	(19,612)
投資契約の増減(純額)	84	10,107	536	64,492
自己株式再発行	13	1,564	16	1,925
その他(純額)	11	1,324	-	-
財務活動により調達(使用)した純資金	322	38,743	(32)	(3,850)
現金・預金及び現金等価物に対する為替変動の影響額	1	120	(9)	(1,083)
現金・預金及び現金等価物純変動額	(295)	(35,494)	(549)	(66,056)
現金・預金及び現金等価物期首残高	4,658	560,451	2,543	305,974
現金・預金及び現金等価物期末残高	4,363	524,956	1,994	239,918
キャッシュ・フローに関する補足情報：				
法人税支払額	517	62,205	699	84,104
利息支払額	47	5,655	51	6,136
現金の動きを伴わない利息	36	4,332	30	3,610
資産運用実現損失に含まれる減損による損失	6	722	3	361
現金の動きを伴わない財務活動：				
下記制度のために発行された自己株式：				
募集人向け株式ボーナス制度	8	963	7	842
株主配当金再投資	6	722	7	842
株式に基づく報酬付与	4	481	4	481

添付の連結財務諸表注記を参照のこと。

(6)連結財務諸表注記

1. 重要な会計方針の要約**事業内容：**

アフラック・インコーポレーテッド（以下「親会社」）とその子会社（以下総称して「当社」）は主として補完保険及び生命保険を米国と日本で販売している。当社の保険事業は、American Family Life Assurance Company of Columbus（以下「アフラック」）によって運営されており、米国においてはアフラック米国本社（以下「米国社」）が、日本においてはアフラック日本社（以下「日本社」）が支社として、また、American Family Life Assurance Company of New York（以下「ニューヨーク社」）が完全子会社として、それぞれ事業を展開している。アフラックの保険契約の多くは個人保険で、独立代理店もしくは募集人により販売される。更に、米国社は、現在、「アフラック団体保険」のブランド名で営業しているContinental American Insurance Company（以下「CAIC」）を通じて団体保険を販売している。米国と日本は当社保険事業の2大市場である。資産運用実現損益を含む当社の収益合計に占める日本社の割合は、3月31日に終了した3ヶ月間において、2014年が75%であったのに対し、2015年は70%であった。また、総資産に占める日本社の割合は、2014年12月31日現在及び2015年3月31日現在ともに82%であった。

表示の基準：

当社の財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「GAAP」）に準拠して作成されている。この原則は主として米国財務会計基準審議会（以下「FASB」）により策定されたものである。以下の連結財務諸表注記において言及されているFASBにより制定されたGAAPとは、FASBの会計基準編纂書（以下「ASC」）を指している。GAAPに従って財務諸表を作成するため、経営陣は事業運営により生じる取引を記録するにあたり、最新の入手可能な情報に基づいて見積もりを行うことを求められている。会計上の見積もり及び保険数理上の決定を相当程度含む貸借対照表の最も重要な項目のうち、将来的に変動する可能性があるものとしては、運用資産の評価額、繰延新契約費、責任準備金、支払備金及び法人税等がある。会計上の見積もり及び保険数理上の決定は、市場環境、資産運用利回り、死亡率、罹患率、保険販売手数料とその他の新契約費及び保険契約者の解約によって影響を受ける。最新の追加情報を入手した場合、あるいは実際の金額を確定できた場合には、財務諸表に計上した見積もりは修正され、経営成績に反映される。この種の見積もりには、ある程度の変動は避けられないが、経営陣はその見積額を妥当なものと考えている。

当社の連結財務諸表（無監査）には、親会社とその子会社及び関連会計基準に基づき連結すべき他の事業体の財務諸表が含まれており、重要な連結会社間取引についてはすべて消去されている。

経営陣の意見では、添付の当社の連結財務諸表（無監査）は、2014年12月31日現在及び2015年3月31日現在の連結貸借対照表、2014年及び2015年3月31日に終了した3ヶ月間の、連結損益計算書及び連結包括（損）益計算書、連結株主持分計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書を適正に表示するために必要な全ての修正（通常の反復継続して行われる発生主義に基づき計上する金額から成る）を反映している。期中会計期間における経営成績は、必ずしも年度の経営成績を示唆するものではない。したがって、本財務諸表は、2014年12月31日に終了した事業年度に係る当社の有価証券報告書に掲載されている財務諸表及び注記とともに利用されるべきものである。

新会計基準最近適用された会計基準**損益計算書 - 特別及び非経常項目 - 特別損益項目の概念の削除による損益計算書の表示の簡素化：**

2015年1月、FSABは、GAAPから特別損益項目の概念を削除する改訂ガイダンスを公表した。この改訂は、事

象あるいは取引が特別なものであるかどうかについて、報告主体がこれを吟味することを求める規定を削除するものであるが、その性質が非経常的、または発生頻度の低い項目に係る表示及び開示についてのガイダンスは存続し、非経常的かつ発生頻度の低い項目も含むように拡充される。この改訂ガイダンスによる改訂事項は、2015年12月16日以降に開始する年度及びこれに含まれる中間期より有効となる。このガイダンスを早期適用することは認められているが、その場合には、期首から適用することが求められる。当社はこのガイダンスを2015年1月1日に適用した。このガイダンスの適用は、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えなかった。

譲渡及びサービシング - 譲渡金融資産の満期日を期限とするレボ取引、買戻契約による資金調達及び開示：2014年6月、FASBは、買戻契約と有価証券貸付取引に関する改訂ガイダンスを公表し、他の買戻契約と整合性を保つため、満期日を期限とするレボ契約と買戻契約による資金調達を、担保付借入金として計上する旨の変更を行った。この改訂により、透明性向上のため、買戻契約における差入担保の種類や担保付借入金として計上される同様の取引についての新たな情報開示を要求している。当社はこの新しいガイダンスによる会計基準の変更を2015年1月1日に適用した。このガイダンスの適用は、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えなかった。なお、2014年12月16日以降に開始する年度及び2015年3月16日以降に開始する中間期より、このガイダンスに基づく開示が求められている。

適用を予定している会計基準

利息 - みなし利息 - 社債発行コストの表示の簡素化：2015年4月、FASBは、社債発行コストの表示の簡素化に係る改訂ガイダンスを公表した。この改訂ガイダンスは、負債として認識された社債に関連する発行コストを、社債の割引発行と同様、貸借対照表における当該社債の帳簿価額から直接控除して表示するよう求めるものである。社債発行コストの認識と測定に係るガイダンスは、この改訂による影響を受けない。この改訂は、2015年12月16日以降に開始する年度及びこれに含まれる中間期より有効となる。また、このガイダンスを早期適用することは認められている。このガイダンスの適用は、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えるものではない。

連結 - 連結要否判定の改訂：2015年2月、FASBは、リミテッド・パートナーシップ及び類似の法人格（LLC、証券化ストラクチャー等）が変動持分事業体（VIE）であるかどうかの評価、意思決定者又はサービス提供者に対する報酬が変動持分であるかどうかの評価、そして、報酬体系及び関連当事者関係が、連結の要否を判断するVIEモデルにおける主たる受益者の判定に及ぼす影響の評価に対して影響を与える改訂ガイダンスを公表した。この改訂ガイダンスは、ジェネラル・パートナーがリミテッド・パートナーシップを連結しなければならないという推定を排除するものである。リミテッド・パートナーシップ及び類似の法人格であって、パートナーに対してジェネラル・パートナーに優先する実質的解任権あるいは実質的参加権（当該事業体に対しパートナーが有する支配財務持分を表章するもの）を与えるものは、VIEモデルによってではなく、議決権モデルによって評価される。また、意思決定者あるいはサービス提供者に対する報酬の支払について、この改訂ガイダンスは、事業体の意思決定者あるいはサービス提供者が、その報酬が当該事業体における変動持分に相当しないと結論づけるために必要な6つの要件のうち3つを廃止し、主たる受益者を決定する際の評価の過程で、当該報酬を除外しなければならないとした。最後に、VIEにおける財務持分を支配する単一の主体が存在しない場合、この共同の支配権を有するグループが当該VIEにおいて支配財務持分を有しているかどうかを決定するにあたっては、共通支配下での関連当事者関係は、一体のものとしてとらえるべきものであるとしている。ただし、当該VIEの実質的にすべての活動が、主たる受益者の性格を有する関連当事者グループの中の特定の変動持分保有者（意思決定者を除く）のために遂行されている場合、この特定の変動持分保有者は、主たる受益者として当該VIEを連結しなければならない。この改訂は、2016年12月16日以降に開始する年度及び2017年12月16日以降の年度における中間期から有効となる。当社は、このガイダンスの適用が当社の財政状態、経営成績あるいは開示に重要な影響を与えるかどうかを評価中である。

デリバティブとヘッジ - 持分証券の形式で発行されたハイブリッド型金融商品に関する主契約部分が負債と資本のいずれにより近いかの判断：2014年11月、FASBは、持分証券の形式で発行されたハイブリッド型金融商品の主契約部分の経済的な性格及びリスクについて、どのように評価するかを明確にするガイ

ダンスを発表した。このガイダンスはまた、事業体が当該条件及び特徴のウエイトづけを行う際に、その実体を評価すべきであることを明確にした。この改訂は、2015年12月16日以降に開始する会計年度及びこれに含まれる中間期より有効となる。このガイダンスの適用は、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えるものではない。

財務諸表の表示 - 継続企業の前提：継続企業の前提を維持するための事業体の能力に関わる不確実性の開示：2014年8月、FASBは、会社が継続企業の前提を維持する能力について重大な疑義が存在するか否かの評価及びこれに関連する注記についての経営陣の責任に関する、米国会計基準のガイダンスの改訂を公表した。各決算期において、財務諸表の公表日から1年以内に継続企業の前提に重大な疑義を生じさせる状況や事象が存在するかどうかについて、経営陣は評価することが求められる。この改訂は、2016年12月16日以降に終了する会計年度及び2016年12月16日以降に開始する会計年度に含まれる中間期より有効となる。また、財務諸表が未公表の会計年度又は中間期の決算期について、本件改訂を早期適用することが認められている。このガイダンスの適用は、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えるものではない。

報酬 - 株式報酬 - 報酬の条件として必要勤務期間後に達成される可能性がある業績目標を定めた株式に基づく報酬の会計処理：2014年6月、FASBは、特定の業績目標が報酬の受給権に影響し、業績目標が必要勤務期間の終了後に達成される可能性のある特定の株式に基づく報酬の支払いについて、当該業績目標を業績条件として取り扱うものとする改訂ガイダンスを公表した。報告を行う事業体は、受給権に影響する業績条件が付された報酬について、既存のガイダンスを適用しなければならない。業績目標は、その報酬の付与日における公正価値の評価に反映させてはならない。報酬費用は、業績目標が達成される可能性が高くなった期間に計上し、必要勤務期間終了後の、一つあるいは複数の期間に帰属する費用として計上されなければならない。必要勤務期間終了前に業績目標が達成される可能性が高くなった場合、残存する未認識の報酬費用は、必要勤務期間終了までの残余期間にわたって計上されなければならない。必要勤務期間中及びその終了後における報酬費用の総額は、受給権付与が予想される報酬金額を反映し、最終的に受給権付与がなされる報酬を反映するように調整されなければならない。従業員が役務の提供を終了可能、かつ業績目標が達成されれば引き続き受給資格がある場合、必要勤務期間は終了する。このガイダンスは、2015年12月16日以降に開始する会計年度及びこれに含まれる中間期より有効となる。また、このガイダンスを早期適用することは認められている。このガイダンスの適用は、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えるものではない。

顧客との契約からの収益：2014年5月、FASBは、財又はサービスの提供のために顧客と契約を締結する事業体、あるいは非金融資産の移転のために顧客と契約を締結する事業体（保険契約やリース契約等その他の基準に該当しない場合のみ）に影響を与えるガイダンスを改訂した。このガイダンスの中核的な原則は、顧客への財又はサービスの移転を描写するように、財又はサービスと交換に事業体が権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しなければならないとしている。この改訂は、2016年12月16日以降に開始する会計年度及びこれに含まれる中間期より有効となる。改訂ガイダンスを早期適用することは認められていない。このガイダンスの適用は、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えるものではない。

最近公表されたその他の新会計基準は、当社の事業は適用対象ではないか、もしくは当社の事業に重要な影響がなかった、あるいは重要な影響があるとは見込まれない。

新会計基準及び直近の会計ガイダンス及びそれが当社の財政状態及び経営成績に与える影響についての追加情報については、2014年12月31日に終了した事業年度に係る当社の有価証券報告書に掲載されている連結財務諸表注記1を参照のこと。

2. 事業セグメント情報

当社は、日本社と米国社という2つの保険事業セグメントから構成されており、日本社と米国社を通じて個人補完保険及び生命保険を販売している。個別のセグメントとして報告すべきほどの規模ではない事業

セグメント及び、日本社及び米国社に含まれない事業活動は、「その他事業セグメント」に包括している。

当社では、日本社と米国社を除く全社の間接経費は事業セグメントごとに配賦していない。また、当社は、事業セグメントごとの業績を税引前事業利益と呼ばれる指標に基づいて評価している。当社の事業利益は、社債等に係る支払金利を含む当期純利益から、税引後で、資産運用実現損益（有価証券取引、減損、デリバティブ及びヘッジ活動の影響）、非経常的損益及びその他の非事業損益を除外した数値である。そこから事業に係る法人税を除いたものが税引前事業利益である。セグメント別の経営成績は下表のとおりであった。

(単位：百万ドル)

	3月31日に終了した3ヶ月間	
	2015年	2014年
収益：		
日本社：		
保険料収入(純額)	\$ 3,078	\$ 3,560
投資収益(純額)	613	663
その他の収益	8	8
日本社収益合計	3,699	4,231
米国社：		
保険料収入(純額)	1,339	1,294
投資収益(純額)	166	161
その他の収益	3	-
米国社収益合計	1,508	1,455
その他事業セグメント	26	12
全事業セグメント合計	5,233	5,698
資産運用実現(損)益	(4) (1)	(56) (1)
全社(日本社と米国社を除く)収益	97	78
内部取引の消去	(82)	(71)
その他の非事業(損)益	(18)	(9)
収益合計	\$ 5,226	\$ 5,640

(1) セグメント別業績を分析する際には、社債等に係る通貨スワップの公正価値変動のうち金利部分は営業利益として区分されるが、ここでは当該金利部分に関連した、2015年度と2014年度のそれぞれ3月31日に終了した3ヶ月間で17百万ドル及び10百万ドルが除外されている。

(単位:百万ドル)

	3月31日に終了した3ヶ月間	
	2015年	2014年
税引前利益：		
日本社	\$ 819	\$ 933
米国社	285	303
その他事業セグメント	1	-
全事業セグメント合計	1,105	1,236
支払利息(非保険事業部門)	(49)	(50)
全社(日本社と米国社を除く)経費及び内部取引の消去	(21)	(17)

税引前事業利益	1,035	1,169
資産運用実現(損)益	(4) (1)	(56) (1)
その他の非事業(損)益	(18)	(9)
税引前利益合計	\$ 1,013	\$ 1,104
税引前事業利益に対応する法人税等	\$ 357	\$ 395
事業利益に対する為替変動の影響	(58)	(48)

- (1) セグメント別業績を分析する際には、社債等に係る通貨スワップの公正価値変動のうち金利部分は営業利益として区分されるが、ここでは当該金利部分に関連した、2015年度と2014年度のそれぞれ3月31日に終了した3ヶ月間で17百万ドル及び10百万ドルが除外されている。

資産は以下のとおりであった。

(単位:百万ドル)	2015年 3月31日現在	2014年 12月31日現在
資産:		
日本社	\$ 99,102	\$ 98,525
米国社	18,770	18,383
その他事業セグメント	144	128
全事業セグメント合計	118,016	117,036
全社(日本社と米国社を除く)	25,736	24,636
内部取引の消去	(22,351)	(21,905)
資産合計	\$ 121,401	\$ 119,767

3. 運用資産

運用資産

当社の債券と永久証券の償却原価、持分証券の取得原価及びこれらの運用資産の公正価値は以下のとおりであった。

(単位:百万ドル)	2015年3月31日現在			
	取得原価 又は 償却原価	未実現利益 合計	未実現損失 合計	公正価値
売却可能有価証券(公正価値で計上):				
期限付証券:				
円建て:				
日本国債及び政府機関債	\$ 17,230	\$ 1,509	\$ -	\$ 18,739
地方債	88	7	-	95
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券	344	33	-	377
公益事業債	1,707	261	-	1,968
外国政府及び国際機関	794	218	-	1,012
銀行及び金融機関	2,693	321	190	2,824
その他の企業	3,515	589	37	4,067

円建て期限付証券合計	26,371	2,938	227	29,082
ドル建て：				
米国公債及び政府機関債	101	16	-	117
地方債	962	206	3	1,165
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券	213	31	-	244
公益事業債	5,211	1,062	23	6,250
外国政府及び国際機関	340	116	-	456
銀行及び金融機関	3,001	835	5	3,831
その他の企業	23,410	3,002	238	26,174
ドル建て期限付証券合計	33,238	5,268	269	38,237
期限付証券合計	59,609	8,206	496	67,319
永久証券：				
円建て：				
銀行及び金融機関	2,014	249	84	2,179
その他の企業	183	36	-	219
ドル建て：				
銀行及び金融機関	112	51	1	162
永久証券合計	2,309	336	85	2,560
持分証券	19	9	-	28
売却可能有価証券合計	\$ 61,937	\$ 8,551	\$ 581	\$ 69,907

2015年3月31日現在

(単位：百万ドル)	取得原価 又は 償却原価	未実現利益 合計	未実現損失 合計	公正価値
満期保有有価証券(償却原価で計上)：				
期限付証券：				
円建て：				
日本国債及び政府機関債	\$ 20,084	\$ 2,891	\$ -	\$ 22,975
地方債	346	66	-	412
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券	42	2	-	44
公益事業債	3,269	263	29	3,503
外国政府及び国際機関	2,564	235	8	2,791
銀行及び金融機関	4,947	193	86	5,054
その他の企業	3,010	328	15	3,323
円建て期限付証券合計	34,262	3,978	138	38,102
満期保有有価証券合計	\$ 34,262	\$ 3,978	\$ 138	\$ 38,102

2014年12月31日現在

(単位：百万ドル)	取得原価 又は 償却原価	未実現利益 合計	未実現損失 合計	公正価値
売却可能有価証券(公正価値で計上)：				
期限付証券：				
円建て：				
日本国債及び政府機関債	\$ 17,341	\$ 1,740	\$ -	\$ 19,081
地方債	88	9	-	97

モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券	351	35	-	386
公益事業債	1,691	226	5	1,912
外国政府及び国際機関	799	163	-	962
銀行及び金融機関	2,752	325	189	2,888
その他の企業	3,479	531	48	3,962
円建て期限付証券合計	26,501	3,029	242	29,288
ドル建て：				
米国国債及び政府機関債	100	17	-	117
地方債	961	201	2	1,160
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券	185	31	-	216
公益事業債	5,061	960	36	5,985
外国政府及び国際機関	343	111	-	454
銀行及び金融機関	2,943	775	8	3,710
その他の企業	22,291	2,682	330	24,643
ドル建て期限付証券合計	31,884	4,777	376	36,285
期限付証券合計	58,385	7,806	618	65,573
永久証券：				
円建て：				
銀行及び金融機関	2,132	223	92	2,263
その他の企業	183	48	-	231
ドル建て：				
銀行及び金融機関	125	50	-	175
永久証券合計	2,440	321	92	2,669
持分証券	19	9	-	28
売却可能有価証券合計	\$ 60,844	\$ 8,136	\$ 710	\$ 68,270

2014年12月31日現在

	取得原価 又は 償却原価	未実現利益 合計	未実現損失 合計	公正価値
(単位：百万ドル)				
満期保有有価証券(償却原価で計上)：				
期限付証券：				
円建て：				
日本国債及び政府機関債	\$ 20,023	\$ 3,195	\$ -	\$ 23,218
地方債	346	71	-	417
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券	43	3	-	46
公益事業債	3,342	281	20	3,603
外国政府及び国際機関	2,556	272	14	2,814
銀行及び金融機関	4,932	231	78	5,085
その他の企業	3,000	326	12	3,314
円建て期限付証券合計	34,242	4,379	124	38,497
満期保有有価証券合計	\$ 34,242	\$ 4,379	\$ 124	\$ 38,497

当社における期限付証券、永久証券及び持分証券の公正価値の決定方法は、注記5に記載されている。

2015年第1四半期において、発行体の信用状況が非投資適格級に格下げされたことにより、当社が満期保有有価証券から売却可能有価証券に区分変更した運用資産はなかった。2014年第1四半期において、発行体の信用状況が非投資適格級に格下げされたことにより、当社は1銘柄を満期保有有価証券から売却可能有価証券に区分変更した。この銘柄の区分変更時の償却原価は63百万ドルで、未実現損失の総計は8百万ドルであった。

契約上の満期と経済的な満期

2015年3月31日現在において当社が保有している期限付証券の契約上の満期は以下のとおりであった。

(単位：百万ドル)	日本社		米国社	
	償却原価	公正価値	償却原価	公正価値
売却可能期限付証券：				
1年以内	\$ 311	\$ 339	\$ 65	\$ 68
1年超～5年以下	2,173	2,539	626	725
5年超～10年以下	10,658	11,346	1,666	1,803
10年超	34,092	38,783	9,108	10,721
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券	397	451	37	46
売却可能期限付証券合計	<u>\$ 47,631</u>	<u>\$ 53,458</u>	<u>\$ 11,502</u>	<u>\$ 13,363</u>
満期保有期限付証券：				
1年以内	\$ 109	\$ 114	\$ -	\$ -
1年超～5年以下	1,374	1,472	-	-
5年超～10年以下	2,151	2,341	-	-
10年超	30,587	34,131	-	-
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券	41	44	-	-
満期保有期限付証券合計	<u>\$ 34,262</u>	<u>\$ 38,102</u>	<u>\$ -</u>	<u>\$ -</u>

上記の表には、親会社が2015年3月31日現在保有している売却可能期限付証券（償却原価で476百万ドル、公正価値で498百万ドル）は含まれていない。

発行体によっては繰上償還プレミアムや違約金の有無を問わず、期限前償還を実施する権利を有している場合もあるため、予想される償還期日は契約上の満期日と異なることもある。

当社が保有する大半の永久証券の返済優先順位は、同発行体の他の債券に比べて低いものの、同発行体の持分証券よりは高くなっている。永久証券は債券と持分証券の両方の特性を併せ持っており、特有の構造により、経済的な満期日が設けられている。永久証券には契約上の満期日はないが、発行時に明記された固定クーポンが一定期間の後に短期変動金利に変わる。永久証券は、一般的に、固定クーポンが新たな変動金利に変更される時点で、発行体による期限前償還が可能となる。この変動金利は、特定の市場金利のインデックスに一定の上乗せ金利を加えて決定される。その結果として、満期日が形成される。2015年3月31日現在においてすべて売却可能有価証券として分類された当社保有の永久証券の経済的な満期は以下のとおりであった。

(単位：百万ドル)	日本社		米国社	
	償却原価	公正価値	償却原価	公正価値
1年以内	\$ 182	\$ 172	\$ 5	\$ 5

1年超～5年以下	626	679	-	-
10年超	1,458	1,648	38	56
売却可能永久証券合計	\$ 2,266	\$ 2,499	\$ 43	\$ 61

運用資産の集中

当社の信用関連の投資決定プロセスは、発行体の基本的な信用状況を個々に確認することから始まる。当社は、所定の契約条項の下における発行体の支払能力に影響を及ぼすと考えられる要素を個々に評価する。これには、発行体の本国（政治的、法律的及び財政的なもの）、発行体が属する産業（産業構造、エンド・マーケットの動向及び規制の分析も行う）、企業に固有の問題（経営陣、資産、利益、キャッシュの創出力及び資本の必要性など）、運用資産の契約条項（財務制限条項及び資本構造の状況など）を含む多様な分析項目が含まれる。当社は、広範な事業及び資産／負債のニーズ、ポートフォリオの多様化及び予測される収益を含むポートフォリオの管理目標を考慮しながら、当社の投資を更に評価していく。

銀行及び金融機関

2015年3月31日現在、当社の投資が集中している投資セクターの一つは、銀行及び金融機関であった。当社が投資先として承認した国において、それぞれの国の経済にとって戦略的な重要性を持つ金融機関に主に投資する。銀行及び金融機関セクターは、当局による規制が強く、また世界経済にとって戦略的な役割を果たしている。

銀行及び金融機関セクターへの当社の投資総額(永久証券を含む)は以下のとおりであった。

	2015年3月31日現在		2014年12月31日現在	
	銀行及び金融 機関セクターに 対する 投資合計 (単位：百万ドル)	投資ポート フォリオ全体に 占める割合	銀行及び金融 機関セクターに 対する 投資合計 (単位：百万ドル)	投資ポート フォリオ全体に 占める割合
期限付証券：				
償却原価	\$ 10,641	11%	\$ 10,627	11%
公正価値	11,709	11	11,683	11
永久証券：				
Upper Tier II：				
償却原価	\$ 1,434	1%	\$ 1,554	2%
公正価値	1,555	1	1,645	1
Tier I：				
償却原価	692	1	703	1
公正価値	786	1	793	1
合計：				
償却原価	\$ 12,767	13%	\$ 12,884	14%
公正価値	14,050	13	14,121	13

資産運用実現損益

資産運用に係る税引前実現損益の詳細は以下のとおりであった。

(単位：百万ドル)

3月31日に終了した3ヶ月間

	2015年	2014年
有価証券実現(損)益：		
期限付証券：		
売却可能有価証券：		
売却利益合計	\$ 49	\$ 35
売却損失合計	-	(1)
償還による純(損)益	19	7
一時的でない減損による損失	(6)	(3)
期限付証券合計	62	38
デリバティブ及びその他：		
デリバティブ(損)益	(49)	(83)
その他	-	(1)
デリバティブ及びその他合計	(49)	(84)
資産運用実現(損)益合計	\$ 13	\$ (46)

一時的でない減損損失

世界金融市場における金利、為替レート及び信用スプレッドの変動に伴い、当社の債券及び永久証券の公正価値も変動する。公正価値はまた、発行体の資産価値及び債務不履行、破綻あるいはその他の財務再構築において予想される最大の回収可能価額によって大きな影響を受ける。信用スプレッドに影響を与えるのは主に信用状況を取り巻く全般的な環境及び世界市場の流動性である。金利は、需要と供給、政府の金融政策、インフレ期待及び経済成長予測を含む多くの要因に左右される。信用スプレッドの水準、又は金利の一般的な変動に伴う当社運用資産の公正価値の変動は、これらの投資の発行体の本質的な信用力、及び最終的な回収可能性とは関連性が殆どないと認識している。一般的に、ある投資に1年以上未実現損失が発生している場合であっても、当社は、公正価値のこうした下落は一時的なものであると考えている。

しかし、信用状況を査定するプロセスにおいて、世界的な信用スプレッド及び金利の変動とは別に、個別の発行体の個別事情により当社の投資が回収できない可能性が高いと判定するケースもある。このようなケースでは、この発行体に対する投資について、その原価もしくは償却原価よりも下回った部分の公正価値の下落を一時的でない減損として認識し、その時の公正価値までその投資の簿価を引き下げる。

債券投資に係る通常の運用リスクに加えて、当社の永久証券投資は、概して発行体の国家の金融市場にとって不可分な銀行が発行したものである。国家経済における発行体の位置づけによっては、発行体が属する国家の政府による資本注入に伴う発行体の国有化リスクに晒される更なる可能性がある。政府による資本注入が発行体のあらゆるレベルの資本ストラクチャーにamahなく行き渡るという保証はない。また、一部の政府もしくは規制当局は、現金の保持及び発行体の資本の充実を目的に、ハイブリッド証券の発行体に対して、金利及び元本の支払い制限を課すことを検討する可能性もある。当社の投資に対する元利払いの更なる繰り延べによるキャッシュ・フローへの影響にとどまらず、これらの繰り延べにより、影響を受けた証券の格付けが引き下げられることも考えられる。格付けが下がれば、当該証券の公正価値が下落

し、規制当局が当社に対して求める資本の要件が高まる可能性もある。信用状況査定プロセスにおいて、当社はこれらの要素を考慮している。

公正価値が償却原価まで回復する前に有価証券を売却するかどうかを決定するにあたり、当社は、将来のキャッシュ・フローのニーズ、有価証券ポートフォリオの構成を変更する判断、個別銘柄投資のリスク評価などの事実や状況等を評価する。当社では、保険負債のキャッシュ・フロー・テスト、社債の満期、予想される配当支払額及び他のキャッシュ・フローと流動性に関する当社のニーズなどを含めて、継続的に当社の流動性について分析を実施している。キャッシュ・フロー・テストには、詳細な運用資産と保険負債のデュレーション分析を含む。当社の分析に基づき、当社が下した結論は、当社には、満期前に投資を一切売却しなくても、流動性のニーズを満たす十分な余剰キャッシュ・フローがある、ということである。

運用資産種類別に見た当社の税引前減損損失の詳細は以下のとおりであった。

(単位：百万ドル)	3月31日に終了した3ヶ月間	
	2015年	2014年
社債	\$ 2	\$ 3
金融機関債	4	-
一時的でない実現減損合計 ⁽¹⁾	\$ 6	\$ 3

⁽¹⁾ 2015年及び2014年3月31日に終了した3ヶ月間における有価証券を売却する意図の変更に伴う6百万ドル及び3百万ドルを含む。

資産運用未実現損益

株主持分への影響

投資有価証券に係る未実現損益の株主持分に対する影響（純額）は以下のとおりであった。

(単位：百万ドル)	2015年	2014年
	3月31日現在	12月31日現在
売却可能有価証券未実現(損)益	\$ 7,970	\$ 7,426
繰延法人税額	(2,944)	(2,754)
株主持分に計上される保有有価証券未実現(損)益	\$ 5,026	\$ 4,672

未実現損失の発生期間

下表は、未実現損失が発生している当社の売却可能有価証券と満期保有有価証券の公正価値と未実現損失額を運用資産種類別と未実現損失が継続的に発生している期間の長さ別に集計したものである。

(単位：百万ドル)	2015年3月31日現在					
	合計		12ヶ月未満		12ヶ月以上	
	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失

期限付証券：

地方債：

ドル建て	\$ 73	\$ 3	\$ 51	\$ 3	\$ 22	\$ -
------	-------	------	-------	------	-------	------

公益事業債：

ドル建て	795	23	404	9	391	14
円建て	761	29	421	11	340	18

外国政府及び国際機関：

円建て	366	8	166	-	200	8
-----	-----	---	-----	---	-----	---

銀行及び金融機関：

ドル建て	115	5	115	5	-	-
円建て	2,324	276	1,107	16	1,217	260

その他の企業：

ドル建て	4,701	238	2,278	88	2,423	150
円建て	998	52	124	3	874	49

期限付証券合計

10,133	634	4,666	135	5,467	499
--------	-----	-------	-----	-------	-----

永久証券：

ドル建て	6	1	-	-	6	1
円建て	719	84	122	3	597	81

永久証券合計

725	85	122	3	603	82
-----	----	-----	---	-----	----

合計

\$ 10,858	\$ 719	\$ 4,788	\$ 138	\$ 6,070	\$ 581
-----------	--------	----------	--------	----------	--------

(単位:百万ドル)

2014年12月31日現在

合計		12ヶ月未満		12ヶ月以上	
公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失

期限付証券：

地方債：

ドル建て	\$ 75	\$ 2	\$ 53	\$ 1	\$ 22	\$ 1
------	-------	------	-------	------	-------	------

公益事業債：

ドル建て	1,001	36	164	7	837	29
円建て	805	25	98	1	707	24

外国政府及び国際機関：

円建て	359	14	-	-	359	14
-----	-----	----	---	---	-----	----

銀行及び金融機関：

ドル建て	205	8	53	5	152	3
円建て	1,828	267	166	-	1,662	267

その他の企業：

ドル建て	8,072	330	1,901	62	6,171	268
円建て	1,151	60	122	2	1,029	58

期限付証券合計

13,496	742	2,557	78	10,939	664
--------	-----	-------	----	--------	-----

永久証券：

円建て	783	92	194	5	589	87
-----	-----	----	-----	---	-----	----

永久証券合計	783	92	194	5	589	87
合計	\$14,279	\$ 834	\$ 2,751	\$ 83	\$11,528	\$ 751

未実現損失が発生している証券の分析

当社の運用資産に係る未実現損失の発生は、発行体の元利払い能力に関する固有の懸念よりも、主に金利、為替レートの変動、及び（又は）信用スプレッドの拡大といった一般的な市場の変化によるものであった。

公正価値の大幅な下落があった場合、当社は関連する発行体の信用状況についてより綿密な検証を行う。企業の発行体については、当社は、資産内容、及び業界のダイナミクス、競争力、財務諸表、並びにその他の入手可能な財務データを含む事業プロフィールから当該発行体の格付けを評価する。企業でない発行体に関しては、発行体特有の要因を含む信用補完についての全ての情報源を分析する。当社は一般に公開された情報を活用するとともに、一部の私募債の発行体については、当該発行体に対する直接の照会による情報を活用している。また、「全国的に認知されている統計的格付け機関（NRSRO）」の格付けや、発行体の資本構成における優先劣後関係、財務制限条項、もしくはその他の関連事項を含む、当社の保有する有価証券の特性も考慮している。これらの調査を通じて、当社は、当該発行体が、継続的に当社に対する元利払い能力を保持しているかを評価する。

下表は、当社の未実現損失に関する更なる情報である。

	2015年3月31日現在			2014年12月31日現在		
	未実現損失 が発生して いる運用資 産合計に 対する割合	未実現損失 合計に 対する 割合	投資適格債に 対する未実現 損失合計割合	未実現損失 が発生して いる運用資 産合計に 対する割合	未実現損失 合計に 対する 割合	投資適格債に 対する未実現 損失合計割合
期限付証券：						
公益事業債	14%	7%	96%	13%	7%	100%
外国政府及び国 際機関	3	1	100	3	2	100
銀行及び金融機 関	23	39	33	14	33	31
その他の企業	53	41	83	65	47	88
期限付証券合 計	93%	88%		95%	89%	
永久証券	7	12	100	5	11	100
合計	100%	100%		100%	100%	

信用状況に関連する要素に変化がないと仮定すると、運用資産の満期が近づくにつれて、未実現損益は減少すると予想される。当社の信用分析の結果、表中のセクターにおける当社の投資の発行体は、当社への債務返済能力を保持していると考えている。

永久証券

当社が保有するUpper Tier 及びTier 永久証券の大半は高い格付けを受けている世界的な金融機関が発行したものであった。Upper Tier の永久証券は、Tier 証券より債券に近い特性を持っており、返済順位ではTier 証券、優先株式及び普通株式に優先する。反対に、Tier 証券は株式としての特性がより強いが、返済順位では普通株式に優先する。また、個別の証券、発行体の資本構造及び発行体が属する国の規制状況によっては、優先株式に優先する場合もある。

当社が保有する永久証券の詳細は以下のとおりであった。

		永久証券						
		2015年3月31日現在				2014年12月31日現在		
(単位：百万ドル)		信用 格付け	償却 原価	公正 価値	未実現 (損)益	償却 原価	公正 価値	未実現 (損)益
Upper Tier	：							
		A	\$ 61	\$ 88	\$ 27	\$ 61	\$ 87	\$ 26
		BBB	1,209	1,235	26	1,330	1,333	3
		BB又は それ以下	164	232	68	163	225	62
Upper Tier	合計		1,434	1,555	121	1,554	1,645	91
Tier	：							
		BBB	521	561	40	519	556	37
		BB又は それ以下	171	225	54	184	237	53
Tier	合計		692	786	94	703	793	90
その他劣後証券(銀行以外)		BB又は それ以下	183	219	36	183	231	48
合計			\$ 2,309	\$ 2,560	\$ 251	\$ 2,440	\$ 2,669	\$ 229

信用状況に関連する要素に変化がないと仮定すると、投資が満期に近づくにつれ、未実現損益は減少するものと見込まれる。当社の信用分析の結果、当社のこれらのセクターにおける投資の発行体は、当社への債務返済能力を保持していると確信している。

変動持分事業体(VIE)

VIEへの関与又は投資の条件として、当社は、VIEへの投資もしくは当社の受益持分の信用状態を変化させる可能性のあるVIEの構造の変更を防ぐ特定の保護的権利及び制限条項を取得する。

当社が投資するすべてのVIEに関わる当社の関与はその性質から受動的であり、また、当社はこれらの事業体の組成に関わっていない。当社の資産運用の通常的意思決定プロセスにおけるこれらのVIEの仕組みに関する検証と評価を除けば、当社はこれらの事業体の組成に関わっていない。また、当社は、これまでにこれらのVIEが将来発行する証券の購入を求められたことはなく、今後も求められることはない。

これらのVIEに対する当社の所有持分は、VIEが発行した債務を保有することに限定されている。当社が投資しているすべてのVIEは、資金調達という点については固定的である。最初の資金調達以外に継続的な資金調達の方式を持っていない。当社には、これらのVIEの限定された活動に対する資金を提供する直接的又は偶発義務はない。また、これらのVIEの限定された活動に対する直接もしくは間接的な財務上の保証を提供していない。当社はこれらのVIEのいずれに対しても、援助やその他の形式の資金支援を提供したこと

がなく、今後もそうする意図はない。該当する場合においては、当社の保有する債券の加重平均期間はVIEが保有する担保のものと近似している。

これらのVIEへの持分に関連する当社の損失リスクは、これらのVIEが発行する債券に投資した金額に限定されている。

連結VIE

下表は、連結VIEの資産及び負債の償却原価、公正価値及び貸借対照表上の項目を示している。

(単位：百万ドル)	連結変動持分事業体への投資			
	2015年3月31日現在		2014年12月31日現在	
	償却原価	公正価値	償却原価	公正価値
資産：				
売却可能期限付証券	\$ 3,511	\$ 4,667	\$ 3,020	\$ 4,166
売却可能永久証券	406	432	405	429
満期保有期限付証券	83	83	83	84
その他の資産	110	110	106	106
連結変動持分事業体の資産合計	\$ 4,110	\$ 5,292	\$ 3,614	\$ 4,785
負債：				
その他の負債	\$ 392	\$ 392	\$ 318	\$ 318
連結変動持分事業体の負債合計	\$ 392	\$ 392	\$ 318	\$ 318

上の表にある連結VIEについては、当社は実質的に唯一の投資家である。唯一の投資家として、これらVIEの経済的なパフォーマンスに最も重要な影響を与えるVIEの活動に対して指揮権を持っているため、当社はこれらの連結VIEの主たる受益者とみなされている。当社はまた、これらのVIEによる変動性のほとんどすべてに参加する。これらVIEの活動は、債券及び永久証券、又は該当する場合は、通貨スワップ及び(又は)クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)を保有することと、これらの証券からの収入を当社の投資に対する元利返済金として支払うことに限定されている。債務不履行あるいはその他特別な事情が発生しない限り、当社及び当社の債権者はVIEの裏付け担保資産を取得することができない。また、スワップを含むこれらのVIEについて、当社はスワップ契約の直接的な当事者ではなく、それに対する支配権も持っていない。これらのVIEへの投資リスクは当初投資した金額に限定されている。これらのVIEは、担保債券とスワップ契約以外には、その活動を支えるための外部からの、もしくは継続的な資金調達に依存しているわけではない。ユニット・トラスト構造を持つ優先担保付バンク・ローンへの投資を除き、これらのVIEの担保資産及び資金調達はその性質から一般的に固定的であり、発行時点では、担保債券及びクレジット・デフォルト・スワップ契約でカバーされているすべての企業は投資適格級であった。

当社は、連結されている債務担保证券(CDO)に生じる信用損失のリスクに晒されており、投資元本を毀損する可能性がある。当社は、裏付けとなるクレジット・デフォルト・スワップから生じる期待損失の過半を、VIEの中の劣後トランシェが吸収するようなVIEのストラクチャーによって、信用損失のリスクを軽減している。当社は現在、シニア、メザニンのCDOトランシェのみを保有している。当社の統計モデル及び当社が保有するCDOの現時点における劣後水準では、各VIEは、クレジット・デフォルト・スワップにおける参照企業の中に合理的な数の債務不履行が生じた場合でも、当社のCDO投資に損失を与えることなく耐えることが可能である。

非連結VIE

下表は、非連結VIEの償却原価、公正価値及び貸借対照表上の項目を示している。

(単位：百万ドル)	非連結変動持分事業体への投資			
	2015年3月31日現在		2014年12月31日現在	
	償却原価	公正価値	償却原価	公正価値
資産：				
売却可能期限付証券	\$ 6,159	\$ 7,089	\$ 6,104	\$ 6,937
売却可能永久証券	312	324	324	330
満期保有期限付証券	2,488	2,736	2,564	2,829
非連結変動持分事業体の資産合計	\$ 8,959	\$ 10,149	\$ 8,992	\$ 10,096

連結する必要がないその他のVIEは、それぞれの親会社及びスポンサーから取消不能かつ無条件の保証が付されているVIEの負債形式の投資である。これらのVIEは、それぞれの企業スポンサーが国際資本市場において資金を調達するために使われている。これらのVIEの変動持分は、VIEが発行した負債商品の主要な、かつまた唯一の結果である。当社は、これらのVIEの経済的なパフォーマンスに最も重要な影響を与える活動に対する指揮権を有しておらず、また(1)VIEによる損失を吸収する義務又は(2)VIEによる利益を受け取る権利を持っていない。したがって、当社はこれらのVIEの主たる受益者ではなく、連結する必要もない。これらのVIEへの投資は、平均してBBB格の信用格付けを有する180の別個の発行体が発行した有価証券により形成されている。

有価証券貸付

当社は、短期有価証券貸付取引を通じて、金融機関に対して期限付証券を貸し付けている。この短期有価証券貸付により、当社は最小限のリスクで投資収益を高めている。当社の有価証券貸付基準では、担保が有価証券又は制限なしの現金のいずれの場合でも、その有価証券の公正価値又は担保としての現金が貸付有価証券の公正価値の102%以上であることが必要である。

これらの有価証券は、当該有価証券貸付期間中は当社の貸借対照表において引き続き運用資産として計上され、売却としては報告されない。当社は、現金あるいはその他の有価証券をこれらの有価証券貸付の担保として受け入れる。制限のない現金担保あるいは有価証券担保を有する有価証券貸付については、当該担保を貸付有価証券の担保返還義務として計上される負債に対応する資産として計上する。

貸付有価証券残高及びそれに対する担保は以下のとおりであった。

(単位:百万ドル)	2015年 3月31日現在	2014年 12月31日現在
貸付有価証券(公正価値)	\$ 2,558	\$ 2,149
貸付有価証券に係る現金担保	2,615	2,193

一部のデリバティブ取引の担保として、一部の期限付証券が担保に供されている。担保に供されている有価証券に関する追加的な情報については、注記4を参照のこと。

4. デリバティブ金融商品

当社の独立したデリバティブ取引は、(1)当社が主たる受益者であるVIEを含む特別目的事業体に対する投資に関連する通貨スワップ及びクレジット・デフォルト・スワップ、(2)日本社のポートフォリオにおける米ドル建て有価証券に係る為替リスクのヘッジに使用される為替先物取引及び通貨オプション、(3)円建ての予定キャッシュ・フローの一部のヘッジに使用される為替先物取引、(4)当社が発行する一部の優先社債及び劣後債に関連した、クロス・カレンシー金利スワップ、いわゆる通貨スワップ、及び(5)一部の売却可能債券の金利リスクのヘッジに使用される金利スワップに関するオプション(又は金利スワップション)及び金利先物取引で構成されている。当社はデリバティブ金融商品をトレーディング目的に使用せず、また、レバレッジ型のデリバティブ取引も行っていない。当社のデリバティブ取引の中には、キャッシュ・フロー・ヘッジ、公正価値ヘッジあるいは純投資ヘッジとして指定されているものがあるが、その他のデリバティブ取引は、ヘッジ会計としては適格でない。当社は、日本社への純投資に起因する為替エクスポージャーを軽減するために純投資ヘッジを使用している。デリバティブをヘッジ手段に指定することに加え、当社は、当社が発行した円建てサムライ債及びユーロ円債並びに円建て借入金を、本純投資ヘッジ用の非デリバティブ・ヘッジ手段として指定している。

デリバティブの種類

通貨スワップにおいては、2つの通貨間で当初の元本金額を交換し、将来の日において合意された為替レートで通貨を再交換することになる。また、事前に合意された金利及び想定元本に基づいて計算された金額を、定められた間隔で、定期的に当事者間で交換することもある。通貨スワップは主に、日本社ポートフォリオ内の連結VIEに対して使用されており、その目的は、外貨建てキャッシュ・フローを日本社の機能通貨である円に転換することで、キャッシュ・フローの変動を最小限に抑えることである。また、当社が発行したドル建ての優先社債及び劣後社債に係る元本及び利息支払いの一部を経済的に円建て債務に転換する通貨スワップも利用している。

短期の為替先物取引及び通貨オプションは、日本社において、一部の期限付ドル建て有価証券の公正価値に関する通貨リスクをヘッジすることを目的として実行される。為替先物取引においては、日本社は、カウンターパーティーとの間で、一定額の円を購入し、それに対応する額の米ドルを、将来の指定された日に売却することを約定する。日本社はまた、カラー戦略の通貨オプション取引を行っている。この取引において、日本社はカウンターパーティーとの間で、一定額の米ドルのプットオプションを購入し、同時に同額の米ドルのコールオプションを売却する契約を締結する。これら2つのオプション取引によって、支払プレミアムの純額がゼロ(費用のかからない、すなわちゼロコスト・カラー)となる。為替先物取引及び通貨オプションは、円建て債務の引当てとなるドル建て資産に関連した為替リスクを軽減するための公正価値ヘッジにおいて使用される。

為替先物取引は、日本社に対する純投資に係る為替リスクのヘッジ手段としても利用される。これらの為替先物取引においては、当社はカウンターパーティーとの間で、将来の指定された日に一定額のドルを購入し、これに対応する円を売却することを約定する。

CDSは、個別の有価証券に関連する信用リスクを引き受けるために利用される。当社が唯一保有するCDSのデリバティブは、一つのVIEへの投資の構成要素のみある。このCDS契約を締結することにより、連結VIEは定期的に手数料を受け取る一方、参照対象となる証券発行体に契約で定義された信用事象が発生した場合には、デリバティブの相手方に補償を提供する義務を負う。

金利スワップにおいては、事前に合意された金利又はその他の金融変数及び想定元本金額を用いて計算されるキャッシュ・フローを、定められた間隔で、定期的にその他の当事者と交換することになる。一般的に、スワップ契約が締結された時点では、当事者間で交換されるキャッシュ・フローの価値は等価である。また、契約が始まる際には、現金又は元本の交換は行われない。金利スワップは主に、変動利付期限付証券の受取金利を固定金利に変換することを目的に使用される。これらのデリバティブは、大多数のケースにおいて、債務の履行に必要な現金支出と、そのために保有する資産から受け取る現金収入をよりよくマッチングさせるために使用される。

金利スワップションは、金利スワップに関するオプションである。金利カラーは、2つのスワップションのポジションの組み合わせであり、日本社で保有している一部のドル建て売却可能債券をヘッジするために用いられている。当社は、金利変動に伴うドル建て売却可能債券の公正価値の著しい変動を抑制する目的でカラー取引を利用する。当社は、コストを最小限に抑え、かつ、カラー取引の実効性を最大化するため、「キャップの買い」の支払オプション料が「フロアの売り」の受取オプション料により相殺されるようにカラー取引の権利行使価格を設定している。

全般的な経済情勢に応じて、当社はその他のデリバティブ取引を一定期間利用することがある。

デリバティブを通じて引き受けた信用リスク

当社が主たる受益者であるVIE投資に関連する通貨スワップ及びクレジット・デフォルト・スワップについては、たとえ当社がこれらの契約の直接的な当事者でなくとも、当社は相手方の債務不履行による為替の損失リスクを負っている。当社は、当社が発行する優先社債、劣後社債及びサムライ債に関して取引を行った通貨スワップ、為替先物取引、通貨オプション並びに金利スワップションに関する直接的な当事者である。したがって、当社はこれらの契約において、相手方の債務不履行という信用リスクに晒されている。VIEに係るスワップ、通貨スワップ、一定の為替先物取引、通貨オプション、並びに金利スワップションに関わる取引の相手方の債務不履行リスクは、相手方がこれらの取引に関して充足しなければならない担保差入条件により軽減されている。2015年3月31日現在、当社のデリバティブ契約のカウンターパーティーの数は16であり、そのうちの5つのカウンターパーティーで想定元本総計の75%を占めていた。これらのデリバティブのカウンターパーティーは以下の信用格付けを有する金融機関である。

	2015年3月31日現在			2014年12月31日現在		
	デリバティブ の想定元本	資産 デリバティブ の公正価値	負債 デリバティブ の公正価値	デリバティブ の想定元本	資産 デリバティブ の公正価値	負債 デリバティブ の公正価値
(単位：百万ドル)						
カウンターパー ティーの信用格 付け：						
AA	\$ 1,220	\$ 41	\$ (51)	\$ 1,098	\$ 39	\$ (36)
A	22,178	665	(548)	22,564	763	(2,387)
合計	\$ 23,398	\$ 706	\$ (599)	\$ 23,662	\$ 802	\$ (2,423)

当社は、国際スワップデリバティブ協会（ISDA）契約書やその他の契約文書に基づき、資本関係のない第三者と直接デリバティブ取引を行っている。ISDA契約書のほとんどは、クレジット・サポート・アネックス（CSA）条項を含んでいる。CSA条項は、あるケースではエクスポージャーが発生した場合、別のケースでは様々なレーティングや閾値に該当した場合の相互の担保提供に関する取り決めである。当社は、一般的に、取引開始時に担保徴求し、又は特定の事象が発生した場合に追加担保徴求することに加え、カウンターパーティーの信用状況や担保価値をモニタリングすることで、契約で合意した義務が履行されないリスクを軽減する。なお、デリバティブ取引の大部分において、当社の長期債務格付けが引き下げられた場合の当社からの担保提供や、当社の財務力格付けが引き下げられた場合の取引停止に関わる権利をカウンターパーティーに与えることが取り決められている。このような、格下げ時に当社がカウンターパーティーに対して提供すべき担保の価額や当社に求められうる支払総額は、主に市況や当該取引の公正価値、あるいは格下げ時又はそれ以降のその他の要因により変化する。

当社が第三者に提供したデリバティブ取引に関わる担保は、2014年12月31日現在が16億ドル、2015年3月31日現在が87百万ドルであり、いずれも全てが有価証券であった。これらの担保は一般的に、カウンター

パーティーから転担保、又は転売され得る。信用リスク関連の条項が付されており、カウンターパーティーが純負債ポジションにある全てのデリバティブ商品の公正価値の総計は、2014年12月31日現在が21億ドルであったのに対し、2015年3月31日現在は196百万ドルであった。2015年3月31日に仮にこれらのデリバティブ契約の信用リスク関連条項にあてはまる事態が発生していた場合、当社は最大で109百万ドルの担保をデリバティブのカウンターパーティーに追加差し入れしなかったと見積もっている。デリバティブ取引に関し、第三者から当社に差入れられた担保は2014年12月31日現在が619百万ドルであったのに対し、2015年3月31日現在は552百万ドルであった。通常実行することはないが、当社に差し入れられた担保については転担保や転売することが可能である。

デリバティブ金融商品に関する会計

独立したデリバティブは、当社の連結貸借対照表に、その他の資産に資産として、あるいはその他の負債に負債として、見積公正価値で計上される。当社のデリバティブの公正価値の決定方法については、注記5を参照のこと。デリバティブに関連して発生した未収・未払の残高は、連結貸借対照表の未収投資収益又はその他の負債に計上される。

デリバティブが、ヘッジ手段として指定されていない、あるいは、リスク管理においてその使用がヘッジ会計に適合しない場合、当該デリバティブの見積公正価値の変動は、一般的に、資産運用実現（損）益の構成要素である、デリバティブ及びその他の損益に計上される。ヘッジ手段に指定されていないデリバティブの見積公正価値の変動は、当期純利益の変動要因となる。

ヘッジの文書化及び有効性テスト

ヘッジ会計の要件を満たすためには、デリバティブは、指定されたヘッジ対象項目のリスクの変動を低減させるために高い有効性を有していなければならない。ヘッジ関係の開始にあたり、当社ではすべてのヘッジ手段とヘッジ対象項目の関係並びに個々のヘッジ取引のリスク管理上の目的と戦略を正式に文書化している。当社は、それぞれのヘッジを(i)認識された資産又は負債、あるいは予定取引に関連して受け払いされるキャッシュ・フローの変動性に対するヘッジ（キャッシュ・フロー・ヘッジ）、(ii)認識された資産又は負債の公正価値に対するヘッジ（公正価値ヘッジ）、(iii)国外事業に対する純投資のヘッジのいずれかに指定して文書化している。この文書化プロセスには、貸借対照表上の特定の資産又は資産もしくは負債グループ、あるいは特定の予定取引に対するヘッジとして指定されたデリバティブ及び非デリバティブを関連づけることと、使用する有効性及び非有効性テストの方法を定義することが含まれる。また当社では、取引開始時及び継続期間中四半期ごとに、ヘッジ取引に使われるデリバティブがヘッジ対象項目の指定されたリスクを相殺するのに高い有効性を有していたか、また今後も引き続き高い有効性が期待されるかどうかを正式に評価している。ヘッジの有効性は、定性的方法と定量的方法を用いて評価される。

キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ有効性の評価にあたり、定性的方法には、デリバティブの重要な契約条項とヘッジ対象項目の比較が含まれることがあり、定量的方法には、ヘッジ関係に関連するキャッシュ・フローの変動に対する回帰分析又はその他の統計的な分析が含まれることがある。当社のVIEのキャッシュ・フロー・ヘッジに係るヘッジの非有効性については、報告期間ごとに、「仮想デリバティブ法」を用いて測定している。キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつ要件を満たしているデリバティブについては、デリバティブに係る損益の有効部分はその他の包括損益の一部として計上され、ヘッジ取引が純利益に影響を及ぼす会計期間と同じ会計期間において純利益に振り替えられる。ヘッジの非有効部分に関連するデリバティブに係る損益は、デリバティブ及びその他の損益として当期純利益に認識される。個々のデリバティブに係るすべての損益がヘッジの有効性に対する評価に含まれる。

当社は、公正価値ヘッジに関するヘッジの有効性の評価にあたり、指定されたリスクを相殺するためにヘッジが高い有効性を有しているかを確認するため、ヘッジ対象項目及びヘッジ手段の内容を定性的な手法を用いて検証しており、また、リスクヘッジに係るヘッジ手段やヘッジ対象項目の公正価値の変動を分析するにあたっては、回帰分析その他の統計的手法を含み得る定量的な手法を利用している。ヘッジ関係

におけるヘッジの非有効性は、ドル・オフセット法を利用して、各報告期間において測定される。公正価値ヘッジとして指定され、要件を満たしたデリバティブ商品については、非有効と測定された金額を含め、当該デリバティブの見積公正価値の変動額及びヘッジの対象として指定されたリスクに関連するヘッジ対象項目の見積公正価値の変動額は、デリバティブ及びその他の損益として当期純利益に計上される。

日本社への純投資のヘッジについて、当社は、親会社の円建て負債を非デリバティブ・ヘッジとして指定し、一部の為替先物取引及び通貨オプションをデリバティブ・ヘッジ手段として指定している。当社は、毎四半期初に純投資ヘッジの指定を実施している。純投資ヘッジの有効性の評価において、ヘッジとして指定された親会社の非デリバティブ及びデリバティブの想定元本の総額が、当社の日本社への純投資と同額か、あるいはそれを下回っている場合、ヘッジは有効とみなされる。これらのヘッジが有効である場合、関連する円建て負債に係る為替の影響は、その他包括利益の外貨換算未実現損益において報告される。純投資ヘッジとして指定されたデリバティブについては、当社はフォワード・レートの手法に従っている。この手法によると、為替先物取引契約におけるフォワード・レートの部分に関連した公正価値の変動及び通貨オプションの時間的価値の変動を含む全ての公正価値の変動は、その他の包括利益の外貨換算未実現損益に計上される。逆に、純投資ヘッジとして指定されたヘッジのポジションが当社の日本社への純投資を上回る場合には、その上回る部分に係る為替の影響は、当期純利益中のデリバティブ及びその他損益として認識される。

ヘッジ会計の中止

(1)あるデリバティブがヘッジ対象項目のキャッシュ・フローの変動を相殺するのに高い有効性がなくなったと判定された場合、(2)デリバティブがヘッジとしての指定を解除された場合、(3)デリバティブが満期を迎えた、売却された、解約されたもしくは行使された場合は、当社は将来に向かってヘッジ会計を中止する。

キャッシュ・フロー・ヘッジあるいは公正価値ヘッジについてのヘッジ会計処理が中止された場合、デリバティブは、当該期間に認識された見積公正価値の変動を損益に計上したうえで、見積公正価値で連結貸借対照表に計上される。デリバティブの売却、解約もしくは行使を含めてキャッシュ・フロー・ヘッジが中止された場合、過去にその他の包括損益の一部として繰り延べられた金額は、ヘッジ対象項目のキャッシュ・フローの変動が利益に影響を及ぼす会計期間に純利益に振り替えられる。

貸借対照表におけるデリバティブの区分

下表は、当社のデリバティブの区分ごとの公正価値と資産・負債のグロスの公正価値を表示したものである。表示されている公正価値には、未収収益が含まれていない。デリバティブの想定元本は、支払う、もしくは受け取る金額の計算の基礎となる金額を表している。想定元本は信用リスクを反映しているわけではない。

2015年3月31日現在				
(単位：百万ドル)	デリバティブ（純額）		資産デリバティブ	負債デリバティブ
	想定元本	公正価値	公正価値	公正価値
ヘッジ指定 / デリバティブの種類				
キャッシュ・フロー・ヘッジ：				
通貨スワップ	\$ 75	\$ (19)	\$ -	\$ (19)
キャッシュ・フロー・ヘッジ合計	75	(19)	-	(19)
公正価値ヘッジ：				

為替先物取引	13,068	(150)	14	(164)
通貨オプション	750	(15)	-	(15)
金利スワップション	470	(26)	-	(26)
公正価値ヘッジ合計	14,288	(191)	14	(205)
純投資ヘッジ：				
為替先物取引	1,311	49	50	(1)
純投資ヘッジ合計	1,311	49	50	(1)
非適格戦略：				
通貨スワップ	6,602	263	637	(374)
CDS	83	1	1	-
金利スワップ	1,039	4	4	-
非適格戦略合計	7,724	268	642	(374)
デリバティブ合計	\$ 23,398	\$ 107	\$ 706	\$ (599)
貸借対照表上における区分				
その他の資産	\$ 8,388	\$ 706	\$ 706	\$ -
その他の負債	15,010	(599)	-	(599)
デリバティブ合計	\$ 23,398	\$ 107	\$ 706	\$ (599)

2014年12月31日現在

(単位：百万ドル)	デリバティブ (純額)		資産デリバ ティブ	負債デリバ ティブ
	想定元本	公正価値	公正価値	公正価値
ヘッジ指定 / デリバティブの 種類				
キャッシュ・フロー・ ヘッジ：				
通貨スワップ	\$ 75	\$ (15)	\$ -	\$ (15)
キャッシュ・フロー・ヘッジ 合計	75	(15)	-	(15)
公正価値ヘッジ：				
為替先物取引	12,388	(1,791)	-	(1,791)
通貨オプション	697	(32)	-	(32)
金利スワップション	2,502	(159)	-	(159)
公正価値ヘッジ合計	15,587	(1,982)	-	(1,982)
純投資ヘッジ：				
為替先物取引	1,307	54	56	(2)
純投資ヘッジ合計	1,307	54	56	(2)
非適格戦略：				
通貨スワップ	5,765	443	746	(303)
為替先物取引	784	(119)	-	(119)
通貨オプション	53	(1)	-	(1)

CDS	83	-	-	-
金利スワップション	8	(1)	-	(1)
非適格戦略合計	6,693	322	746	(424)
デリバティブ合計	\$ 23,662	\$ (1,621)	\$ 802	\$ (2,423)
貸借対照表上における区分				
その他の資産	\$ 6,531	\$ 802	\$ 802	\$ -
その他の負債	17,131	(2,423)	-	(2,423)
デリバティブ合計	\$ 23,662	\$ (1,621)	\$ 802	\$ (2,423)

キャッシュ・フロー・ヘッジ

一部の連結VIEは、ヘッジ会計の要件を満たす通貨スワップを有している。ヘッジ会計要件を満たしたものについては、当社は、予想される取引のキャッシュ・フローの変動、又は認識資産に関連して受け取る、もしくは支払う金額の変動に対するヘッジとして、これらのデリバティブを指定した(以下「キャッシュ・フロー・ヘッジ」)。当社では、このヘッジ活動を加重平均で約11年間続けると予想している。一方、当社の連結VIEにおいてヘッジ会計の要件を満たしていないその他のデリバティブについては、その他の投資目的のためのものとして指定されている(以下「非適格戦略」)。

公正価値ヘッジ

当社は、一部の為替先物取引及び通貨オプションについて、それらがヘッジ会計の要件を満たす場合にヘッジ手段として指定し、公正価値ヘッジとして会計処理を行っている。これらの為替先物取引及び通貨オプションは、日本社の投資ポートフォリオに含まれる一部のドル建ての期限付証券に係る為替リスクをヘッジしている。当社は、これらのデリバティブ及び関連するヘッジ対象項目についての損益を、デリバティブ及びその他の損益として当期純利益に認識している。スポットレート・先物価格間の差異の変動に関連する先物為替取引の公正価値の変動は、ヘッジの有効性評価の対象としない。通貨オプションの時間的価値に関連する公正価値の変動は、ヘッジの有効性評価の対象としていない。

当社は、ヘッジ会計の要件を満たした場合、金利スワップションを公正価値ヘッジとして指定し、会計処理している。これらの金利スワップションにより、日本社の投資ポートフォリオに含まれる一部のドル建て期限付証券に関わる金利リスクをヘッジしている。当社は、これらのデリバティブ及び関連するヘッジ対象項目についての損益を、デリバティブ及びその他の損益として当期純利益におけるデリバティブその他の損益として認識している。金利スワップションの公正価値の変動のうちオプションの時間的価値に関連する部分については、ヘッジの有効性評価の対象としていない。

下表は、デリバティブ及びそれに関連した公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象項目に係る損益を表示している。

公正価値に係るデリバティブ						
2015年3月31日に終了した3ヶ月間						
(単位: 百万ドル)						
		ヘッジ手段			ヘッジ対象	
ヘッジ・デリバ ティブ	ヘッジ項目	(損)益合計	有効性テスト		(損)益	公正価値ヘ ッジにおいて 認識された 非有効性
			から除外された	有効性テストに		
			(損)益	含まれた(損)益		
先物為替取引	期限付証券	\$ 37	\$ (15)	\$ 52	\$ (39)	\$ 13

通貨オプション	期限付証券	2	3	(1)	1	-
金利スワップ						
ション	期限付証券	(91)	19	(110)	94	(16)

公正価値に係るデリバティブ

2014年3月31日に終了した3ヶ月間

(単位:百万ドル)

		ヘッジ手段			ヘッジ対象		公正価値ヘッジにおいて認識された非有効性
ヘッジ・デリバティブ	ヘッジ項目	(損)益合計	有効性テストから除外された(損)益	有効性テストに含まれた(損)益	(損)益		
先物為替取引	期限付証券	\$ 264	\$ (10)	\$ 274	\$ (269)	\$	5
金利スワップ							
ション	期限付証券	(23)	(22)	(1)	1		-

純投資ヘッジ

当社において主たるヘッジ対象であるエクスポージャーは日本社への純投資である。この投資は、円 / ドル為替レートの変動リスクに晒されている。このリスクを軽減するために、当社は親会社の円建て負債(サムライ債、ユーロ円債及び円建て借入金。注記7を参照のこと)を、非デリバティブ・ヘッジとして指定している。また、為替先物取引を日本社への純投資に係る為替変動のエクスポージャーに対するデリバティブ・ヘッジに指定しており、過去においては、通貨オプションも日本社への純投資に係る為替変動のエクスポージャーに対するデリバティブ・ヘッジに指定していた。

当社は、2015年2月に実行した日本社からの利益送金300億円に係る為替リスクを経済的にヘッジする手段として、為替先物取引を利用した。2015年3月31日現在、将来実行予定の利益送金1,575億円の経済的なヘッジの一部として、当社は為替先物取引を締結していた。

2014年及び2015年における3月31日に終了した3ヶ月間において、当社の純投資ヘッジは有効であった。

非適格戦略

連結VIEに付された、ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブに関する公正価値の変動は、デリバティブ及びその他の損益として当期純利益に計上される。当期純利益で認識した当社のVIEに係る損益の金額は、それらの投資に含まれているデリバティブによるものである。スワップの公正価値の変動は当期の純利益に計上されるが、それらのスワップが付された売却可能確定期日証券もしくは永久証券の公正価値の変動はその他の包括利益に計上される。

当社は当社が発行した、2017年2月に満期を迎える400百万ドルの優先社債、2020年3月に満期を迎える550百万ドルの優先社債、2022年2月に満期を迎える350百万ドルの優先社債、2023年6月に満期を迎える700百万ドルの優先社債、2024年11月に満期を迎える750百万ドルの優先社債、2025年3月に満期を迎える450百万ドルの優先社債及び2052年9月に満期を迎える500百万ドルの劣後社債に関してクロス・カレンシー金利スワップを締結している。これらのスワップの公正価値変動は、当期純利益を通じて計上される。

これらのスワップに関する追加の情報については、当報告書注記7及び2014年12月31日に終了した事業年度に係る当社の有価証券報告書に掲載されている連結財務諸表注記9を参照のこと。

デリバティブ及びヘッジ手段の影響

下表は、全てのデリバティブ及びヘッジ手段から発生した資産運用実現（損）益及びその他の包括（損）益に対する影響を要約したものである。

(単位：百万ドル)	3月31日に終了した3ヶ月間			
	2015年		2014年	
	資産運用実現 (損)益	その他の包括 (損)益 ⁽¹⁾	資産運用実現(損)益	その他の包括 (損)益 ⁽¹⁾
適格ヘッジ:				
キャッシュ・フ ロー・ヘッジ:				
通貨スワップ	\$ -	\$ (4)	\$ (1)	\$ (1)
キャッシュ・フ ロー・ヘッジ 合計	-	(4)	(1)	(1)
公正価値ヘッジ:				
為替先物取引 ⁽²⁾	(2)	-	(5)	-
通貨オプション ⁽²⁾	3	-	-	-
金利スワップ ション ⁽²⁾	3	-	(22)	-
公正価値ヘッジ 合計	4	-	(27)	-
純投資ヘッジ:				
非デリバティブ・ ヘッジ手段	-	(1)	-	(17)
為替先物取引	-	2	-	(6)
通貨オプション	-	-	-	(1)
純投資ヘッジ 合計	-	1	-	(24)
非適格戦略:				
通貨スワップ	(57)	-	(20)	-
CDS	1	-	2	-
金利スワップ	3	-	(1)	-
先物取引	-	-	(36)	-
非適格戦略合計	(53)	-	(55)	-
合計	\$ (49)	\$ (3)	\$ (83)	\$ (25)

(1) 連結包括（損）益計算書において、キャッシュ・フロー・ヘッジ項目は、デリバティブに係る未実現（損）益として、純投資ヘッジ項目は外貨換算未実現（損）益として計上されている。

(2) ヘッジ対象の効果を除いた影響（詳細については、本注記4の「公正価値ヘッジ」の項目を参照のこと。）

2014年及び2015年各年の3月31日に終了した3ヶ月間において、指定されたキャッシュ・フロー・ヘッジ及び純投資ヘッジに関連してその他の包括（損）益累計額から当期純利益に再分類された損益はなかった。2015年3月31日現在、向こう12ヶ月で当期純利益に再分類することが予想されるその他の包括利益累計額に計上されたデリバティブに係る繰延損益は重要な額ではなかった。

金融商品及びデリバティブの相殺

当社のデリバティブ商品の一部について、債務不履行あるいは契約終了事由が発生した場合は、全てのデリバティブ契約についてネット決済を強制できるマスター・ネットティング契約が親会社あるいはアフラックとそれぞれのカウンターパーティーとの間で締結されている。マスター・ネットティング契約の一部

に係る担保差入契約は、最低基準値又は一定の格付け水準に達した場合に、当社が金融担保を受け入れ又は差し入れるものである。

当社は、当社が保有する期限付有価証券を相手方が利用することと引き換えに、当社に対して担保を差し入れる有価証券貸付契約を、外部の金融機関との間で締結している（注記3を参照のこと。）。同一のカウンターパーティーとの間では有価証券貸付契約を締結し、カウンターパーティーによる債務不履行が発生した場合は、一般的にネット決済となる。カウンターパーティーが、当社から借り受けた有価証券を契約どおりに返還できない場合、当社はこの相殺の権利によって、受け入れ担保を占有し、処分することができる。

下表は、当社のデリバティブ及び有価証券貸付取引を要約したものである。本表に反映されているとおり、当社は、GAAPに従い、連結貸借対照表において、これらの金融商品の相殺を行わない方針である。

金融資産及びデリバティブ資産の相殺

	2015年3月31日現在					
				貸借対照表上で相殺されて いない額（総額）		
(単位：百万ドル)	認識された 資産額 （総額）	貸借対照表 上の相殺額 （総額）	貸借対照表 上の資産額 （純額）	金融商品の 貸借対照表 価額	受け入れ 担保	合計 （純額）
デリバティブ資産：						
通貨スワップ	\$ 637	\$ -	\$ 637	\$ -	\$ (507)	\$ 130
為替先物取引	64	-	64	-	(45)	19
CDS	1	-	1	-	-	1
金利スワップ	4	-	4	-	-	4
マスター・ネット ィング契約又は 相殺契約対象の デリバティブ資 産合計	706	-	706	-	(552) (1)	154
有価証券貸付契約等	2,558	-	2,558	-	(2,558)	-
合計	\$ 3,264	\$ -	\$ 3,264	\$ -	\$ (3,110)	\$ 154

⁽¹⁾ 現金担保のみ

金融資産及びデリバティブ資産の相殺

2014年12月31日現在							
(単位：百万ドル)	認識された 資産額 (総額)	貸借対照表 上の相殺額 (総額)	貸借対照表 上の資産額 (純額)	貸借対照表上で相殺されて いない額（総額）		合計 (純額)	
				金融商品の 貸借対照表 価額	受け入れ 担保		
デリバティブ資産:							
通貨スワップ	\$ 746	\$ -	\$ 746	\$ -	\$ (568)	\$ 178	
為替先物取引	56	-	56	-	(51)	5	

マスター・ネット ィング契約又は 相殺契約対象の デリバティブ資 産合計	802	-	802	-	(619) (1)	183
有価証券貸付契約等	2,149	-	2,149	-	(2,149)	-
合計	\$ 2,951	\$ -	\$ 2,951	\$ -	\$ (2,768)	\$ 183

(1) 担保として差し入れた153百万ドル分の有価証券と466百万ドルの現金からなる。

金融負債及びデリバティブ負債の相殺

2015年3月31日現在

(単位：百万ドル)	認識された 負債額 （総額）	貸借対照表 上の相殺額 （総額）	貸借対照表 上の負債額 （純額）	貸借対照表上で相殺されて いない額（総額）		合計 （純額）
				金融商品の 貸借対照表 価額	差し入れ 担保	
デリバティブ負債：						
通貨スワップ	\$ (393)	\$ -	\$ (393)	\$ -	\$ -	\$ (393)
為替先物取引	(165)	-	(165)	-	52	(113)
通貨オプション	(15)	-	(15)	-	7	(8)
金利スワップショ ン	(26)	-	(26)	-	28	2
マスター・ネッ ティング契約又 は相殺契約対象 のデリバティブ 負債合計	(599)	-	(599)	-	87 (1)	(512)
有価証券貸付契約 等	(2,615)	-	(2,615)	2,558	-	(57)
合計	\$ (3,214)	\$ -	\$ (3,214)	\$ 2,558	\$ 87	\$ (569)

(1) 担保として差し入れた有価証券のみ

金融負債及びデリバティブ負債の相殺

2014年12月31日現在

(単位：百万ドル)	認識された 負債額 (総額)	貸借対照表 上の相殺額 (総額)	貸借対照表 上の負債額 (純額)	貸借対照表上で相殺されて いない額 (総額)		合計 (純額)
				金融商品の 貸借対照表 価額	差し入れ 担保	
デリバティブ負債:						
通貨スワップ	\$ (318)	\$ -	\$ (318)	\$ -	\$ -	\$ (318)
為替先物取引	(1,912)	-	(1,912)	-	1,439	(473)
通貨オプション	(33)	-	(33)	-	24	(9)
金利スワップション	(160)	-	(160)	-	158	(2)

マスター・ネット ィング契約又は 相殺契約対象 のデリバティ ブ負債合計	(2,423)	-	(2,423)	-	1,621 (1)	(802)
有価証券貸付契約等	(2,193)	-	(2,193)	2,149	-	(44)
合計	\$ (4,616)	\$ -	\$ (4,616)	\$ 2,149	\$ 1,621	\$ (846)

(1) 担保として差し入れた有価証券のみ

金融商品についての更なる情報については、注記1、3及び5及び2014年12月31日に終了した事業年度に係る当社の有価証券報告書に掲載されている連結財務諸表注記1、3及び5を参照のこと。

5. 公正価値の測定

公正価値ヒエラルキー

GAAPは、公正価値の見積りに用いられる評価技法のインプットが観察可能か否かによって公正価値評価技法のヒエラルキーを指定している。この2種類のインプットが、3つのレベルの評価のヒエラルキーを構成している。レベル1の評価は、活発な市場において同一の資産もしくは負債に対して付された市場価格を用いるものである。レベル2の評価は、活発な市場において類似の資産もしくは負債に対して付された市場価格、活発でない市場において同一あるいは類似の資産もしくは負債に対して付された市場価格、又はすべての重要なインプットが活発な市場における観察可能なものである評価モデルから導き出される評価額を用いるものである。レベル3の評価は、1つもしくはそれ以上の重要なインプットが活発な市場において観察できない評価額を用いるものである。

経常的に公正価値で測定・計上されている当社の資産及び負債の公正価値のレベル別内訳は以下のとおりであった。

2015年3月31日現在				
(単位:百万ドル)	活発な市場において、同一の資産に対して付された見積価格 (レベル 1)	観察可能な重要なインプット (レベル 2)	観察不可能な重要なインプット (レベル 3)	公正価値合計
資産:				
売却可能有価証券(公正価値で計上):				
期限付証券:				
国債及び政府機関債	\$ 18,361	\$ 495	\$ -	\$ 18,856
地方債	-	1,260	-	1,260
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券	-	400	221	621
公益事業債	-	8,218	-	8,218
外国政府及び国際機関	-	1,468	-	1,468

銀行及び金融機関	-	6,629	26	6,655
その他の企業	-	30,241	-	30,241
期限付証券合計	18,361	48,711	247	67,319
永久証券：				
銀行及び金融機関	-	2,191	150	2,341
その他の企業	-	219	-	219
永久証券合計	-	2,410	150	2,560
持分証券	19	6	3	28
その他資産：				
通貨スワップ	-	528	109	637
為替先物取引	-	64	-	64
CDS	-	-	1	1
金利スワップ	-	4	-	4
その他資産合計	-	596	110	706
その他運用資産	179	-	-	179
現金・預金及び現金等価物	4,363	-	-	4,363
資産合計	\$ 22,922	\$ 51,723	\$ 510	\$ 75,155
負債：				
通貨スワップ	\$ -	\$ 1	\$ 392	\$ 393
為替先物取引	-	165	-	165
通貨オプション	-	15	-	15
金利スワップション	-	26	-	26
負債合計	\$ -	\$ 207	\$ 392	\$ 599

2014年12月31日現在

(単位:百万ドル)	活発な市場において、同一の資産に対して付された見積価格 (レベル 1)	観察可能な重要なインプット (レベル 2)	観察不可能な重要なインプット (レベル 3)	公正価値合計

資産：

売却可能有価証券(公正価値で計上)：

期限付証券：

国債及び政府機関債	\$ 18,683	\$ 515	\$ -	\$ 19,198
地方債	-	1,257	-	1,257
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券	-	379	223	602
公益事業債	-	7,897	-	7,897
外国政府及び国際機関	-	1,416	-	1,416
銀行及び金融機関	-	6,572	26	6,598
その他の企業	-	28,605	-	28,605
期限付証券合計	18,683	46,641	249	65,573

永久証券：

銀行及び金融機関	-	2,289	149	2,438
その他の企業	-	231	-	231
永久証券合計	-	2,520	149	2,669
持分証券	19	6	3	28

その他資産：

通貨スワップ	-	640	106	746
為替先物取引	-	56	-	56
その他資産合計	-	696	106	802

その他運用資産	171	-	-	171
---------	-----	---	---	-----

現金・預金及び現金等価物	4,658	-	-	4,658
--------------	-------	---	---	-------

資産合計	\$ 23,531	\$ 49,863	\$ 507	\$ 73,901
------	-----------	-----------	--------	-----------

負債：

通貨スワップ	\$ -	\$ -	\$ 318	\$ 318
--------	------	------	--------	--------

為替先物取引	-	1,912	-	1,912
--------	---	-------	---	-------

通貨オプション	-	33	-	33
---------	---	----	---	----

金利スワップション	-	160	-	160
-----------	---	-----	---	-----

負債合計	\$ -	\$ 2,105	\$ 318	\$ 2,423
------	------	----------	--------	----------

下表は、当社の保有する金融商品のうち、公正価値で計上されていないものについて、その商品の簿価及び公正価値を、公正価値を測定するにあたって用いられた公正価値ヒエラルキー・レベル別に分類し表示したものである。

2015年3月31日現在

(単位:百万ドル)	貸借対照表価額	活発な市場において、同一の資産に対して付された見積価格	観察可能な重要なインプット	観察不可能な重要なインプット	公正価値合計
		(レベル 1)	(レベル 2)	(レベル 3)	
資産：					
満期保有有価証券(償却原価で計上)：					
期限付証券：					
国債及び政府機関債	\$ 20,084	\$ 22,975	\$ -	\$ -	\$ 22,975
地方債	346	-	412	-	412
モーゲージ・バック証券及びアセット・バック証券	42	-	14	30	44
公益事業債	3,269	-	3,503	-	3,503
外国政府及び国際機関	2,564	-	2,791	-	2,791
銀行及び金融機関	4,947	-	5,054	-	5,054
その他の企業	3,010	-	3,323	-	3,323
資産合計	\$ 34,262	\$ 22,975	\$ 15,097	\$ 30	\$ 38,102

負債：

その他保険契約準備金	\$ 6,139	\$ -	\$ -	\$ 6,005	\$ 6,005
社債等(キャピタルリースを除く)	6,268	-	-	6,924	6,924
負債合計	\$ 12,407	\$ -	\$ -	\$ 12,929	\$ 12,929

2014年12月31日現在

(単位:百万ドル)	貸借対照表価額	活発な市場において、同一の資産に対して付された見積価格			公正価値合計
		(レベル 1)	観察可能な重要なインプット (レベル 2)	観察不可能な重要なインプット (レベル 3)	

資産：

満期保有有価証券(償却原価で計上)：

期限付証券：

国債及び政府機関債	\$ 20,023	\$ 23,218	\$ -	\$ -	\$ 23,218
地方債	346	-	417	-	417
モーゲージ・バック証券及びアセット・バック証券	43	-	15	31	46
公益事業債	3,342	-	3,603	-	3,603
外国政府及び国際機関	2,556	-	2,814	-	2,814
銀行及び金融機関	4,932	-	5,085	-	5,085
その他の企業	3,000	-	3,314	-	3,314
資産合計	\$ 34,242	\$ 23,218	\$ 15,248	\$ 31	\$ 38,497

負債：

その他保険契約準備金	\$ 6,031	\$ -	\$ -	\$ 5,905	\$ 5,905
社債等(キャピタルリースを除く)	5,268	-	-	5,835	5,835
負債合計	\$ 11,299	\$ -	\$ -	\$ 11,740	\$ 11,740

金融商品の公正価値

GAAPは、公正価値で計上されていない金融商品を含む、一部の金融商品の公正価値の開示を要求している。現金・預金及び現金等価物、その他運用資産、未収金、未収投資収益、未払金、現金担保及び有価証券取引未払金の貸借対照表価額は短期的な性質のものであるため、公正価値とほぼ等しくなっている。責任準備金と支払備金は、GAAPでは金融商品としてみなされていない。

期限付証券、永久証券及び持分証券

当社では、第三者である値付業者による価格の見積り及び評価（公開取引市場において容易に入手可能な公表市場価格を含む）及び外部仲介業者から入手する価格データというアプローチ又は技法を用いて、当社の期限付証券、永久証券及び公募並びに私募持分証券の公正価値を決定する。

第三者である一つの値付業者は、私募形式で発行された有価証券に対して、持続的な経済環境と変化を続ける規制の枠組みの影響を反映した形で評価を決定するための評価手法を開発した。この手法はDCF法であるが、関連する市場、特にCDS市場の情報を用いて予定キャッシュ・フローを評価している。これらのモデルは、その有価証券に固有の特性を考慮に入れ、発行体に固有の損失調整後の信用カーブを得るための様々な調整を行っている。この信用カーブは、予定キャッシュ・フローを算出するための適正な回収率、及び必要に応じて、流動性の調整を含む追加的な特性のモデリングとともに用いられ、これらの損失調整後のキャッシュ・フローを割り引くことにより、当該有価証券の値付けをするものである。有価証券固有の特性から信用カーブを算出できない場合は、評価手法はその他の観察可能な市場インプットを考慮に入れる。それらは、1) 同一の発行体における最も適切な比較可能な証券、2) 発行体固有のCDSスプレッド、3) 格付け、地域、業種・セクター等の面で類似した性格を有する、比較可能な発行体の債券あるいはCDSスプレッド、あるいは4) 格付け、業種、残存期間及び地域において比較可能な債券指数である。

第三者である値付業者を含む、外部の情報源から入手した価格データ及び市場価格は、社内でその妥当性が検証される。公正価値が妥当でないように見える場合には、それらのインプットを再検討し、値付業者から入手した価格データの妥当性を評価する。更に、入手したデータを関連する市場インデックス及びその他のパフォーマンスデータと比較することもある。分析の結果は、当社の「評価・分類サブコミッティー」（以下「VCS」）に提出される。VCSに提出された分析内容に基づいて、評価は確定されるが、入手可能な市場データによる公正価値の見積りがより妥当であるという証拠がある場合には修正される可能性もある。当社は、すべての価格算定モデルで使用されるインプット及び計算の検証を行い、評価結果が公正価値の妥当な見積りであることを確認している。

レベル3に分類された期限付証券は、観察可能なインプットが限られているか全くない有価証券によって構成されている。投資適格級のレベル3の有価証券については、当社はこれらの有価証券の公正価値の評価を、限られた数の仲介業者からの拘束力のない見積もりを得て行う。これらの仲介業者は、現在の価格決定環境や市況に基づき得られた知見を総合して、見積もりを提示する。当社はこうしたインプットは観察不可能と考えている。非投資適格級のレベル3の有価証券については、評価のプロセスにおいて、先物為替レート、円スワップ・レート、ドルスワップ・レート、金利ボラティリティー、特定の発行体についての信用スプレッド、想定される債務不履行の確率及び債務不履行時の回収率、その他の確率的な前提を含む、様々な重要な評価インプットを考慮する。これらの評価インプットの入手に際して、当社では、外部価格情報源が使用する一部の価格決定上の前提やデータを、市場からの情報により証明する、もしくは検討することが困難になってきたとの認識に至った。それらは、市場に裏付けられたものというより、むしろ外部価格情報源を用いて社内で開発されたものと、当社は認識している。これらの観察不可能な評価インプットを使用することは、有価証券の評価プロセスをより主観的なものにする。

過去において、値付業者及び仲介業者から提示された価格を調整したことはない。

下表は、期限付証券、永久証券及び持分証券の公正価値に対する価格情報源を表示している。

2015年3月31日現在			
(単位:百万ドル)	活発な市場において、同一の資産に対して付された見積価格 (レベル 1)	観察可能な重要なインプット (レベル 2)	観察不可能な重要なインプット (レベル 3)
	公正価値合計		
資産:			
売却可能有価証券(公正価値で計上):			
期限付証券:			
国債及び政府機関債:			

第三者値付業者	\$ 18,361	\$ 495	\$ -	\$ 18,856
国債及び政府機関債合計	18,361	495	-	18,856
地方債：				
第三者値付業者	-	1,260	-	1,260
地方債合計	-	1,260	-	1,260
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券：				
第三者値付業者	-	400	-	400
仲介業者／その他	-	-	221	221
モーゲージ・バック証券 及びアセット・バック 証券合計	-	400	221	621
公益事業債：				
第三者値付業者	-	8,218	-	8,218
公益事業債合計	-	8,218	-	8,218
外国政府及び国際機関：				
第三者値付業者	-	1,468	-	1,468
外国政府及び国際機関 合計	-	1,468	-	1,468
銀行及び金融機関：				
第三者値付業者	-	6,629	-	6,629
仲介業者／その他	-	-	26	26
銀行及び金融機関合計	-	6,629	26	6,655
その他の企業：				
第三者値付業者	-	30,241	-	30,241
その他の企業合計	-	30,241	-	30,241
期限付証券合計	18,361	48,711	247	67,319
永久証券：				
銀行及び金融機関：				
第三者値付業者	-	2,191	-	2,191
仲介業者／その他	-	-	150	150
銀行及び金融機関合計	-	2,191	150	2,341
その他の企業：				
第三者値付業者	-	219	-	219
その他の企業合計	-	219	-	219
永久証券合計	-	2,410	150	2,560
持分証券：				
第三者値付業者	19	6	-	25
仲介業者／その他	-	-	3	3
持分証券合計	19	6	3	28
売却可能有価証券合計	\$ 18,380	\$ 51,127	\$ 400	\$ 69,907

2015年3月31日現在

(単位:百万ドル)	活発な市場において、同一の資産に対して付された見積価格 (レベル 1)	観察可能な重要なインプット (レベル 2)	観察不可能な重要なインプット (レベル 3)	公正価値合計
満期保有有価証券(償却原価で計上):				
期限付証券:				
国債及び政府機関債:				
第三者値付業者	\$ 22,975	\$ -	\$ -	\$ 22,975
国債及び政府機関債合計	22,975	-	-	22,975
地方債:				
第三者値付業者	-	412	-	412
地方債合計	-	412	-	412
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券:				
第三者値付業者	-	14	-	14
仲介業者 / その他	-	-	30	30
モーゲージ・バック証券 及びアセット・バック 証券合計	-	14	30	44
公益事業債:				
第三者値付業者	-	3,503	-	3,503
公益事業債合計	-	3,503	-	3,503
外国政府及び国際機関:	-			
第三者値付業者	-	2,791	-	2,791
外国政府及び国際機関合計	-	2,791	-	2,791
銀行及び金融機関:				
第三者値付業者	-	4,804	-	4,804
仲介業者 / その他	-	250	-	250
銀行及び金融機関合計	-	5,054	-	5,054
その他の企業:				
第三者値付業者	-	3,296	-	3,296
仲介業者 / その他	-	27	-	27
その他の企業合計	-	3,323	-	3,323
満期保有有価証券合計	\$ 22,975	\$ 15,097	\$ 30	\$ 38,102

2014年12月31日現在

(単位:百万ドル)	活発な市場において、同一の資産に対して付された見積価格 (レベル 1)	観察可能な重要なインプット (レベル 2)	観察不可能な重要なインプット (レベル 3)	公正価値合計
資産:				

売却可能有価証券(公正価値で
計上)：

期限付証券：

国債及び政府機関債：

第三者値付業者	\$ 18,683	\$ 515	\$ -	\$ 19,198
国債及び政府機関債合計	18,683	515	-	19,198

地方債：

第三者値付業者	-	1,257	-	1,257
地方債合計	-	1,257	-	1,257

モーゲージ・バック証券及び
アセット・バック証券：

第三者値付業者	-	379	-	379
仲介業者 / その他	-	-	223	223
モーゲージ・バック証券 及びアセット・バック 証券合計	-	379	223	602

公益事業債：

第三者値付業者	-	7,897	-	7,897
公益事業債合計	-	7,897	-	7,897

外国政府及び国際機関：

第三者値付業者	-	1,416	-	1,416
外国政府及び国際機関 合計	-	1,416	-	1,416

銀行及び金融機関：

第三者値付業者	-	6,514	-	6,514
仲介業者 / その他	-	58	26	84
銀行及び金融機関合計	-	6,572	26	6,598

その他の企業：

第三者値付業者	-	28,605	-	28,605
その他の企業合計	-	28,605	-	28,605
期限付証券合計	18,683	46,641	249	65,573

永久証券：

銀行及び金融機関：

第三者値付業者	-	2,289	-	2,289
仲介業者 / その他	-	-	149	149
銀行及び金融機関合計	-	2,289	149	2,438

その他の企業：

第三者値付業者	-	231	-	231
その他の企業合計	-	231	-	231
永久証券合計	-	2,520	149	2,669

持分証券：

第三者値付業者	19	6	-	25
仲介業者 / その他	-	-	3	3

持分証券合計	19	6	3	28
売却可能有価証券合計	\$ 18,702	\$ 49,167	\$ 401	\$ 68,270
2014年12月31日現在				
(単位:百万ドル)	活発な市場において、同一の資産に対して付された見積価格 (レベル 1)	観察可能な重要なインプット (レベル 2)	観察不可能な重要なインプット (レベル 3)	公正価値合計
満期保有有価証券(償却原価で計上):				
期限付証券:				
国債及び政府機関債:				
第三者値付業者	\$ 23,218	\$ -	\$ -	\$ 23,218
国債及び政府機関債合計	23,218	-	-	23,218
地方債:				
第三者値付業者	-	417	-	417
地方債合計	-	417	-	417
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券:				
第三者値付業者	-	15	-	15
仲介業者 / その他	-	-	31	31
モーゲージ・バック証券 及びアセット・バック 証券合計	-	15	31	46
公益事業債:				
第三者値付業者	-	3,603	-	3,603
公益事業債合計	-	3,603	-	3,603
外国政府及び国際機関:				
第三者値付業者	-	2,814	-	2,814
外国政府及び国際機関合計	-	2,814	-	2,814
銀行及び金融機関:				
第三者値付業者	-	5,085	-	5,085
銀行及び金融機関合計	-	5,085	-	5,085
その他の企業:				
第三者値付業者	-	3,287	-	3,287
仲介業者 / その他	-	27	-	27
その他の企業合計	-	3,314	-	3,314
満期保有有価証券合計	\$ 23,218	\$ 15,248	\$ 31	\$ 38,497

以下は、当社が保有するその他の金融商品の公正価値の決定に関する説明である。

デリバティブ

当社は、一部の資産に関連するリスクを管理するため、デリバティブを使用している。しかし、デリバティブの公正価値ヒエラルキーは関連する資産のものとは必ずしも一致しない。デリバティブの価格評価に用いられるインプットは、金利、信用スプレッド、先物為替レートとスポットレート及び金利ボラティリティーなどである。

一部の期限付証券に関連する為替先物取引、通貨オプション及び金利スワップションの公正価値、予定円キャッシュ・フローの一部をヘッジするために用いられる為替先物取引の公正価値及び当社が発行している優先及び劣後債の一部に関連する通貨スワップの公正価値は、受け取るあるいは支払うと予想される金額に基づいている。当社のスワップの公正価値の決定は、観察可能な市場インプットに基づいているため、それらはレベル2に分類されている。

当社が主たる受益者であるいずれのVIEに関連するデリバティブについても、当社は直接的な当事者ではない。その結果、公正価値には、VIEに関連する担保資産の信用リスクが考慮されている。当社はこれらのデリバティブの評価を、第三者である値付業者から取得している。これらのデリバティブの分析及び値付業者によって採用された方法の検証に基づき、当社は、これらのスワップのデューレーションが長期間であること、また長期的なインプットを導き出し、測定するためには観察可能な短期間のデータからの補正が必要となることから、現在のインプット又は観察可能な市場データで確認することができない将来のキャッシュ・フローを評価するためには、特別なインプット、仮定及び判断が必要であると判断した。その結果、当社の連結VIEに係るデリバティブは、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類されている。

その他保険契約準備金

その他保険契約準備金の構成要素で最大のものは、日本社の年金商品である。当社の年金商品の給付金及び保険料は定額である。本商品について、当社はその公正価値が解約返戻金と同額であると見積もった。これは、契約者が保険契約を解約する際、評価日に契約者に支払われる金額と類似している。当社は、ディスカウント・キャッシュ・フロー予測に対して解約返戻金が妥当かどうかを定期的にチェックしている。当社は、この評価へのインプットが観察不可能であるため、本評価をレベル3に分類している。

社債等

レベル3に分類される公募による社債の公正価値は、限られた数の外部の投資仲介業者から入手したものである。これらの投資仲介業者は、現在のプライシングの環境と市況を併せ考慮して見積もりを行っている。当社はこれらのインプットを観察不可能とみなしている。当社の円建て借入金の公正価値は、帳簿価額に近似している。

ヒエラルキー・レベル間における区分変更とレベル3のロールフォワード

2014年及び2015年各年の3月31日に終了した3ヶ月間におけるレベル1及びレベル2の間の区分変更はなかった。

下表は、当社のレベル3に分類された売却可能有価証券及びデリバティブの公正価値の変動を示している。

2015年3月31日に終了した3ヶ月間										
期限付証券					永久証券	持分証券	デリバティブ ⁽¹⁾			
モーゲージ・バック証券及びアセット・バック証券					銀行及び金融機関		金利スワップ	通貨スワップ	CDS	合計
公益事業債	外国政府及び国際機関	銀行及び金融機関	その他の企業							
(単位：百万ドル)										

									\$		
期首残高	\$ 223	\$ -	\$ -	\$ 26	\$ -	\$ 149	\$ 3	\$ -	(212)	\$ -	\$ 189
当期純利益に計上された資産運用実現(損)益	-	-	-	-	-	-	-	-	(83)	1	(82)
その他の包括(損)益に計上された未実現(損)益	(1)	-	-	-	-	1	-	-	(4)	-	(4)
購入、発行、売却及び決済：											
購入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
発行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
売却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
決済	(1)	-	-	-	-	-	-	-	16	-	15
レベル3への変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レベル3からの変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
									\$		
期末残高	\$ 221	\$ -	\$ -	\$ 26	\$ -	\$ 150	\$ 3	\$ -	(283)	\$ 1	\$ 118
資産運用実現（損）益に含まれる期末時点においても保有されているレベル3の資産及び負債に関連する未実現(損)益の変動	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	(83)	\$ 1	\$ (82)

(1) デリバティブ資産及び負債は純額表示されている。

2014年3月31日に終了した3ヶ月間

	期限付証券					永久証券	持分証券	デリバティブ ⁽¹⁾			
	モーゲージ・バック証券及びアセット・バック証券	公益事業債	外国政府及び国際機関	銀行及び金融機関	その他の企業	銀行及び金融機関		金利スワップ	通貨スワップ	CDS	合計
(単位：百万ドル)											
期首残高	\$ 369	\$ -	\$ -	\$ 23	\$ -	\$ 52	\$ 3	\$ 1	\$ (99)	\$ (3)	\$ 346
当期純利益に計上された資産運用実現(損)益	-	-	-	-	-	-	-	(1)	(10)	2	(9)
その他の包括(損)益に計上された未実現(損)益	(104)	-	-	2	-	4	-	-	(1)	-	(99)
購入、発行、売却及び決済：											
購入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
発行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
売却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
決済	(3)	-	-	-	-	-	-	-	24	-	21
レベル3への変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レベル3からの変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
期末残高	\$ 262	\$ -	\$ -	\$ 25	\$ -	\$ 56	\$ 3	\$ -	\$ (86)	\$ (1)	\$ 259
資産運用実現（損）益に含まれる期末時点においても保有されているレベル3の資産及び負債に関連する未実現(損)益の変動	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ (1)	\$ (10)	\$ 2	\$ (9)

(1) デリバティブ資産及び負債は純額表示されている。

公正価値感応度

レベル3の重要かつ観察不可能なインプットの感応度

下表は、当社のレベル3の売却可能有価証券及びデリバティブの見積りに使用された重要かつ観察不可能なインプットを要約したものである。本表では、金融商品全体の評価に影響を与える可能性のあるインプット又はインプットのレンジを表示している。

2015年3月31日現在				
(単位：百万ドル)	公正価値	評価技法	観察不可能な インプット	レンジ (加重平均)
資産：				
売却可能有価証券 (公正価値)：				
期限付証券：				
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券	\$ 221	コンセンサス方式の プライシング	提供された見積 価格	N/A (e)
銀行及び金融機関	26	コンセンサス方式の プライシング	提供された見積 価格	N/A (e)
永久証券：				
銀行及び金融機関	150	コンセンサス方式の プライシング	提供された見積 価格	N/A (e)
持分証券	3	純資産価値	提供された見積 価格	\$1-\$679 (\$6)
その他資産：				
通貨スワップ	4	ディスカウント・ キャッシュ・フロー	金利（米ドル）	2.02%-2.39% (b)
			金利（日本円）	0.58%-1.36% (c)
			CDSスプレッド	20-110bps
			外国為替レート	20.32% (d)
	105	ディスカウント・ キャッシュ・フロー	金利（米ドル）	2.02%-2.39% (b)
			金利（日本円）	0.58%-1.36% (c)
			外国為替レート	20.32% (d)
CDS	1	ディスカウント・ キャッシュ・フロー	ベース・ コリレーション	59%-62% (a)
			CDSスプレッド	93 bps
			回収率	36.69%
資産合計	\$ 510			

(a) 市場指数に応じたアタッチメント・ポイント及びデタッチメント・ポイントに対応するように設計された当社のトランシェに対するベース・コリレーションのレンジ

- (b) 満期までの期間が長い当社のスワップの特徴に対応するため米国の長期金利から導き出されたインプット
- (c) 満期までの期間が長い当社のスワップの特徴に対応するため日本の長期金利から導き出されたインプット
- (d) 円／ドル為替レートの10年間の歴史的変動率に基づいている
- (e) N/Aは、ブローカーから未調整の見積りを入手し、その見積り提供者の評価技法又は観察不可能なインプットに透明性が無い有価証券を表している。

2015年3月31日現在					
(単位：百万ドル)	公正価値	評価技法	観察不可能な インプット	レンジ (加重平均)	
負債：					
通貨スワップ	\$	212	ディスカウント・ キャッシュ・フロー	金利(米ドル)	2.02%-2.39% (a)
				金利(日本円)	0.58%-1.36% (b)
				CDSスプレッド	20-110 bps
				外国為替レート	20.32% (c)
		161	ディスカウント・ キャッシュ・フロー	金利(米ドル)	2.02%-2.39% (a)
				金利(日本円)	0.58%-1.36% (b)
				CDSスプレッド	16-151 bps
		19	ディスカウント・ キャッシュ・フロー	金利(米ドル)	2.02%-2.39% (a)
				金利(日本円)	0.58%-1.36% (b)
				外国為替レート	20.32% (c)
負債合計	\$	392			

- (a) 満期までの期間が長い当社のスワップの特徴に対応するため米国の長期金利から導き出されたインプット
- (b) 満期までの期間が長い当社のスワップの特徴に対応するため日本の長期金利から導き出されたインプット
- (c) 円／ドル為替レートの10年間の歴史的変動率に基づいている

2014年12月31日現在					
(単位：百万ドル)	公正価値	評価技法	観察不可能な インプット	レンジ (加重平均)	
資産：					
売却可能有価証券 (公正価値)：					
期限付証券：					
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券	\$	223	コンセンサス方式の プライシング	提供された見積 価格	N/A (d)
銀行及び金融機関		26	コンセンサス方式の プライシング	提供された見積 価格	N/A (d)

永久証券：

銀行及び金融機関	149	コンセンサス方式の プライシング	提供された見積 価格	N/A (d)
持分証券	3	純資産価値	提供された見積 価格	\$1-\$677 (\$6)
その他資産：				
通貨スワップ	8	ディスカウント・ キャッシュ・フロー	金利（米ドル）	2.28%-2.70% (a)
			金利（日本円）	0.53%-1.34% (b)
			CDSスプレッド	16-105 bps
			外国為替レート	20.50% (c)
	98	ディスカウント・ キャッシュ・フロー	金利（米ドル）	2.28%-2.70% (a)
			金利（日本円）	0.53%-1.34% (b)
			CDSスプレッド	16-105 bps
			外国為替レート	20.50% (c)
資産合計	\$ 507			

(a) 満期までの期間が長い当社のスワップの特徴に対応するため米国の長期金利から導き出されたインプット

(b) 満期までの期間が長い当社のスワップの特徴に対応するため日本の長期金利から導き出されたインプット

(c) 円 / ドル為替レートの10年間の歴史的変動率に基づいている。

(d) N/Aは、ブローカーから未調整の見積りを入手し、その見積り提供者の評価技法又は観察不可能なインプットに透明性が無い有価証券を表している。

2014年12月31日現在

(単位：百万ドル)

(単位：百万ドル)		公正価値	評価技法	観察不可能な インプット	レンジ (加重平均)
負債：					
通貨スワップ	\$	176	ディスカウント・ キャッシュ・フロー	金利(米ドル)	2.28%-2.70% (a)
				金利(日本円)	0.53%-1.34% (b)
				CDSスプレッド	16-105 bps
				外国為替レート	20.50% (c)
	111	ディスカウント・ キャッシュ・フロー	金利(米ドル)	2.28%-2.70% (a)	
			金利(日本円)	0.53%-1.34% (b)	
			CDSスプレッド	13-145 bps	
	31	ディスカウント・ キャッシュ・フロー	金利(米ドル)	2.28%-2.70% (a)	
			金利(日本円)	0.53%-1.34% (b)	
			外国為替レート	20.50% (c)	

負債合計	\$	318
------	----	-----

- (a) 満期までの期間が長い当社のスワップの特徴に対応するため米国の長期金利から導き出されたインプット
- (b) 満期までの期間が長い当社のスワップの特徴に対応するため日本の長期金利から導き出されたインプット
- (c) 円/ドル為替レートの10年間の歴史的変動率に基づいている。

以下は、当社のレベル3に分類される有価証券及びデリバティブの公正価値の決定に使用される重要かつ観察不可能なインプット又は評価技法についての考察である。

純資産価値

当社は、被投資会社によって発表されている財務諸表に基づいて公正価値が算出された非上場の持分証券を保有している。これらの証券は、活発な市場では取引されず、算出される評価は、被投資会社の財務報告を適時に利用できるかどうかに依存している。純資産価値は、持分証券の公正価値の決定においては、観察不可能なインプットである。

提供された見積価格

現在の市況と整合しない価値が含まれることにより、当社の見積価格が適切ではない場合、当社は限られた数の投資仲介業者に値付けを依頼する。また、モーゲージ・バック証券及びアセット・バック証券については、投資仲介業者から未調整の見積価格の提示を受ける。これらの見積価格には拘束力は無く、その時点の最善のものとされる。提供された見積価格は、モーゲージ・バック証券及びアセット・バック証券、一部の銀行及び金融機関、一部のその他の企業、並びに持分証券の公正価値の決定においては、観察不可能なインプットである。

金利、CDSスプレッド、外国為替レート

金利及び通貨スワップの評価に大きく影響するのは、金利、外国為替レート及びCDSスプレッドである。当社のスワップ契約は、満期までの期間が長いため、当社の有するスワップの金利変動に対する感応度は高まる。当社の円建て通貨スワップの大半は、純額で負債のポジションにあるため、金利の上昇は負債を減少させスワップの価値を増加させることになる。

また、通貨スワップには、スワップ契約終了時に元本の一括決済がある。円金利の上昇は、最終的に決済される外貨の価値を減少させ、スワップも価値を減少する。逆に、米ドル金利の上昇は、スワップの価値を増加させる。

同様の感応度の傾向が外国為替レートで観察される。米ドル/日本円の為替レート(スポット価格)が低下した局面で、スワップの最終決済額を日本円で受け取る場合、そのスワップの価値は円高により増加する。当社のスワップの大半は、契約終了時に日本円で支払いを受けるため、このような形で米ドル/日本円の為替レートの影響を受ける。最終的に円で受け取る未収金が無く、当社が金利を円で支払い、ドルで受け取る場合は、為替レートの低下がスワップの価値の減少につながる。

参照企業又は担保となる資産の債務不履行が発生した場合には、当社の大半のスワップ契約が消滅するという特性を有しているため、資金の交換は停止し、スワップ契約の当事者間ではさらなる支払いは行われない。この特性を評価するため、当社は予測されたキャッシュ・フローに対して参照企業の存続確率を適用する。存続確率にはキャッシュ・フローの現在価値を調整するためにCDSスプレッド及び回収率を使用する。プラスの価値を持つ消滅条項付きスワップ契約については、CDSスプレッドが拡大すると、最終的な支払いを受けられる可能性が低くなり、スワップの価値が減少する。

これらのスワップ契約はデレーションが長く、また、長期のインプットを導き出し、測定するためには短期の観察可能なデータによる推測が必要であることから、現在のインプット又は現在の観察可能な市場データで確認することができない将来のキャッシュ・フローを評価するためには、一定のインプット、仮定及び判断が必要となる。

金利、CDSスプレッド及び外国為替レートは、通貨スワップの公正価値の決定においては、観察不可能なインプットである。

ベース・コリレーション、CDSスプレッド及び回収率

当社のCDOは、個別のクレジット・デフォルト・スワップをバスケットとしたトランシェである。この種のシンセティックCDOにおけるリスクは、個別銘柄のCDSのリスク及びそれらの相関関係によるものである。シンセティックCDOの評価は、金利、個別銘柄のCDSのデフォルトの可能性、財務モデリングツールを利用したベース・コリレーションといった市場価格に対するキャリブレーションによって左右される。これらのトランシェに対する観察可能なデータは、数が限られているか、あるいは存在しないため、これらのベース・コリレーションはCDX及びiTraxx指数のような一般に市場で取引されているトランシェからデータを入手する。これらの指数の過去の数値から、債務返済順位の異なるCDOの価格曲線を形成するためのベース・コリレーションを入手することが可能である。市場における指数の算出のために参照されている企業が、評価の対象であるシンセティックCDOを形成している当社のポートフォリオに含まれる企業と一致しないため、当社のポートフォリオに含まれる企業をそれらの指数が参照している企業と対応させるためにいくつかの手順が取られる。ベース・コリレーションが決定され、妥当なスプレッドが選択された上で、評価額が計算される。ポートフォリオに関するCDSスプレッドが拡大すると、デフォルト及び損失の可能性が高まるため、価値の減少につながる。ベース・コリレーションによる評価への影響は、市場トランシェと、当社のポートフォリオをモデルとしたトランシェ間のリスクの状態の違い及びこれらのトランシェのデタッチメント・ポイントの同等性を含む多くの要因によって左右される。一般的に、ベース・コリレーションの上昇は、ジュニア・トランシェの価値を増加させるが、シニア・トランシェの価値は減少させる。これにより、価値の増減につながる可能性がある。

当社のポートフォリオにおけるCDOトランシェは、下位のトランシェであり、これらのトランシェに対する信用補完が低水準であることから、株式に似た性質を示している。その結果、回収率の上昇がそれらの価値を減少させる傾向にある。

当社の金利スワップは、シンセティックCDOに関連している。これらのスワップの評価は、シンセティックCDOそのものに使用する評価技法と類似した方法で行っている。すなわち、ベース・コリレーション・モデルはシンセティックCDOとスワップの間の整合性を確実にするために使用されるものである。

ベース・コリレーション、CDSスプレッド及び回収率は、クレジット・デフォルト・スワップの公正価値の決定においては、観察不可能なインプットである。

当社の投資及び金融商品の詳細については、当報告書の注記1、3及び4、そして2014年12月31日に終了した事業年度に係る当社の有価証券報告書に掲載されている連結財務諸表注記1、3、及び4を参照のこと。

6.再保険

2015年3月31日付で、当社は、売り止めとしている日本社の既契約疾病医療保険のうちの一商品に関する入院給付の30.0%を出再する共同保険式再保険契約を締結した。当社は、これらの取引に関連した利益を繰延利益負債として連結貸借対照表に計上した。2015年3月31日現在、連結貸借対照表上の責任準備金に含められた繰延利益負債は600百万ドルであり、当該保険契約期間に応じて償却される。これに対応

する未収再保険金は、連結貸借対照表上、その他の資産に含まれており、2015年3月31日現在、600百万ドルであった。2015年3月31日現在、この取引によって発生した出再保険料又は給付金支払はない。

2013年9月30日付及び2014年10月1日付で、当社は売り止めとしている日本社の既契約医療保険のうちのー商品に関する入院給付のそれぞれ33.3%及び、16.7%を出再する共同保険式再保険契約を締結した。当社は、これらの取引に関連した利益を繰延利益負債として連結貸借対照表に計上した。2015年3月31日現在、連結貸借対照表上の責任準備金に含められた繰延利益負債は684百万ドルであり、当該保険契約期間に応じて償却される。これに対応する未収再保険金は、連結貸借対照表上、その他の資産に含まれており、2015年3月31日現在、707百万ドルであった。

2014年12月31日付で、当社は共同保険式再々保険契約を締結し、売り止めとしている日本社の既契約医療保険のうちのー商品に関する出再済の入院給付の8.35%を当社の子会社であるCAICを通じて引き受けた。2015年3月31日現在、連結貸借対照表上の責任準備金に含められた繰延利益負債は3百万ドルであった。

下表は、元受保険料収入及び元受保険金給付金に係る再保険による影響と純額への調整を示している。

(単位：百万ドル)	2015年3月31日に終了した 3ヶ月間	2014年3月31日に終了した 3ヶ月間
元受保険料収入	\$ 4,514	\$ 4,933
他社への出再		
日本社の販売を停止した保険の出再	(90)	(73)
その他	(10)	(9)
他社からの受再		
再々保険	15	-
その他	3	3
保険料収入（純額）	\$ 4,432	\$ 4,854
元受保険金給付金	\$ 3,025	\$ 3,289
出再保険金及び責任準備金変動額		
日本社の販売を停止した保険の出再	(80)	(64)
その他	(7)	(7)
他社からの受再		
再々保険	14	-
その他	-	2
保険金給付金（純額）	\$ 2,952	\$ 3,220

再保険は、保険契約者に対する義務から当社を解放するものではない。再保険会社はその義務を履行できない場合でも、当社は出再された保険金請求に関する支払義務を引き続き負っている。

7. 社債等

社債等の概要は下表のとおりであった。

(単位:百万ドル)

	2015年3月31日	2014年12月31日
	現在	現在
3.45%優先社債2015年8月満期	\$ 300	\$ 300
2.65%優先社債2017年2月満期	653 (1)	653 (1)
8.50%優先社債2019年5月満期	850	850
2.40%優先社債2020年3月満期	550	-
4.00%優先社債2022年2月満期	350 (2)	350 (2)
3.625%優先社債2023年6月満期	700	700
3.625%優先社債2024年11月満期	749 (2)	749 (2)
3.25%優先社債2025年3月満期	448 (2)	-
6.90%優先社債2039年12月満期	397 (2)	397 (2)
6.45%優先社債2040年8月満期	448 (2)	448 (2)
5.50%劣後債2052年9月満期	500	500
ユーロ円債:		
2.26% 2016年9月満期(元本80億円)	67	66
円建てサムライ債:		
1.84% 2016年7月満期(元本158億円)	131	131
円建て借入金:		
3.60% 2015年7月満期(元本100億円)	83	83
3.00% 2015年8月満期(元本50億円)	42	41
キャピタル・リース債務、2022年まで返済	14	14
社債等合計	\$ 6,282	\$ 5,282

(1) 元本に、満期までの期間で償却される発行プレミアムが加算されている。

(2) 元本から、満期までの期間で償却される発行ディスカウントが差し引かれている。

2015年3月、親会社は米国において公募により、2本の優先社債合計10億ドルを発行した。1本目は、5年満期固定利付型(年利2.40%、半年払い)で総額550百万ドル、2本目は、10年満期固定利付型(年利3.25%、半年払い)で総額450百万ドルであった。当社は、クロス・カレンシー・スワップ契約を締結し、これらの優先社債のドル建て元本及び利息を円建て債務に転換した結果、名目金利(純額)は低下した。これらのクロス・カレンシー・スワップ契約を結ぶことで、当社は経済的な価値として、550百万ドルのドル建て債務を670億円の円建て債務に転換し、支払金利をドル建ての年2.40%から円建ての年0.24%に低減させ、450百万ドルのドル建て債務を550億円の円建て債務に転換し、支払金利をドル建ての年3.25%から円建ての年0.82%に低減させた。

2015年2月、親会社とアフラックは共同で、第三者との間に非コミットメントベースの総額50百万ドルの銀行信用供与枠を設定した。借入れには、当該銀行によって提示され、借入実行時に双方が合意した金利が適用され、3ヶ月満期となる。この信用供与枠に係る設定手数料、当初経費及び財務制限条項はない。この信用供与枠による借入金は、一般事業資金として使用される。2015年3月31日現在、この50百万ドルの信用供与枠による借入残高はなかった。

親会社とアフラックは、双務的な非コミットメントベースの極度信用供与枠1億ドルを有している。借入れには、銀行によって提示され、借入実行時に双方が合意した金利が適用され、3ヶ月満期となる。この信用供与枠に係る設定手数料、当初経費及び財務制限条項はない。この信用供与枠による借入金は、一般事

業資金として使用される。2015年3月31日現在、この1億ドルの信用供与枠による借入残高はなかった。この信用供与枠による最終借入可能日は2015年10月15日であり、同日から起算して3ヶ月以内に満期が到来する。

親会社とアフラックは、金融機関のシンジケート団との間で、期間5年、総額500億円のシニア無担保リボルビング・クレジット・ファシリティ契約を有している。この与信契約によって、日本円での借入れ又は日本円と同等の米ドルでの借入れを極度取引として行うことができる。借入れは、LIBORに1.125%の利鞘を上乗せした金利で実行される。さらに当社とアフラックは、信用供与枠に対して0.125%のファシリティ・フィーを支払うことが求められている。2015年3月31日現在、当社の500億円のリボルビング・クレジット契約による借入残高はなかった。本与信契約における借入れは、日本社における事業のための資本に関するコンティンジェンシー・プランなど全般的な事業目的のために使用される。この契約に基づく借入れは、与信契約の終了日に満了する。この契約は、四半期毎に特定の財務制限条項を遵守することを要求している。この与信契約は、2018年3月29日又は契約で定義されている債務不履行事由が発生した場合の契約の終了日のいずれか早い日に満了する。

2015年3月31日現在、当社は社債及びクレジット・ラインに関する契約条項をすべて満たしている。また、2015年3月31日に終了した3ヶ月間において、債務不履行事由も債務不履行も全く発生していない。

追加情報については、2014年12月31日に終了した事業年度に係る当社の有価証券報告書に掲載されている連結財務諸表注記4及び9を参照のこと。

8. 株主持分

3月31日に終了した3ヶ月間における当社普通株式数の内訳は下表のとおりであった。

(単位：千株)	2015年	2014年
普通株式 — 発行済株式：		
期首残高	668,132	667,046
ストック・オプションの行使及び制限付株式の発行	722	574
期末残高	668,854	667,620
自己株式：		
期首残高	225,687	207,633
自己株式の取得：		
公開市場	9,827	6,535
その他	162	110
自己株式の処分：		
AFLストック・プランのために発行した株式	(295)	(284)
ストック・オプションの行使	(192)	(281)
その他	(106)	(121)
期末残高	235,083	213,592
期末発行済株式数(自己株式を除く)	433,771	454,028

株式に基づく報酬は、基本1株当たり当期純利益（EPS）の計算に用いられる加重平均株式数に含まれていない。また、下記の期間において、希薄化効果を有しないとみなされるため希薄化後1株当たり当期純利益の計算に用いられていない株式に基づく報酬の加重平均は以下のとおりであった。

(単位:千株)	3月31日に終了した3ヶ月間	
	2015年	2014年
希薄化効果のない株式に基づく報酬	1,878	492

自己株式取得計画

当社の自己株式取得計画の一環として、当社は、2015年第1四半期において、公開市場で普通株式9.8百万株を600百万ドルで取得した。また当社は、当社の自己株式取得計画の一環として、2014年第1四半期において、公開市場で普通株式6.5百万株を415百万ドルで取得した。2015年3月31日現在、自己株式取得に係る取締役会承認枠のうち19.7百万株が残存していた。

その他の包括利益累計額の組替

下表は、下記の期間における項目別のその他の包括利益累計額の調整額である。

(単位：百万ドル)	その他の包括利益累計額における変動				
	2015年3月31日に終了した3ヶ月間				
	為替換算 未実現 (損) 益	投資有価証券に 係る未実現 (損) 益	デリバティブ に 係る未実現 (損) 益	年金債務 調整額	合計
期首残高	\$ (2,541)	\$ 4,672	\$ (26)	\$ (126)	\$ 1,979
組替前その他の包括利益	1	386	(2)	-	385
その他の包括利益からの 組替額	-	(32)	-	-	(32)
当期その他の包括利益 (純額)	1	354	(2)	-	353
期末残高	\$ (2,540)	\$ 5,026	\$ (28)	\$ (126)	\$ 2,332

上表の金額はすべて税引後の金額である。

(単位：百万ドル)	その他の包括利益累計額における変動				
	2014年3月31日に終了した3ヶ月間				
	為替換算 未実現 (損) 益	投資有価証券に 係る未実現 (損) 益	デリバティブに 係る未実現 (損) 益	年金債務 調整額	合計
期首残高	\$ (1,505)	\$ 1,035	\$ (12)	\$ (81)	\$ (563)
組替前その他の包括利益	(14)	910	(1)	(1)	894
その他の包括利益からの 組替額	(23)	(1)	-	-	(24)
当期その他の包括利益 (純額)	(37)	909	(1)	(1)	870
期末残高	\$ (1,542)	\$ 1,944	\$ (13)	\$ (82)	\$ 307

上表の金額はすべて税引後の金額である。

下表は、下記の期間におけるその他の包括利益累計額の項目から組み替えられた金額を発生源ごとに要約したものである。

(単位：百万ドル)	その他の包括利益累計額からの組み替え	
	2015年3月31日に終了した3ヶ月間	
	その他の包括利益累計額からの組替額	影響を受けた損益計算書上の勘定科目
その他の包括利益累計額の項目詳細		
売却可能有価証券に係る未実現（損）益	\$ 56	売却及び償還
	(6)	一時的でない減損による実現損益
	50	税引前合計
	(18)	税金(費用)又は収益 ⁽¹⁾
	\$ 32	税額(純額)
確定給付型年金項目の償却		
年金数理計算上の(損)益	\$ (4)	新契約費及び事業費 ⁽²⁾
過去勤務費用	4	新契約費及び事業費 ⁽²⁾
	-	税金(費用)又は収益 ⁽¹⁾
	\$ -	税額(純額)
当期組替額合計	\$ 32	税額(純額)

⁽¹⁾ 35%の税率に基づいている。

⁽²⁾ これらのその他の包括利益累計額の構成要素は、毎期の年金費用の計算に含まれている。(詳細については、注記10を参照のこと。)

(単位：百万ドル)	その他の包括利益累計額からの組み替え	
	2014年3月31日に終了した3ヶ月間	
	その他の包括利益累計額からの組替額	影響を受けた損益計算書上の勘定科目
その他の包括利益累計額の項目詳細		
為替換算未実現(損)益	\$ 36	売却及び償還
	(13)	税金(費用)又は収益 ⁽¹⁾
	\$ 23	税額(純額)
売却可能有価証券に係る未実現(損)益	\$ 5	売却及び償還
	(3)	一時的でない減損による実現損益
	2	税引前合計
	(1)	税金(費用)又は収益 ⁽¹⁾
	\$ 1	税額(純額)
確定給付型年金項目の償却		
年金数理計算上の(損)益	\$ (4)	新契約費及び事業費 ⁽²⁾
過去勤務費用	4	新契約費及び事業費 ⁽²⁾

	-	税金(費用)又は収益 ⁽¹⁾
	\$ -	税額(純額)
当期組替額合計	\$ 24	税額(純額)

⁽¹⁾ 35%の税率に基づいている。

⁽²⁾ これらのその他の包括利益累計額の構成要素は、毎期の年金費用の計算に含まれている。(詳細については、注記10を参照のこと)

9. 株式に基づく報酬

2015年3月31日現在、当社は、2つの長期インセンティブ報酬制度のもとでの、株式に基づく報酬の制度を有している。

まず、2007年2月に新規付与が終了した1番目のストック・オプション制度では、従業員に対してはインセンティブ・ストック・オプション(以下「ISO」)並びに非適格ストック・オプション(以下「NQS0」)を、非従業員取締役に対してはNQS0を付与することが認められていた。オプションの行使期間は10年間である。また、この制度のもとで付与されたオプションの行使価格は付与日における会社の普通株式1株の公正市場価値である。新規付与が終了する前に付与されたストック・オプションは、それぞれの規定に基づき引き続き有効である。

次に、2番目の長期インセンティブ報酬制度では、従業員に対しては、ISO、NQS0、制限付株式、制限付株式単位及び株式増価差額請求権を、非従業員取締役に対しては、NQS0、制限付株式及び株式増価差額請求権を付与することが認められている。ISO、NQS0の行使期間は10年である。株式に基づく報酬は、一般的に、勤務期間の長さ、もしくは勤務期間の長さと言績を合わせた基準に基づき、それぞれの権利が確定する。勤務期間の長さに基づく権利は、付与から3年後に確定する。業績に基づく権利確定については、通常、会社の財務業績に関連した目標の達成が条件として含まれている。2015年3月31日現在、この制度に基づく付与枠はおよそ10.1百万株で、付与され残存している業績に基づく報酬は制限付株式のみであった。

米国の居住者に付与された株式に基づく報酬については、授權未発行株式で決済されるが、日本の居住者については、自己株式で決済される。

下表は、2015年3月31日現在の行使可能なストック・オプションの残高である。

	ストック・オプション 対象株式数 (単位：千株)	加重平均 残存行使期間 (単位：年)	本源的価値合計 (単位：百万ドル)	1株当たり加重 平均行使価格
未行使	9,388	4.8	\$ 131	\$ 50.04
行使可能	7,349	3.6	118	47.94

当社はストック・オプション行使によって、2014年第1四半期においては18百万ドルを、2015年第1四半期においては22百万ドルを受領した。ストック・オプションの行使及び制限付株式の制限解除の結果認識された税軽減効果は、2014年第1四半期においては11百万ドル、2015年第1四半期においては15百万ドルであった。

2015年3月31日現在、当社の財務諸表で認識していない制限付株式に関連する報酬費用の合計は64百万ドルであった。このうち、26百万ドル分(780千株)は、業績に基づく権利確定条件を持つものであった。当

社では、約1.8年の加重平均期間にわたってこの費用を認識する予定である。制限付株式については、一旦権利が確定すると、他の契約上の条件は一切なくなる。

当社の株式に基づく長期の報酬制度及びその種類に係る追加情報については、2014年12月31日に終了した事業年度に係る当社の有価証券報告書に掲載されている連結財務諸表注記12を参照のこと。

10. 福利厚生制度

当社は日米両国において、実質的にすべての常勤従業員が対象となっている確定給付年金制度を運営している。更に、一部の日本社、米国社及び退職した従業員に対して、各国の税法に定められた上限を超える確定年金を給付する非積立型税制非適格追加退職金制度も運営している。2013年10月1日を発効日として、同日以降に雇用された新規の従業員及び同日以降再雇用された従業員の税制適格米国確定給付年金制度は凍結された。確定給付年金制度の対象となっていない米国社の従業員は、無選択の401(K)確定拠出制度に移行する。さらに2015年1月1日を発効日として、米国の税制非適格追加退職金制度は新規の従業員に対して凍結された。

当社は、一定の基準を満たした米国社の退職者、その受益者及び対象となる扶養家族に対して医療給付を行っている（「その他の退職後給付」）。医療給付制度は拠出制で非積立型である。2013年10月1日、定年退職後の医療保障が改訂され、2014年1月1日より、受給資格が次のとおり制限された。(1)実年齢と勤務年数の合計が80年以上（80年ルール）という要件を満たしている会社従業員、(2)55歳以上かつ15年の勤続要件を満たす現役従業員、(3)5年以内に80年ルールの要件を満たす会社従業員、(4)55歳以上で、今後5年以内に15年の勤続要件を満たす現役従業員、(5)現存の定年退職者。2013年10月1日より有効となるこの変更は、従業員にとって不利な変更とみなされ、結果として、退職後給付債務が約51百万ドル減少し、その他の包括利益累計額（AOCI）と相殺される。2013年第4四半期から、この金額は向こう3年間の定期的な純期間年金給付費用の減少として償却される。退職後給付債務は、2013年10月1日現在の割引率4.75%を用いて再計算された。一部の現役従業員及び退職者に対しては、終身の医療費全額に関する追加の保障が与えられる。

連結損益計算書の新契約費及び事業費に含まれる、年金及びその他の退職後の給付費用は、以下の項目を含んでいた：

(単位：百万ドル)	3月31日に終了した3ヶ月間					
	年金給付制度				その他定年後給付制度	
	日本		米国			
	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年
純期間年金給付費用の内訳：						
勤務費用	\$ 4	\$ 4	\$ 6	\$ 5	\$ -	\$ -
利息費用	2	2	8	7	1	-
年金資産の期待運用益	(1)	(1)	(6)	(5)	-	-
年金数理上の純損失の償却	-	-	4	3	-	1
過去勤務費用	-	-	-	-	(4)	(4)
純期間年金給付費用	\$ 5	\$ 5	\$ 12	\$ 10	\$ (3)	\$ (3)

2015年3月31日に終了した3ヶ月間において、日本社は日本における積立型確定給付年金に約5百万ドル（同期間における加重平均円/ドル為替レートで換算）を拠出したが、米国社は米国における積立型確定給付年金に対する拠出を行わなかった。

日本社及び米国社の福利厚生制度に係る追加情報については、2014年12月31日に終了した事業年度に係る当社の有価証券報告書に掲載されている連結財務諸表注記14を参照のこと。

11. その他契約債務及び偶発債務

当社は、業務において通常発生しうるさまざまな訴訟で被告となっている。当社の法務及び財務担当上級役員チームのメンバーはそれぞれ四半期ごと及び年ごとにこれらの案件について検討している。訴訟の最終結果を確実に予測することは困難である。訴訟の中には、近年において原告が被った現実の被害額からかけ離れた多額の懲罰的賠償請求が認められた州で係争中のものもあるが、当社は、係争中の訴訟の結果が当社の財政状態と経営成績又はキャッシュ・フローに重大な影響を及ぼすことはないと考えている。

12. 後発事象

2015年4月1日付で、当社は共同保険式再々保険契約を締結し、売り止めとしている日本社の既契約医療保険の出再済の入院給付の90%を当社の子会社であるCAICを通じて引き受けた。当該対象契約は、本注記6に記載の通り、2015年3月31日に出再されたものである。

2015年4月、親会社は、2015年3月に発行した固定利付型優先社債による資金を、2019年5月償還期限の固定利付型（年利8.5%）優先社債850百万ドルの繰上償還及びこれに伴う同社債保有者に対する230百万ドルの繰上償還プレミアムの支払の一部に充当した。

2【その他】

(1)決算日後の状況

2015年5月1日までの後発事象については連結財務諸表注記を参照のこと。2015年5月1日以後、本四半期報告書提出までの期間に、当社の財務状況又は事業に重大な影響を及ぼすような事象は発生しなかった。

(2)訴訟

連結財務諸表注記11を参照のこと。

3【米国と日本における会計原則及び会計慣行の差異】

この四半期報告書に記載されている財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国の会計原則」という）に準拠して作成されている。したがって、当該財務書類の作成にあたり採用された会計処理の原則及び手続並びに表示方法は、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「日本の会計原則」という）に準拠して作成される場合とは異なるものがある。その主な差異の要約は、以下のとおりである。

(1)保険会計

米国の会計原則は、保険会社の財務諸表を州保険監督機関の規定する会計実務から、一般に認められた会計原則に修正することを求めている。日本では、法令によって規定された会計実務を一般に認められたものとみなしている。米国の会計原則と日本の会計原則の主な相違点は、以下のとおりである。

- (a)米国では、保険料収入は、発生主義により保険契約上の保険料払込期間にわたって比例的に稼得収益として認識する。日本では、現金主義により認識される。
- (b)米国では、新保険契約を獲得するための費用は、資産化され、責任準備金の計算に用いられた予定保険料払込期間にわたって、認識された保険料収入に比例して費用化される。日本では、そのような費用は、発生時に費用として処理される。
- (c)米国では、責任準備金は、保険会社のそれぞれの保険種類ごとの、経験による見積投資利益率、解約率、罹病率及び死亡率を使用し、平準純保険料方式により計算される。日本では、金融庁によって許可された一定の前提条件と算出方法により計算される。

(2)複合金融商品に組み込まれたデリバティブの区分処理

日本の会計原則においては、次のすべての要件を満たした場合、複合金融商品(金融資産あるいは金融負債)に組み込まれたデリバティブは区分して評価する必要がある。1)組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があること 2)組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たすこと、3)当該複合金融商品について、公正価値の変動による評価差額が当期の損益に反映されていないこと。これらの要件を満たす場合には、組込デリバティブは金融資産又は負債とは区分して時価評価し、評価差額を当期の損益として処理しなければならない。

一方で米国の会計原則においては、組込デリバティブを区分処理することが求められるか否かを決定するにあたり、上述の日本の会計原則において要求される1)の要件の代わりに組込デリバティブの経済的特徴及びリスクがホスト契約と明らかに密接に関連しているか否かについての評価が求められる。

(3)変動持分事業体の連結

米国の会計原則のもとでは、定性的なアプローチに基づいて変動持分事業体(以下「VIE」という)を連結すべきか否かを評価することが要求されている。企業は、VIEの経済的なパフォーマンスに最も重要な影響を与えるVIEの活動を指揮する権限を有し、かつ(1)VIEの損失を吸収する義務、又は(2)VIEから利益を受け取る権利を有している場合には、VIEを連結することが求められている。日本の会計原則のもとでは、特定目的会社に対して米国の会計原則とは異なる連結の要件が適用されるが、当社が保有するVIEについては連結することは求められていない。

(4)永久証券の減損

米国の会計原則のもとでは、当社が保有する永久証券は当社の債券減損モデルを適用して一時的でない減損の評価が行われる。ただし、格付けが非投資適格級に引き下げられた一部の証券については、当社の持分証券減損モデルを適用している。日本の会計原則のもとでは、すべての期間において、永久証券については債券減損モデルを適用することになる。

(5)投資に関する会計

日本の会計基準の下では、「責任準備金対応債券」(以下「PRM」)と呼ばれる保有目的区分がある。この保有目的区分は、資産及び負債のデュレーション・マッチングの適切な管理を推進する保険会社の財務上の特性に配慮したものである。PRMは、資産及び関連する保険契約負債の評価方法の整合性を保つため償却原価で評価される。米国の会計基準の下では、同様の保有目的区分はなく、日本の会計基準の下でPRMに区分される有価証券は、米国会計基準上、売却可能有価証券に分類される。PRMに区分される有価証券は、売却可能有価証券と異なり、株主持分において未実現損益を認識する必要はない。

(6)再保険

米国の会計原則の下では、再保険契約締結時点での利益計上が認められていない。再保険契約におけるすべての利益は、その契約期間にわたり、繰延利益負債によって相殺される。日本の会計原則の下では、保険業法施行規則において、再保険契約締結時点での出再責任準備金の控除が認められている。

第6【外国為替相場の推移】

企業内容等の開示に関する内閣府令第九号の三様式の記載上の注意に基づき記載を省略する。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当なし。

第3【指数等の情報】

該当なし。